

福崎町第5次総合計画 (案)

平成26年10月

福 崎 町

目 次

基本構想	1
第1章 まちの将来目標	2
1-1 基本理念と将来像	2
(1) 基本理念	
(2) 将来像	
(3) まちづくりの主体像	
1-2 将来人口	4
1-3 土地利用等	5
(1) 住宅ゾーン	
(2) 田園居住ゾーン	
(3) 農業振興ゾーン	
(4) 森林保全ゾーン	
(5) 商業ゾーン	
(6) 工業ゾーン	
(7) 文化ゾーン	
(8) 学園ゾーン	
(9) レクリエーションゾーン	
(10) まちの構造	
第2章 まちづくりの基本方向（政策）	10
2-1 地域づくり・行政（参画と協働）	10
2-2 教育・文化（ひとづくり）	11
2-3 生活・環境（安全）	12
2-4 健康・医療・福祉（安心）	13
2-5 産業振興（活力）	14
2-6 まちの基盤（利便・快適）	15

基本計画	17
第1章 地域づくり・行政（参画と協働）	18
1. 参画と協働	18
2. 地域づくり	20
3. 国際化	22
4. 行財政	24
5. 情報化と広域行政	26
第2章 教育・文化（ひとづくり）	28
1. 保育・就学前教育	28
2. 学校教育	30
3. 子育て支援	32
4. 青少年健全育成	34
5. 生涯教育	36
6. 人権教育	38
7. 芸術・文化、文化財	40
8. スポーツ・レクリエーション	42
第3章 生活・環境（安全）	44
1. 環境保全	44
2. 循環型社会	46
3. 消防・救急	48
4. 防災・減災	50
5. 交通安全	52
6. 防 犯	54
7. 消費者行政	56
第4章 健康・医療・福祉（安心）	58
1. 保健・医療	58
2. 地域福祉	60
3. 高齢者福祉	62
4. 障がい福祉	64
5. 自立支援	66

第5章 産業振興（活力）	68
1. 農林業	68
2. 商工業	70
3. 観光	72
第6章 まちの基盤（利便・快適）	74
1. 道路・交通	74
2. 上水道	76
3. 下水道	78
4. 公園・緑地	80
5. 市街地整備	82
6. 住宅	84

基 本 構 想

基本構想

第1章 まちの将来目標

1-1 基本理念と将来像

(1) 基本理念

福崎町は、清流市川に育まれた豊かな風土と歴史を背景に、多くの偉人を生んだ学問・芸術文化、“民俗学のふるさと”、さらにはJR福崎駅・インターチェンジをはじめ工業団地、大学、大型商業施設の立地等の特性をもったまちです。これらを大切にしながら、住みよいまちづくりを進めてきました。今後は、さらに住みつづけたいまちをめざし、一人ひとりを大切に、福崎町自治基本条例※をふまえた自律（立）のまちづくり※を基本に参画と協働により、調和のとれたまちづくりを積極的に推進していくことを、まちづくりの基本理念として掲げます。

※福崎町自治基本条例……自治を推進するにあたり、各主体の役割や責務を明確にし、自助・自律（立）・共助・公助のまちづくりを基本理念に町民主体の自治の実現を図るための基本的事項を定めた条例です。

※自律（立）のまちづくり…自律とは、自分で守るべき決まりをつくり、それに従って行動すること、自立とは、自分の力で主体的に行動していくことを言います。

(2) 将来像

本町のめざすべき将来像の基本姿勢は、第4次総合計画（平成16年：2004年策定）の目標である「活力にあふれ、風格のある、住みよいまち」の継承発展とします。

第4次総合計画策定後の本町に関連する新しい社会の動きとしては、町民の安全安心を守る社会へ、次の世代に良きものを引き継ぎ、創造する社会へ、自律（立）のまちづくりのしくみを備えた社会へなどがあげられます。

この間に、施設としては、町立図書館をはじめ、幼稚園・子育て支援センター、辻川山公園、旬彩蔵等の整備を進め、基盤では中島井ノ口線、下水道の住居地域の整備が完了しました。また、風格づくりとしては、大庄屋三木家住宅の修理をはじめ民俗辻広場まつりの開催、もちむぎの知名度の向上、食育の推進などに取り組み、工業団地も完売しました。参画と協働面では、神戸医療福祉大学など大学との連携強化、自律（立）のまちづくり交付金の創設、福崎町自治基本条例の制定等を進めてきました。

これらのことから、福崎町は、産業と学園のまち、さらに参画と協働によるまとまりのあるまちとして発展が期待されています。このような中で、本町に求められているまちづくりの重要な課題は、まちの資源活用により“福崎らしさ”を明確化し、その周知を図り、情報を発信することです。時代が、ものからころへ、量から質へ、開発から保全・活用へ、つ

くるからつかうへ、成長から成熟へ、住民ニーズの多様化・高度化する中で、人と人とのつながりを大切にし、一つのまちにおいて、「働く、学ぶ、住む」の3機能がさらに調和のとれているまちをめざします。

したがって、本町のまちの将来像は次のとおりとします。

活力にあふれ 風格のある 住みよいまち
～住んで、学んで、働いて 未来につながる福崎～

(3) まちづくりの主体像

住民や自治会等の団体、大学・事業所、町行政などこれからの福崎町を構成する各々の主体は、対等協力関係にあって次のような役割を担いながら、まちづくりを進めます。

①町民（住民及び自治会等の各種団体、町内へ通勤または通学する人及び町内で事業または活動を行う団体（大学、事業所等））

- 住民は、一人ひとりが日々の暮らしのなかでまちづくりに向けて努力を重ねるとともに、相互に支え合います。
- 自治会やボランティア・NPO等の団体は、各住民が個別に取り組むのが難しく町行政として取り組むより効果的な活動などを担うことが期待されます。
- 近隣都市、また町外の視点も踏まえた生活・活動圏域民として、情報・価値観等を共有して交流・連携により、まちづくりにも関わり、貢献します。
- 居住環境などの環境に配慮して地域貢献や地域社会との調和を図るように努めます。

②町行政

- 住民の自律（立）を支えるとともに、町政運営の担い手として、町行政にしかできない専門的な業務や社会基盤の整備を進めます。
- わかりやすい情報提供に努め町民への説明責任を明確にするとともに、多様化・高度化する行政需要に的確に対応し、効果的な行政運営をめざします。
- 町民がより活動しやすくなるように、行政情報や活動の場・機会の提供、活動を支える仕組みや組織づくりなどの支援を行います。

1-2 将来人口

全国的な少子化・高齢化の中で、わが国の人口は減少傾向にあります。このような状況の中で、本町において近年の出産や転入転出などの状況が今後も続くとした10年後の人口は、

18,500人程度と予測されています。

今後は、「活力にあふれ 風格のある 住みよいまち ～住んで、学んで、働いて 未来につながる福崎～」をめざし、良好な住環境の充実や子育て支援をさらに進め、“福崎らしさ”づくりに取り組みます。その中で、住み続けたい、もう一度住みたい、移り住みたいまちづくりを進め、目標年次における将来人口は、19,500人と設定します。

また、福崎町の特性である交通の要衝、まとまりのよさ、工業団地・大学・中小企業大学校の立地、文化勲章受章者ゆかりの地、大庄屋三木家住宅等の歴史文化遺産の蓄積などから、福崎町独自の人口の考え方を設定します。

福崎町でのまちづくりとしての人口は、住む人とともに通勤・通学する人、さらに町を舞台に活動・交流する人、町出身者や関係者、来訪者など（福崎応援民）、福崎町を想うすべての人々としします。

その人々を 福崎“つながり^{ひと}” とよびます。

福崎町の魅力を町民が気づき町外にもその魅力を発信し続け、福崎“つながり^{ひと}”を維持し、さらには増加させることをめざします。

1-3 土地利用等

本町は、北西部と東部を中心に山林が広がり、中央部を南北に流れる市川をはさんで東西それぞれに市街地が形成されてきました。市街地と山林の間はほとんどが農地で、その中に集落が点在しています。町域のほとんどが都市計画区域で、町の中央部が市街化区域、その周辺地域が市街化調整区域、北西部の一部は都市計画区域外となっています。特に市街地は、市川西側のJR福崎駅周辺および市川東側に広がり、福崎インターチェンジ周辺および県道三木穴栗線沿いに新しい市街地が形成され、拡大されつつあります。

南方面に開けた盆地的なまとまりのある自然地形や景観を生かし、土地利用に一定の方向性を与えながら、限られた土地を有効に活用していきます。そのため、「住む」「働く」「学ぶ」「憩う」「遊ぶ」といった都市機能の充実や有効活用に向け、拠点(点)・ネットワーク(線)・ゾーン(面)からなる将来のまちの構成(フレーム)を設定します。

具体的に各々のゾーンの方向性と相互の関連を次のとおり定め、均衡のとれた土地利用ができるように計画的に取り組むこととします。

(1) 住宅ゾーン

住宅ゾーンは、主として町中央部の市街化区域で形成し、良好な住宅地づくりを進めます。

既存住宅地については、快適で住みよいまちづくりへの指導と誘導を進め、良好な住環境の整備と合理的な土地利用の実現に努めます。

JR福崎駅周辺は、公共交通機関利用者や近隣住民利便性施設の整備された住宅ゾーン、及び来訪者に対する交流拠点として、“まちの顔”と位置づけ、本町の玄関にふさわしい土地利用を進めます。

また、市街化区域内の農地等の未利用地については、民間開発の誘導などにより、良好な住宅地の供給を図ります。

(2) 田園居住ゾーン

田園居住ゾーンは、住宅ゾーンに隣接または近接する市街化調整区域内の既存集落などで形成し、一定の条件を満たす地区において、地縁者の住宅の建築及び地域や日常生活に必要な施設の立地の促進を図ります。

(3) 農業振興ゾーン

農業振興ゾーンは、市街化区域を除く市川両岸の平野や七種川の上流地域および平田川流域に展開する農地、ため池、集落で形成し、農地として生産の場であるとともにゆとりと広がりのある美しい田園景観を有するゾーンです。したがって、豊かな自然と美しい景観を保

全しながら、農業振興地域では、農業生産の基盤を強化するため、ほ場整備などを計画的に推進します。また、農地の集積化と生産性の向上を図るため、担い手農家や営農組織を育成・強化し、農地の保全に努めます。さらに、伝統的な食文化を育んできた家族農業を守りつつ、地域活性化対策として新たな特産品の研究・開発をおこなうとともに、地域資源を活用した都市との交流を進めることにより農地の有効利用を図ります。

(4) 森林保全ゾーン

森林保全ゾーンは、北西部と東部に位置する広大な森林で、恵まれた自然環境の一つであり、水源のかん養、保健・休養など公益的な役割を担う、すぐれた自然景観を有するゾーンです。したがって、豊かな自然と美しい景観の総合的な管理による保全と整備に努めます。

(5) 商業ゾーン

商業ゾーンは、福崎インターチェンジ周辺および県道三木宍粟線沿いなどで形成し、商業の活性化と住民サービスの向上を図るため、商工会などと連携し、地域生活を支える既存商業地などの活性化に取り組みます。

インターチェンジ周辺などは住民及び町外からの来訪者対応と位置づけて、道路整備による南北方向や市川西部方向への拡大を想定し、健全な広域商業の拠点地区としての育成に努めます。

(6) 工業ゾーン

工業ゾーンは、中国自動車道南側の東西2ヶ所に立地する福崎工業団地・福崎企業団地と福崎町東部工業団地で形成し、工業団地の拡充も視野に入れながら、道路網の整備、既存産業との技術、情報、人的交流などへの配慮に努め、良好な工業団地としての充実に努めます。

(7) 文化ゾーン

文化ゾーンは、辻川界限、文化センター・エルデホール周辺、図書館・道の駅予定地周辺の3地区で形成し、風格のあるまちづくりの拠点として、各々、歴史文化・観光資源の保全・活用、文化拠点として、交流・文化・レクリエーション拠点としての整備・充実に努めます。

(8) 学園ゾーン

学園ゾーンは、神戸医療福祉大学・中小企業大学校関西校・中小企業総合センター跡地で形成し、風格のあるまちづくりの拠点として、行政や住民、企業などとの連携の強化を進めます。

(9) レクリエーション・観光ゾーン

レクリエーションゾーンは、七種川上流の青少年野外活動センターや八千種自然活用村を中心とする区域とゴルフ場で形成し、観光等で訪れる人々の健康づくりやレクリエーションの場として活用を図ります。

(10) まちの構造

以上のゾーンとあわせて、まちの構造については、国土軸（中国自動車道）を形成し大阪都市圏と九州方面を東西に結ぶ軸を「広域連携交流軸」（活力の軸）、市川流域から日本海側まで含めた兵庫県内を南北に結び（播但連絡道路・国道 312 号・JR 播但線）、環境との共生を象徴する市川及び観光を象徴する銀の馬車道を含めた軸を「地域連携交流軸」（生活・環境・観光の軸）として設定します。また、地域交通核である JR 福崎駅を中心として、市川の東西にある歴史文化観光資源の保全・活用核と学園ゾーンを結び、文化拠点核や交流・文化・レクリエーション拠点核を連携する「福崎まちなか連携交流軸」（風格の軸）を設定します。

土地利用概念図

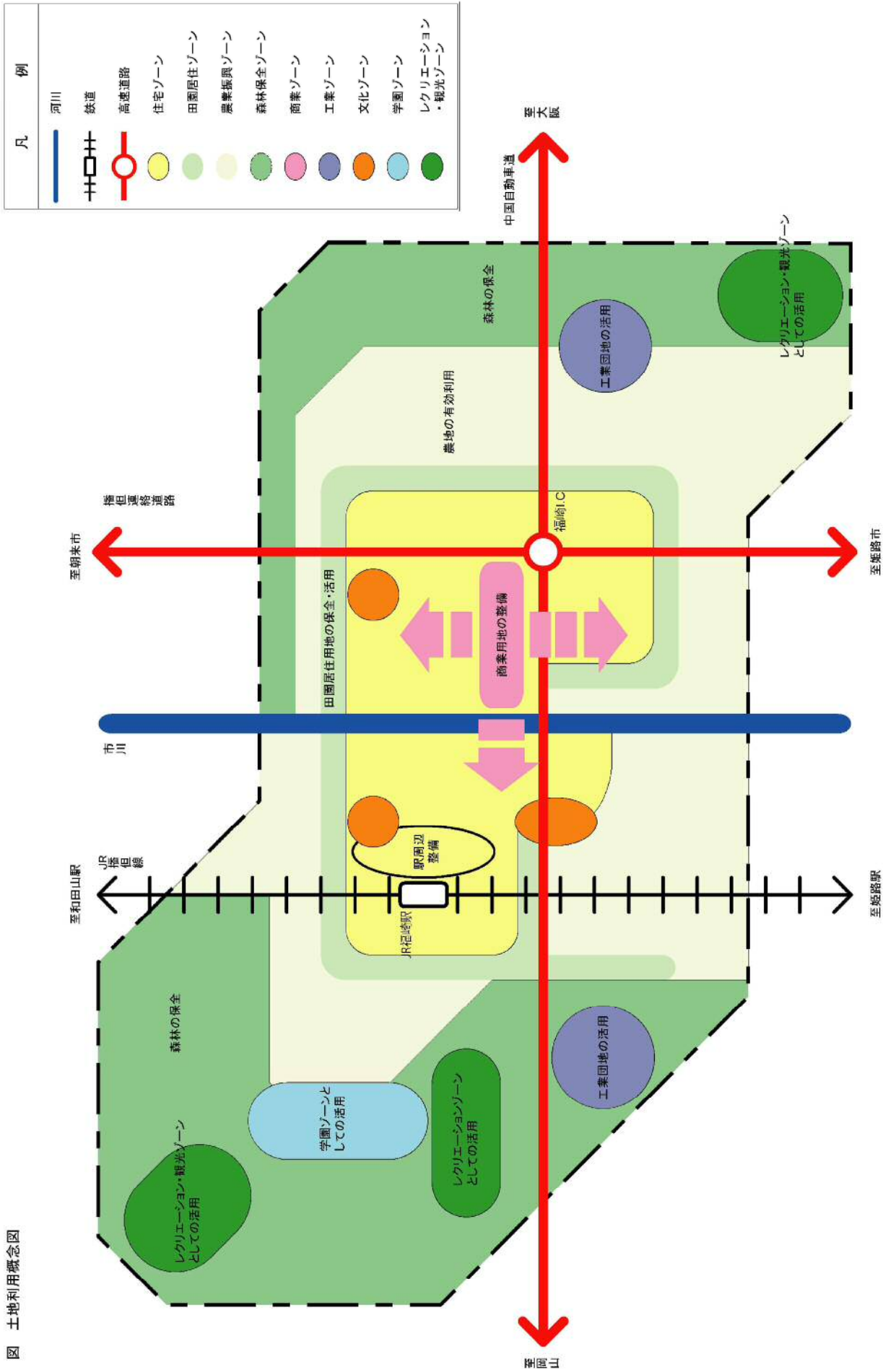


図 土地利用概念図

まちの構造図

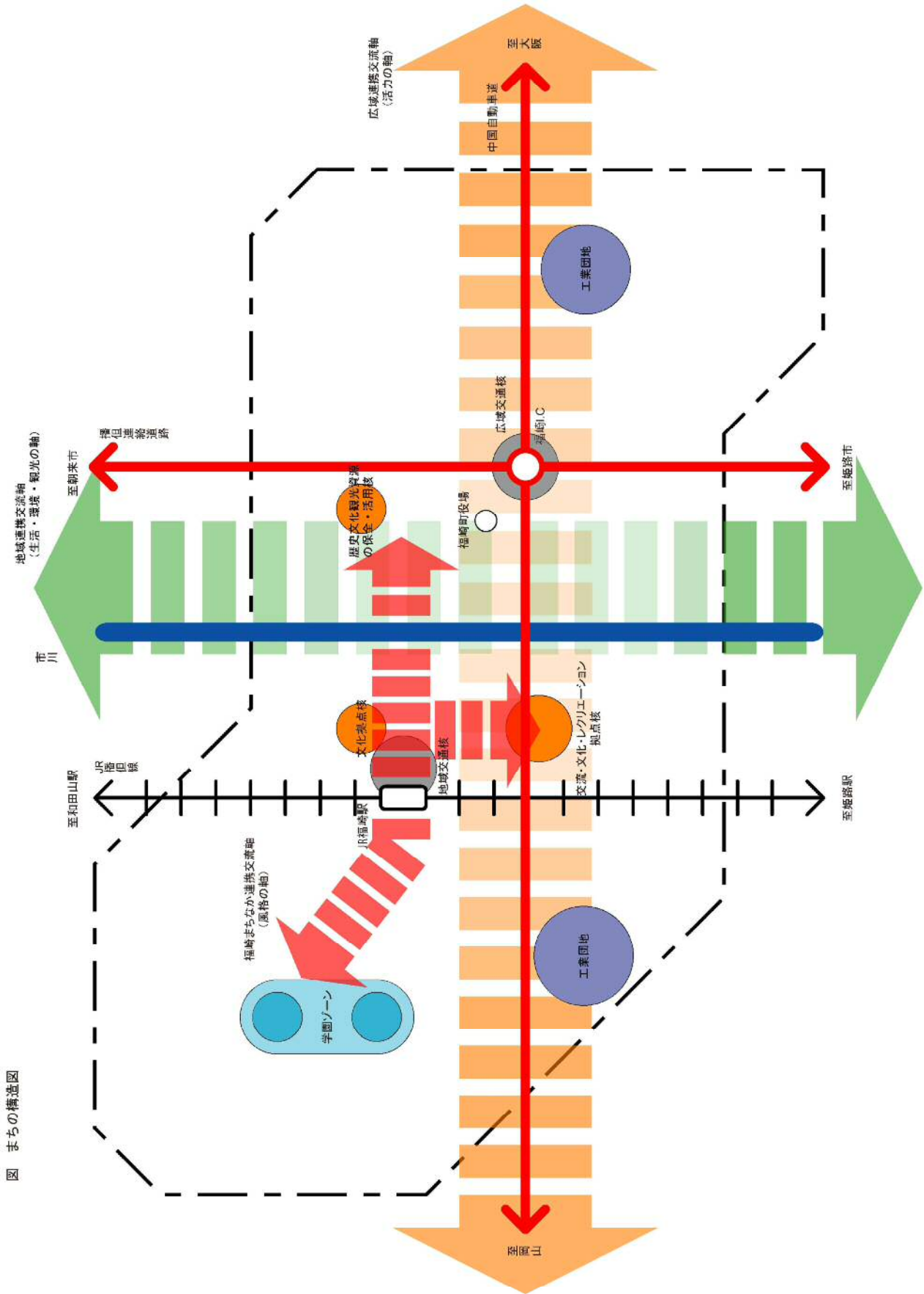


図 まちの構造図

第2章 まちづくりの基本方向（政策）

2-1 地域づくり・行政（参画と協働）

近年、阪神・淡路大震災や東日本大震災の経験をはじめ、価値観の多様化、地方分権、行財政体制の変革などにより、住民や団体、大学・事業所などが行政とともにまちづくりへの参加や参画が進んでいます。本町においても、福祉などの分野をはじめ各種ボランティアや住民、大学を含む事業者、学生・生徒などの参加によるまちづくり活動が活発化しています。

今後は、住民などの活動をさらに活発化することをめざし、各主体の役割を明確化し自律（立）のまちづくりを基本に協働や連携による活動を進めます。

参画と協働については、各主体がまちづくりに参画できる環境を整え、地域や住民、大学や事業所などと行政が相互に情報の提供・共有を図りながら協働するまちづくりを進めます。また、男女の人権が平等に尊重され、責任を分かち合いながら、活力ある地域社会づくりをめざします。

地域づくりについては、働く場所、学ぶ場所が備わっているという優位な特徴を活かしながら、今後も昼間人口の増加をめざして、町外からの就業者や大学生などを含めた相互交流や連携が図れるコミュニティ団体のネットワークの構築をめざすとともに、自治会をはじめとするコミュニティ活動の活発化を進め、地域の人々のつながりを深めます。

国際化については、外国人にとって安心できる、住みやすい環境づくりをめざすとともに、語学や国際理解のための教育の場の充実に努め、国際化に対応した人づくりやまちづくりにより、相互理解を深め、国際交流を進めます。

行財政及び情報化と広域行政については、地方分権の流れを見通しつつ、職員の資質向上や情報公開を進めながら行政改革に取り組み、中長期的な視点に立って計画的、効率的な行財政運営に努めるとともに、近隣市町と連携しながら広域行政を進めます。

2-2 教育・文化（ひとづくり）

時代の変化が激しく、価値観が多様化する中で、時代を切り開き、自他の生命を尊重し、たくましく生きる知恵と技術と心を次世代に伝え、お互いの個性を尊重し、こころ豊かな人づくりを展開していく新しい社会を創り出すことが求められています。一方、少子高齢化、生産年齢人口の減少といった人口構造の変化は避けがたく、この動向を踏まえた子育て支援の充実が求められています。また、教育委員会制度改革に基づく教育施策などの充実が求められています。さらに、地域固有の文化への関心が高まる中、それを支える風土をはじめとした文化財、人材などの再評価により、その地域らしさをのばしていくことが重要です。

今後は、こころ豊かなひとづくりをめざし、子どもから高齢者すべての人が自己実現できる環境整備をはじめ、ゆとりや個性、心の豊かさ、生きる力を重視した教育・学習の場づくりを進めます。また、数多くの歴史的・文化的資源を活用して地域文化の振興を図るとともに、スポーツ・レクリエーションの推進に取り組みます。

保育・就学前教育については、保育ニーズに対応できる体制を整え、保育サービスの充実と質の高い就学前教育を推進します。

学校教育については、保護者や地域住民の参画により、子どもが安全で安心して学べる良好な環境づくりを進めます。また、町内に大学までの教育機関がそろっている環境を生かし、各世代の教育の充実や教育機関相互の連携を進めるとともに、家庭・学校・地域の連携をより緊密にし、社会の中で主体的に生きる力や創造性を育む教育を推進します。さらに、本町への愛着や理解が深まるように、豊かな自然環境、郷土の歴史・伝統文化などを生かした体験型学習の機会提供を進め、特に“民俗学のふるさと”として、ふるさとを大切にすることを育むひとづくりを推進します。

子育て支援については、子育てへの不安感が解消され、安心して子どもを産み育てることができ、子どもが健やかに成長できる環境を整えます。

青少年健全育成については、青少年が地域の中でともに支えあう意識や地域への愛着を持ち、地域社会・行事などへ積極的に参加ができる環境づくりをめざします。

生涯学習については、幅広い世代に学習活動の機会と成果発表の場を提供し、時代背景や社会状況に応じた事業を展開し、自己実現を行うための環境を整えます。

人権教育については、人権尊重の理念が社会の行動基準として定着し、住民一人ひとりが互いを認め合う「共生社会」の実現をめざし、家庭、地域社会、学校、職場などあらゆる場において、人権意識を高揚し、人権文化が開花するまちを推進します。

芸術・文化、文化財については、先人を顕彰するとともに、その生き方や功績などを体験的に学び、ひとづくりやまちづくり、地域間交流に生かします。また、住民主体の文化芸術の企画や住民が誇りと愛着をもって文化財保存継承活動に参加できる環境づくりを進めます。

スポーツ・レクリエーションについては、住民のニーズに応じた活動の場や気軽に参加できる環境づくりや健康づくりを進めます。

2-3 生活・環境（安全）

地球温暖化の問題をはじめ阪神・淡路大震災や東日本大震災の教訓などから、環境や防災・防犯に対する意識や対応が求められる中で、火災をはじめ、地震、風水害、土砂災害などの対策の整備とともに、地域での人と人とのつながりが重視されています。

今後は、地球全体の環境保全への対策をはじめ、自然環境の保全や循環型社会の形成など、住民が主体となった良好な環境づくりや防災・防犯のまちづくりを推進します。また、広域的な視点での環境問題への積極的な取り組みを図り、自然の恵みの中で安全で安心して住み続けられる環境づくりを進めます。

環境保全については、住民や町内事業所の参画により、環境保全などに対する意識の高揚や醸成を図るとともに、住民が自然と共存する生活環境づくりをめざします。

循環型社会については、行政と住民・事業者が協力してごみの減量化と再資源化を推進し、環境負荷の小さい社会をめざします。

消防・救急については、複雑で多様化する様々な災害に迅速かつ的確に対応するとともに、住民の意識向上などにより火災発生時における被害の軽減に努めます。

防災・減災については、災害危険個所に対し山地崩落対策及び浸水対策などの改修整備を進めながら、日常的な住民自らの防災意識などの向上を図るとともに、災害時には住民自ら安全に避難を行えるように対応を図ります。また、災害時には自主防災組織が中心となって安全に避難、誘導を行うとともに、関係機関と連携した防災体制を確立します。

交通安全については、交通安全意識を高め、関係機関との連携により安全・安心なまちづくりを進めます。

防犯については、行政、住民、各種団体が一体となった防犯環境づくりにより、犯罪のない地域づくりを進めます。

消費者行政については、消費者への情報提供や教育の充実により、消費者意識の向上と自主的な消費者団体活動の活性化を図り、自立した消費者による安全・安心な暮らしの実現をめざします。

2-4 健康・医療・福祉（安心）

健康は自分自身で守り育てていくことが基本であり、家庭や地域のつながりなどを生かし、みんなが健やかに暮らすことができ、誰もがいきいきと活動する社会が求められています。

このため、「保健」と「医療」と「福祉」の連携を図り、これまでの地域コミュニティを生かした予防から治療、リハビリテーション、ケアまでの健康づくりと予防医療や地域福祉などの一貫した取り組みとともに、そのための人材育成を重視しています。

今後は、すべての人にとって住みよい、住み続けたいまちづくりをめざし、一人ひとりの主体的な健康づくりの支援に取り組みます。また、高齢者や障がい者が生きがいや目標を持って暮らせる環境づくりを進めます。

健康・医療については、食育や健康体操による健康づくりを広げるとともに、各世代での疾病に対する早期発見、早期治療のできる環境づくりや、家庭や関係機関などとの連携のもとに、地域予防医療の充実に努めます。さらに、保健・医療・福祉のネットワークの充実ににより、きめ細かで総合的な支援体制の整備を進めます。

地域福祉については、ユニバーサル社会を構築し移動・買い物支援の環境づくりに取り組むとともに、地域に関わるすべての人がそれぞれの役割を担い、「共に生きる社会づくり」をめざします。また、高齢者や障がい者もすべての人が、大切な社会の一員として参加することができるよう、自立し、安心して快適に暮らすことができる社会の実現をめざします。

高齢者福祉については、地域全体での支えあいなどにより、高齢者が健康で生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心していきいきと生活ができることをめざします。

障がい福祉については、障がいの有無に関わらず、世代を超えて支えあいながら生活できるまちづくりをめざします。

自立支援については、生活困窮世帯や母子父子世帯への適切な支援を行うとともに、地域の連携による自助・共助の福祉社会づくりを進めます。

2-5 産業振興（活力）

わが国の経済はグローバル化が進展し、景気については先行きが不透明な状態が続いています。地域に密着した商業や農林業については、後継者問題などの課題が発生しています。一方、地産地消を重視した農業をはじめ、地域の優位性を生かした産業や、地域の雇用の創出に寄与する地域に根付いた産業などの振興が重視されています。

本町においては、市川流域の平野部では、米作中心の農業が営まれています。また、中国自動車道と福崎インターチェンジなどの広域交通条件の良さなどから工業団地や沿道型サービス店舗などの立地が見られ、町外からの就業者や利用者も多い状況です。

今後は、健康志向を支える安全・安心で新鮮かつ価値観の多様化に対応した食材を提供するため、生産から加工、販売にいたるまで一貫した取り組みを進めます。また、国土軸と兵庫県の南北軸の交点で自動車専用道のインターチェンジがあるという広域立地条件・交通条件の良さや、姫路都市圏の豊富な労働力を有するという条件を生かし、工業の振興を支援します。さらに、既存商店街の振興の支援とともに、地域資源を生かした観光・交流の振興を進めます。

農林業については、安定した農業経営を確立するため、生産基盤の整備、営農組織や後継者など担い手の育成を図るとともに、消費者が求める安全で高品質な農産物を提供できる農業の育成を支援します。また、地産地消の推進や都市との交流を進め活性化を促し、農地の多面的機能を維持するための啓発に努めるとともに、森林の持つ公益的な機能を果たすために育成・保全を進めます。

商工業については、商工会との連携を強化し商業経営の充実を図ります。既存商業の振興の支援をはじめ、沿道サービス型の商業集積の充実に努めます。また、工業団地は多くの優良企業が操業しており、この経済基盤を維持するとともに、若年層の定着化や地元住民との交流や雇用確保に努めます。さらに、技術、情報、人的交流などの促進により、町内企業の育成などを支援します。

一方、空き店舗などの解消のための施策を検討し、いわゆる買い物難民への対応として、公共交通機関の再整備や職住近接型のまちづくりをめざします。また、もち麦をはじめとする特産品や観光資源の掘り起こしや、道の駅やJR福崎駅周辺整備などに伴う施設整備の取り組みを進めます。

観光については、広域交通条件の良さを生かしながら、住民のおもてなしの心や地域に対する誇り、郷土愛の醸成とともに、自然や歴史・文化、農産物や加工品の活用を進め、観光・交流の振興を図ります。

2-6 まちの基盤（利便・快適）

本町は、ほぼ中央部を南北に市川が流れ、その東西の中央部に市街地を形成しています。町の西部を南北にJR播但線、道路では東西に中国自動車道及び県道三木宍粟線、南北に播但連絡道路及び国道312号が通り、JR福崎駅と福崎インターチェンジがあり、広域的な交通の要衝です。

今後は、姫路市の近郊であるという立地条件や広域交通条件の良さ、さらに自然に恵まれ、歴史・文化を有するまちの特性を生かしながら、時代の変化に対応した都市計画の見直しを図りつつ市街地の整備などを進め、良好な市街地形成を図ります。また、安全性の確保から、利便性、快適性、さらに魅力の向上をめざし、良好な景観の形成と誘導をはじめ文化の香るまちの風格づくりに努め、住みよさを重視した基盤づくりを進めます。

道路・交通については、環境や交通弱者へ配慮し、安全かつ快適な交通ネットワークにより利便性が向上した道路交通網づくりを進めます。

上下水道については、安全で安心な水道水を安定して供給することをめざすとともに、下水道への接続率の向上に努めます。

公園・緑地については、健康づくりやふれあいと憩いの場となる既存公園施設の維持管理や緑化が住民参加により進むよう支援するとともに、自然を保全した公園の整備充実を図り、うるおいのあるまちづくりを進めます。

市街地整備については、利便性や景観などに配慮した“まちの顔”づくりをめざし、やすらぎの居住空間の創出と育成をはじめ、周辺地域の交通核としてJR福崎駅周辺の整備、市街地発展を支える幹線道路体系の整備など、市川東西の一体化をめざしたまちづくりを進めます。

住宅については、多様な住宅需要に対応した住宅供給、安全・安心な住まいづくりと空き家対策を促進し、住みたくなるまちとして生活環境の充実を図ります。

基 本 計 画

第 1 章 地域づくり・行政（参画・協働）

第 2 章 教育・文化（ひとづくり）

第 3 章 生活・環境（安全）

第 4 章 健康・医療・福祉（安心）

第 5 章 産業振興（活力）

第 6 章 まちの基盤（利便・快適）

まちづくりの柱	第1章 地域づくり・行政
施策	1 参画と協働

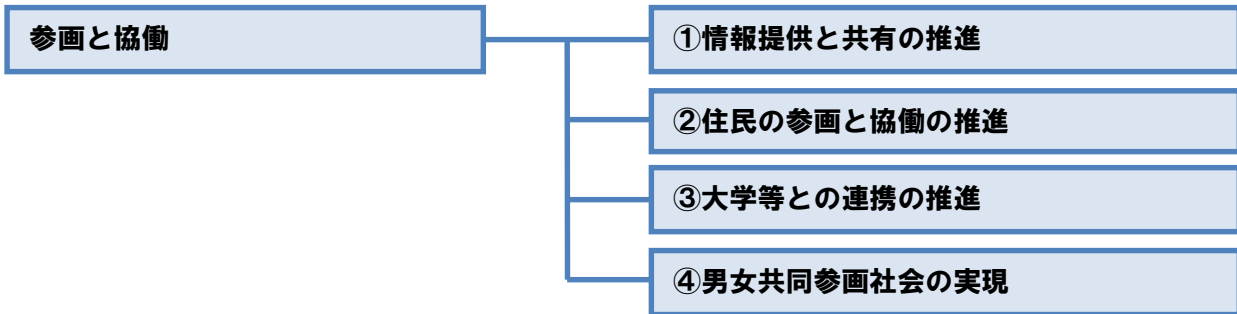
◆将来のあるべき姿

町民同士や町民と行政が連携して共に考え共に汗を流す協働のまちづくりが推進されているとともに、責任を分かち合いながら、活力ある地域社会を築いています。

◆施策の構成

【施策】

【取り組み】



◆現状と課題

地方分権の進展や経済情勢の変化、社会の成熟化にともない、行政サービスの面においても町民のニーズが複雑・多様化し拡大を続けています。本町では、町民との参画と協働のまちづくりをさらに進めるために、福崎町自治基本条例を制定しました。今後も、積極的な情報提供を行い、町政に関する情報を町民と行政が互いに共有し、町政に対する理解と認識を深めて、公正で開かれた町政を推進するとともに、町民の知恵や行動力を積極的にまちづくりに反映できる機会の確保が必要です。また、地域の大学などと行政との連携・交流を進めていくことが重要です。さらに、すべての人が性別にかかわらず、社会のあらゆる分野で、その個性や能力を発揮できる社会の実現をめざすことが求められます。

① 情報提供と共有の推進

広報・ホームページなどで行政情報を発信し、町民との情報共有に努めています。また、福崎町情報公開条例に基づき、公文書の公開も行っています。今後、さらに参画と協働を進めるには、情報の共有を推進する必要があります。

② 住民の参画と協働の推進

福崎町自治基本条例の趣旨に基づく施策展開により、行政への住民参加の機会が増えています。町民が、パブリックコメントや公募委員などを通じて積極的に意見を述べたり、まちづくり活動に参画できる機会を設け、さらに参画と協働のまちづくりを促進する必要があります。

③ 大学等との連携の推進

町内には神戸医療福祉大学や中小企業大学校関西校があり、神戸医療福祉大学とは公開講座や学生ボランティアや福祉関連での官学連携が行われています。また、兵庫県立大学とのもちむぎレシピ開発や神戸大学との文化財研究などの連携も活発になっています。今後も大学との連携を進め、大学が持つ知識、技術、人材などの資源をまちづくりや町の活性化に生かしていく必要があります。

④ 男女共同参画社会の実現

行政・政治など、政策・方針決定過程への女性の参画率は低く不安定な雇用状態にあるなど、女性の自立と社会参画の推進が求められています。本町では女性委員会を設置し、女性問題及び町政に対する率直な意見・提言が出されています。活力あるまちづくりには、女性の社会進出と能力発揮が不可欠です。男女共同参画社会の実現に向けて啓発・教育などの充実を図る必要があります。さらに、性別による固定的な役割分担意識の解消に取り組む必要があります。

◆めざそう値

名称	実績 (H20)	現状 (H25)	目標 (H30)
町ホームページアクセス件数	89,000 件	100,000 件	150,000 件
懇談会など町政に参加参画する町民の割合※	—	13.3%	17%
審議会委員などへの女性登用率	—	26.2%	30%

※…平成 25 年 11 月実施住民アンケート（全世帯対象）より

◆町の取り組み

① 情報提供と共有の推進

- わかりやすい広報紙の作成やホームページなどによる積極的かつ迅速な情報提供を行います。
- 情報公開の推進と個人情報の保護を徹底します。
- 広報紙掲載の機会の拡充を進めます。
- 情報収集・発信の体制について検討を行い、組織強化を図ります。

② 住民の参画と協働の推進

- パブリックコメントや公募委員などを通して、積極的に意見を募り、広聴活動に努めます。
- まちづくりにおいて、住民との参画と協働の機会づくりを促進します。
- 住民やボランティア団体・NPOのまちづくり活動への参加を促すとともに「アドプト事業」などの利用拡大を図り、各活動団体への支援を行います。

③ 大学等との連携の推進

- 多様な住民ニーズに的確に対応できるよう、専門的な知識を持った大学などとの連携・交流を推進し、情報発信します。
- 大学や学生と連携した活動を拡充します。

④ 男女共同参画社会の実現

- 家庭・地域・学校・職場などの様々な場面において、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会慣習などの見直しや女性の人権侵害の解消を進めるため、関係機関と連携し、啓発活動を推進します。
- すべての住民が男女平等の意識づくりや、男女が平等に個性や能力を伸ばすことができる学習機会の充実に努めます。
- 町政における政策・方針決定過程への女性の参画拡大のため、審議会委員などへの積極的登用を進めます。

◆住民等の取り組み例

- 広報やホームページの活用による町政への情報の共有、自らの情報提供
- パブリックコメントや公募委員などを活用したまちづくりへの参画
- 大学や学生が行うイベントや活動への参加、協力
- 職場、学校、家庭、地域などにおいて、男女共同参画への理解、意識改革
- 地域・各種団体役員などへの女性登用の推進
- 家庭生活における育児や介護などの負担・責任を男女での分担

《大学》

- 地域・事業者・町などとの連携を推進

《事業者》

- 女性が働きやすい職場環境を整備し、仕事と家庭生活の両立の支援

◆連携する施策

1－2 地域づくり	2－3 子育て支援	2－4 青少年健全育成
3－1 環境保全	3－3 消防・救急	3－4 防災・減災
3－6 防犯	4－1 健康・医療	4－2 地域福祉
4－5 自立支援		

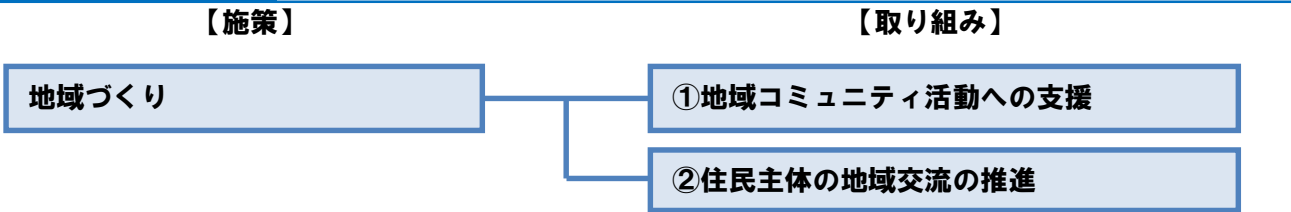
◆分野別計画等

まちづくりの柱	第1章 地域づくり・行政
施策	2 地域づくり

◆将来のあるべき姿

地域のボランティア団体やNPOなどの活動が活発化し、地域における住民主体のまちづくりが行われています。各地域においては、自治会をはじめとするコミュニティ活動が活発に進められて、地域の人々のつながりが深まり、住民主体の地域交流が促進されるとともに、地域における交流拠点の活用が図られています。さらに、自治会の枠を超えた校区単位の広域的な取り組みや交流も深まっています。

◆施策の構成



◆現状と課題

近年、都市化や核家族化、少子高齢化などにより、住民同士の連帯感や交流が希薄になりつつあり、地域における様々な課題が顕在化する中で、それらを地域で解決する活動や取り組みが求められています。このような状況の下、住民にとって最も身近な存在である各自治会では、幅広い世代間の活動や交流が行われており、その重要性はますます高まっています。また、安心して暮らせる魅力ある地域づくりのために、地域住民のみならず、町外からの就業者や大学生などを含めた、ボランティアなどの活動を行う団体との連携・調整を行う拠点整備を行い、コミュニティ活動における情報提供の充実やネットワーク化の推進を図ることが求められています。

① 地域コミュニティ活動への支援

地域の特性に応じた魅力あるまちづくりの推進や自治会活動を促進するため、「自律(立)のまちづくり交付金事業」を実施するなど、地域づくりに取り組む活動の支援を行っています。また、各種ボランティア団体やNPOなどによるコミュニティ活動も広がりをみせている状況です。今後も、自治会などのコミュニティ活動を促進するために、社会福祉協議会や関係機関と連携しながら支援を行っていく必要があります。

② 住民主体の地域交流の推進

地域コミュニティでの連帯感や住民交流が希薄になりつつある中、住民相互の信頼関係や社会的関係を求める動きも出てきています。本町では「自律(立)のまちづくり交付金事業」などにより、住民主体の地域活動を推進しているところです。今後も、様々な活動を通して「自分たちの町は自分たちでつくる」という意識の醸成を図りながら、地域交流の機会の拡大や地域の担い手発掘及び育成に取り組む必要があります。

◆めざそう値

名称	実績 (H20)	現状 (H25)	目標 (H30)
コミュニティセンターの利用状況	10,721 人	11,009 人	11,200 人
ボランティア登録団体数	51 団体	47 団体	55 団体

◆町の取り組み

① 地域コミュニティ活動への支援

- コミュニティ活動の促進・支援のための環境整備を行います。
- コミュニティセンター（サルビア会館）は、ボランティア団体・NPOなどに管理運営を任せられるよう検討するとともに、住民活動団体のネットワーク化を図りながら、コミュニティ活動に関する情報発信を行います。
- 地域における様々な団体と連携しながら、地域住民が交流できるイベント開催などの支援を行います。
- 文化センター、エルデホール、学校などをコミュニティ活動に開放し、地域活動の活性化及び施設の利用促進を図ります。

② 住民主体の地域交流の推進

- 自律(立)のまちづくり交付金事業などを継続し、コミュニティ活動の活発化を図り、地域や住民同士の交流を促進します。
- 地域のまちづくりリーダーの担い手育成支援を行います。
- 自治会をはじめとする地域コミュニティへの情報提供や地域づくり研修会の開催などの支援を行います。
- 県民交流広場の活動に対する支援を図ります。

◆住民等の取り組み例

- 各種ボランティアなどの人材登録、活動への参加
- 自治会に加入、自治会活動への参加
- 県民交流広場事業への参加、協力
- 普段から隣近所とのコミュニケーション、交流促進
《自治会等》
- ミニデイやふれあい喫茶などの交流イベントを定期的開催
《大学生や事業者》
- 地域で開催される交流イベントなど地域活動へ参加、地域住民との交流の促進

◆連携する施策

- | | | |
|-----------|-----------|-------------|
| 1－1 参画と協働 | 2－3 子育て支援 | 2－4 青少年健全育成 |
| 3－1 環境保全 | 3－4 防災・減災 | 3－6 防犯 |
| 4－1 健康・医療 | 4－2 地域福祉 | 4－3 高齢者福祉 |
| 4－5 自立支援 | | |

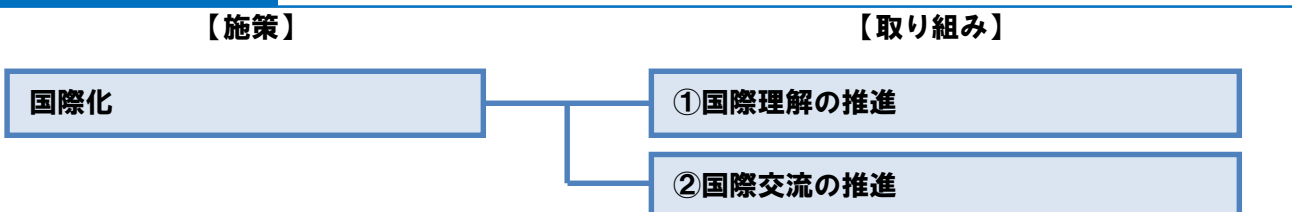
◆分野別計画等

まちづくりの柱	第1章 地域づくり・行政
施策	3 国際化

◆将来のあるべき姿

外国人と住民等が、お互いの文化を理解し、異文化交流を図っています。また、住民自らが外国の文化や言葉を学び、外国人へのきめ細かな配慮を行うことにより、外国人が安心して生活できる、住みやすい環境が整っています。さらに、国際化に対応した人づくり・まちづくりが行われ、相互理解が深まり、国際感覚を持った住民が増え、国際交流が盛んに行われています。

◆施策の構成



◆現状と課題

経済活動のグローバル化や、情報通信技術の発達などにもない、人・もの・情報などが、国境を超え活発に交流しており、国際的な視野や見識を持つことが求められています。本町においては、外国人比率は兵庫県内でも高く、外国人が安心して暮らせる日常生活のサポート、災害及び緊急時のネットワークを構築し、信頼関係を築いて共生していくことが求められています。また、外国人の習慣や価値観などを理解するため、学習機会の充実を図るとともに、外国人との交流を通じて、未来を担う子どもたちの国際感覚を養いながら、国際交流を推進していく必要があります。

① 国際理解の推進

学校教育において、英語指導助手（ALT）を中心とした多文化教育の定着や「イングリッシュフェスティバル」の実施、外国語講座や外国人に日本語を教える「日本語サロン」の立ち上げなど国際化に向けた活動が活発化してきています。これからは、国際的な視野と見識を持つとともに、信頼関係を深めていくために、異文化理解を深めていく必要があります。

② 国際交流の推進

本町では、各国からの研修生が町内各企業で研修を受けており、「国際食文化交流の会」などを通じて、外国人との交流を図っています。しかし、国際交流を担える人材は限られているため、国際化を担う人材を育成しながら住民意識の啓発に取り組み、国際交流を推進する機会づくりに努める必要があります。

◆めざそう値

名称	実績 (H20)	現状 (H25)	目標 (H30)
国際交流の満足度※	—	5%	10%

※・・・平成 25 年 11 月実施住民アンケート（全世帯対象）より

◆町の取り組み

① 国際理解の推進

- 外国人の生活支援として、生活情報や日常生活に関する相談対応、ホームページ、パンフレットなどの外国語表記の促進など、行政サービスの充実に努めます。
- 学校教育において、国際教育・交流及び語学教育を推進します。
- 国際理解の意識を高めるために、言葉・文化に関する講座や教室を開催するなど、学習活動の充実に努めます。
- 「イングリッシュフェスティバル」の開催など語学教育を推進し、未来の国際化を担う人材の育成に努めます。

② 国際交流の推進

- 広報やホームページなどを活用し、国際交流に関する情報の提供を行います。
- 生涯学習活動や講演会を開催するなど、異文化交流への関心を高める取り組みに努めます。
- 企業と連携しながら、「国際食文化交流の会」や「日本語サロン」の開催など交流の機会づくり及び支援・拡充に努めます。

◆住民等の取り組み例

- 異文化への関心を持ち、理解を深め、外国人との交流活動への参加
- 「日本語サロン」などのボランティア活動への参加

《地域や事業所》

- 外国人就労者との交流を深める取り組みの推進

◆連携する施策

1－1 参画と協働	1－2 地域づくり	2－1 保育・就学前教育
2－2 学校教育	2－5 生涯学習	2－6 人権教育
2－7 芸術・文化、文化財	3－4 防災・減災	5－3 観光

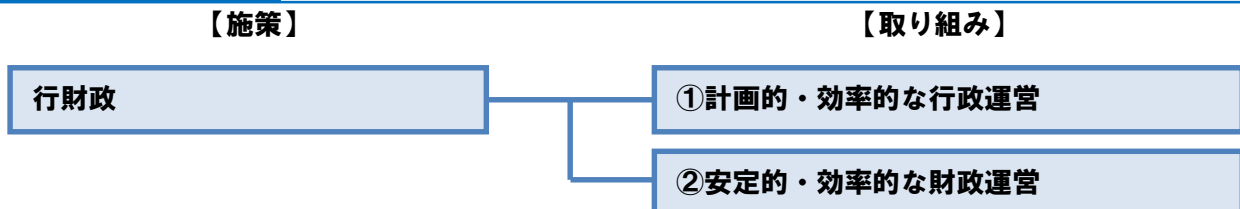
◆分野別計画等

まちづくりの柱	第1章 地域づくり・行政
施策	4 行財政

◆将来のあるべき姿

各種計画や施策の整合性を確保しながら、計画的な行政運営が行われています。また、選択と集中による計画的で健全な財政運営が進められており、効率的で効果的な時代に即した住民サービスの向上が図られています。

◆施策の構成



◆現状と課題

少子高齢化が進展する中、国から市町村への権限移譲にともなう行政体制の整備を図り、住民と行政が協働して、自己決定、自己責任の原則に基づくまちづくりが求められています。これまでも、行政改革大綱（集中改革プラン）に基づき、選択と集中による事業執行を行い、行政事務の効率化や組織の見直し・職員の資質向上に努めるなど合理的な行政運営を行ってきました。これからも、多様化する行政需要に迅速に対応するため、行政改革を推進し、効率的かつ公正な行政運営を推進していく必要があります。さらに、歳出の削減に努め、透明性のある財政運営を推進するとともに、財源の確保に努める必要があります。一方、住民との参画と協働による新たな行政運営が求められています。

① 計画的・効率的な行政運営

安定した歳入を見込むことが困難な状況下で、多様化する住民ニーズや行政需要に対応し、住民サービスの向上を図ってきました。今後も、行政改革を推進し、住民サービスに配慮した行政運営、事務の効率化を行う必要があります。さらに、職員の資質向上と機能的な組織づくりが必要です。また、住民との協働によるまちづくりを推進することが必要です。

② 安定的・効率的な財政運営

地方財政を取り巻く環境は、景気は回復基調にあるもののまだまだ予断を許さない状況にあります。多様化する住民ニーズや行政需要に応えるために、効率的で効果的な財政運営を行わなければなりません。そのためには、歳入では町税の適正課税や収納率向上のほか、住宅使用料などの収納率向上、国・県の補助制度の効果的な活用に努め、積極的な財源確保を図る必要があります。歳出では、事業の必要性、妥当性、費用対効果の観点から事業を精査した上で、計画的かつ弾力的な財政運営に努める必要があります。また、住民の理解を高めるために、財政状況の積極的な開示を進める必要があります。

◆めざそう値

名称	実績 (H20)	現状 (H25)	目標 (H30)
実質公債費比率	16.8%	11.7%	11.7%
職員研修派遣者割合	46.5%	44.5%	50%

◆町の取り組み

① 計画的・効率的な行政運営

- 各種計画や事務事業などの評価・整理を行い、重要度・優先度を考慮した計画的かつ効率的な行政運営を推進します。
- 住民サービスに配慮した効率的で効果的な行政経営を行います。
- 職員研修などによる人材育成や機能的な組織づくりを行います。
- 住民参加によるまちづくりの推進に努めます。

② 安定的・効率的な財政運営

- 税や公共施設等の使用料などの徴収率向上や使用料・手数料の適正化などによる自主財源の確保に努めます。
- 財政計画を策定し、安定的・効率的な財政運営を行います。
- 行政経営とコスト意識を持ち、選択と集中による適正な財政運営を行います。
- 財政状況などを積極的に公開し、健全で透明性のある財政運営に努めます。
- 今後整備が予定されている地方公会計制度において必要となる公共施設などの固定資産台帳の整備を行い、既存施設の長寿命化や更新などについての総合的かつ計画的な「公共施設等総合管理計画」を作成します。

◆住民等の取り組み例

- 町が行うアンケートや委員の公募などへの参加・協力
- 行財政情報に関心を持ち、町政への提案

◆連携する施策

1 - 1 参画と協働 1 - 5 情報化と広域行政 6 - 2 上水道
6 - 3 下水道

◆分野別計画等

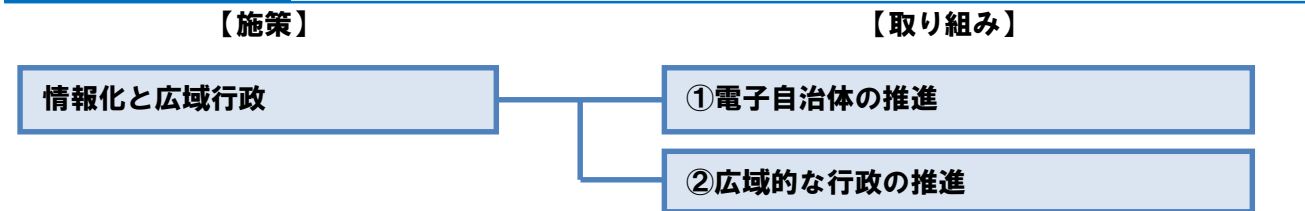
- 福崎町長期財政計画
- 福崎町第4次定員適正化計画

まちづくりの柱	第1章 地域づくり・行政
施策	5 情報化と広域行政

◆将来のあるべき姿

より便利で質の高い住民サービスを実現すべく、高度情報化社会における最適な環境が整備されているとともに、広域的な生活圏における様々な分野の住民ニーズに対応するため、近隣市町との連携を強化し、広域的な事務の効率化が推進されています。

◆施策の構成



◆現状と課題

少子高齢化の進展とともに、本格的な人口減少社会が到来し、多様化する住民ニーズや行政需要、そして地方分権の推進に対応できる行財政の運営が求められています。これまでも事務の電子化や、し尿処理、ごみ処理などの一部事務組合や介護認定業務などの事務の共同化を進めてきました。また、消防業務については姫路市へ委託をしています。一方、本町を取り巻く環境はますます厳しさを増すことが予測され、限られた財源の中で質の高い行政運営と住民サービスが求められています。そのような状況の下、電子システム化による行政事務の効率化や近隣市町との事務の共同化などによる効率的で効果的な広域行政の推進が求められています。

① 電子自治体の推進

住民基本台帳ネットワークや基幹系業務システムなど、庁内業務のシステム化は概ね完了しており、安定したシステム環境下での住民サービスが行われています。また、マイナンバー制度の導入が進められるなど、現代社会における電子化・情報化の流れは速く、国・県などの動向を注視し、行政事務の電子システム化への対応を推進していくことが必要です。また、地方自治体が地域密着の情報を発信するためにSNSなどを活用し、情報発信力を高めていることなどから、その利活用について検討していく必要があります。

② 広域的な行政の推進

本町を含む広域行政圏では、消防業務を姫路市へ委託しており、ごみ・し尿処理、火葬場などでは近隣市町との一部事務組合や事務の共同化により行っています。今後は、国・県の動きや一部事務組合の枠組みについて注視しながら、事務事業の効率化や効果的な事業展開を図るとともに、住民サービスの維持・向上のため、広域行政について構成団体と十分に協議していく必要があります。また、姫路市を拠点とした地方中枢拠点都市及び、国において進められている地方創生に関する動向にも注視し、対応していく必要があります。

◆めざそう値

名称	実績 (H20)	現状 (H25)	目標 (H30)

◆町の取り組み

① 電子自治体の推進

- 国が推進しているマイナンバー制度の電子システム化対応について推進します。
- 情報セキュリティ対策の強化に努めながら、電子自治体の推進を図ります。
- 電子システム化が必要な業務内容を見極め、導入を進めます。
- SNSを活用した情報発信などについて検討を図ります。

② 広域的な行政の推進

- 消防業務をはじめ、環境、保健・医療事務分野の共同処理などについて関係市町と連携しながら、より一層の住民サービスの向上をめざします。
- ごみ処理施設など様々な分野における共通の課題解決に向けて近隣市町との緊密な連携を図ります。
- 国や県の動向を注視しながら、さらに町域を超えた行政ニーズに対応するため、新たな広域連携について研究（産学金官民）を進めます。

◆住民等の取り組み例

- 電子システム化に対しての意見などの提案
- 実施されている広域行政について、その趣旨を理解して事業への協力

◆連携する施策

1－4 行財政 3－2 循環型社会

◆分野別計画等

まちづくりの柱	第2章 教育・文化
施策	1 保育・就学前教育

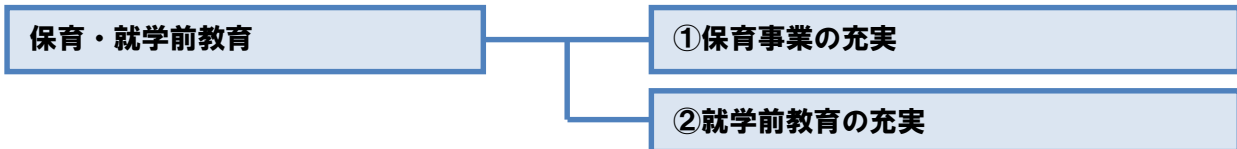
◆将来のあるべき姿

多様な保育ニーズに対応できる体制が整い、弾力的な保育サービスの充実と質の高い就学前教育が推進されています。

◆施策の構成

【施策】

【取り組み】



◆現状と課題

女性の社会進出と共に、子育て世代においても共働き世帯が増加し、当町においても保育ニーズは年々増加しています。子ども・子育て支援法の成立により、今後、子ども・子育て支援新制度がスタートすることで、幼児期の保育や教育が変わろうとしており、子育て世代のニーズに合った保育・就学前教育を展開することが求められています。本町では、保育サービスの充実を図り仕事と子育ての両立を支援するとともに、幼児教育の充実に努めてきました。また、各園において基本的生活習慣の確立に向けて食育に取り組み、保護者にも食育の大切さを伝えてきました。これからは、本町が推進してきた幼保一体化運営を更に充実させるために、保育・教育を一体的に行い、保育所と幼稚園の両方の良さをあわせ持つ認定こども園への移行を視野に入れ、保育サービスの充実と質の高い就学前教育を進めていく必要があります。

① 保育事業の充実

核家族化や女性の社会進出などにより、保育時間の拡大や学童保育などの子育てに関するサービスの充実が求められています。本町では、平成26年度で幼保一体化施設の整備が終了し、すべての校区で幼保一体化運営が実施可能な環境が整います。一方、低年齢児からの入所児童数の増加にともなう保育士の確保と保育サービスの充実が課題となります。

② 就学前教育の充実

幼保一体化した環境での保育・就学前教育に取り組むとともに、就学前教育から学校教育への継続に関しては、幼稚園と小学校の交流事業などにより相互理解を深め、小1プロブレムの解消に向けた取り組みを実施してきました。さらに、就学前教育の充実が求められます。幼稚園では、母親の就労人口増加にともない園児数が減少傾向にある一方で、就労していない保護者からは、現在の就学前1年のみの幼稚園年齢の見直しや就学前教育の充実が求められています。

◆めざそう値

名称	実績 (H20)	現状 (H25)	目標 (H30)
入所・入園児童数	522 人	598 人	700 人
認定こども園数	—	—	6 園

◆町の取り組み

① 保育事業の充実

- 延長保育事業や一時預かり事業の充実を図り、多様な保護者ニーズに対応し、働きながら安心して子育てができる保育サービスを提供します。
- 幼児の食生活に配慮し、食育を推進します。
- 質の高い保育事業を展開するため、研修に参加して研さんを積むとともに、適正な保育サービスを提供するために必要な保育士数を確保します。

② 就学前教育の充実

- 整備された幼保一体化施設で適正な保育・就学前教育の充実を図ります。
- すべての子どもが平等に就学前教育を受けられるよう認定こども園への移行を図ります。
- 幼稚園年齢の見直しを行い、保護者ニーズに対応します。
- 保護者との連携により食育を推進し、基本的な生活習慣の確立に努めます。
- 小学校との連携を図り、就学前教育から学校教育への円滑な接続に努めます。

◆住民等の取り組み例

- 子育ての第一義的責任は保護者にあることを前提としつつ、それぞれの家庭にあった保育・就学前教育の選択
 - 食育に関心をもち、子どもの基本的な生活習慣の確立
 - 親子で地域の行事に参加し、家族のきずなと地域の人とのふれあいの促進
 - 広報やホームページなどを活用して保育・就学前に教育に関する情報を収集し、情報の共有化
 - 地域全体で子どもを育てていく体制づくりの整備
- 《大学》
- 保育・就学前教育に対する活動支援の検討
- 《事業者》
- ワーク・ライフ・バランスの観点から、子育て世代が働きやすい体制づくり、職場づくりの整備

◆連携する施策

- | | | |
|-----------|-----------|----------|
| 1-1 参画と協働 | 1-2 地域づくり | 2-2 学校教育 |
| 2-3 子育て支援 | 4-1 健康・医療 | 4-2 地域福祉 |
| 4-5 自立支援 | | |

◆分野別計画等

- 福崎町次世代育成支援対策後期行動計画
- 福崎町子ども・子育て支援事業計画

まちづくりの柱	第2章 教育・文化
施策	2 学校教育

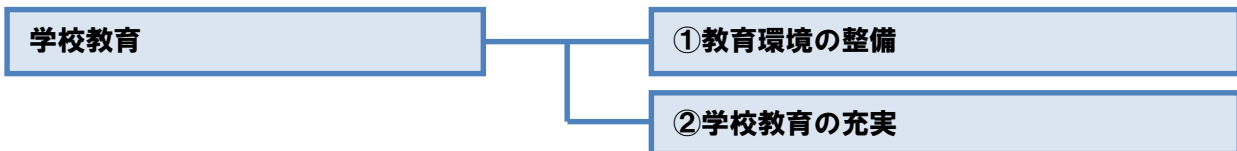
◆将来のあるべき姿

保護者や地域住民が学校教育に積極的に参画することにより信頼される学校づくりが推進され、学力の基礎・基本の向上・発展を保証し、子どもが安全で安心して学べる良好な環境が整っています。

◆施策の構成

【施策】

【取り組み】



◆現状と課題

家庭や地域における人間関係の希薄化や規範意識の低下などが顕在化しており、社会全体の制度やしぐみの見直しが求められています。教育の分野においても、外国語活動などの大規模で急速な改革が国、地方を通じて進められています。本町では、情報機器の導入やスクールヘルパーの活動などによる教育環境の向上を図るとともに、学習支援員などの専門教員による教育現場の充実にも努めてきました。また、特別支援教育においても、障がいをもつ子ども一人ひとりの教育的ニーズにこたえられるよう、教員研修の受講推進や環境整備などについて積極的に取り組んできましたが、人的・施設的にさらなる充実が求められます。このような状況のなか、学校教育の充実を推進していくためには、学校、家庭、地域の連携を強化し、町全体の教育力の向上を図っていく必要があります。

① 教育環境の整備

社会全体の情報化が一層進む中で、情報機器を有効に活用していくことが求められています。学校施設については、安全・安心な学習の場を提供するために各教育施設の老朽化対策として長寿命化が求められており、大規模改修計画を策定し順次改修を行う必要があります。また危険改築として田原小学校体育館の改築を早急に行う必要があります。さらに、安全で安心な環境づくりのために地域住民の協力が求められています。

② 学校教育の充実

教育内容については、こころ豊かな人づくりをめざし、「大地に根を張り、幹を太らせ、大きく伸び行く福崎の教育」を基本方針として教育を推進するとともに、急速に発展する国際化や情報化に対応した教育や環境教育に取り組んでいます。学校教育においては、子どもたちの基礎学力の定着とさらなる学力向上のため、町全体でさまざまな取り組みを実践しています。特別支援教育においても、世界的に制度や仕組みが変化中、子どもたち一人ひとりの成長にあわせた教育内容の充実に取り組んでいます。また、郷土への愛着を醸成するためのふるさと学習にも取り組んでいます。今後も、学習指導などの強化及び不登校児童生徒の解消や学力向上に一層努めるとともに、健康教育の充実を図る必要があります。また、学校をより地域に開かれたものとし、地域との協働により子どもを育てるため、保護者や地域住民に積極的に参画を求めることが必要であり、さらには障がいをもつ子どもたちの自立を長期的に支援する施策が必要となります。

◆めざそう値

名称	実績 (H20)	現状 (H25)	目標 (H30)
地域スクールヘルパー登録者数	70人	462人	470人
大規模改修実施学校数	—	—	3校
教育施設の整備や学校教育の充実の満足度※	7.7%	16.5%	18%

※・・・平成25年11月実施住民アンケート（全世帯対象）より

◆町の取り組み

① 教育環境の整備

- 情報機器などの充実を図り、教育環境の向上に努めます。
- 大規模改修計画を策定し、教育施設の改修を順次行います。
- 地域ヘルパーやスクールヘルパーと連携し、巡回パトロールなどを行い、子どもが安全で安心して学べる環境づくりを行います。

② 学校教育の充実

- 学校教育指導員、不登校指導員、学習支援員、介助員などの指導体制を維持・発展させながら、学校教育の充実に努めるとともに、いじめなどの問題に対して適切な対応に努めます。
- 学校教育指導員及び教員で組織している学力向上委員会で策定した学力向上への取り組みを、各学校で実践していきます。
- 家庭や地域との連携により、家庭教育学級の開設や学校支援地域本部事業を実施します。
- 子どもたちの豊かな心を育むため、道徳教育の充実を図るとともに、郷土への愛着を醸成するためにふるさと学習を継続していきます。
- 障がいをもつ子どもたち一人ひとりのニーズにこたえられるよう、教員研修などにより一層積極的に参加し、さらに特別支援教育を充実させます。
- 地産地消のさらなる推進や安全安心な学校給食の提供に努めます。

◆住民等の取り組み例

- 児童生徒の見守りや安全確保のために、地域ヘルパーやスクールヘルパーとして活動への参加
 - 地域の子どものつながりを持ち、子どもの見守り体制の強化
 - 学校と教育目標や教育活動についての認識を共有し学校運営への参加
 - 子ども会活動を推進し、子どもたちとふれあう取り組みの推進
 - 家庭や地域で、子どもにあいさつなどの基本的な生活習慣の指導
- 《大学》
- 学校教育に対する活動の支援
- 《事業者》
- 「トライやる・ウィーク」の受け入れなどにより学習の場の提供

◆連携する施策

- | | | |
|-----------|-------------|-----------|
| 1－1 参画と協働 | 1－2 地域づくり | 1－3 国際化 |
| 2－3 子育て支援 | 2－4 青少年健全育成 | 2－6 人権教育 |
| 3－1 環境保全 | 3－7 消費者行政 | 4－1 健康・医療 |
| 4－2 地域福祉 | | |

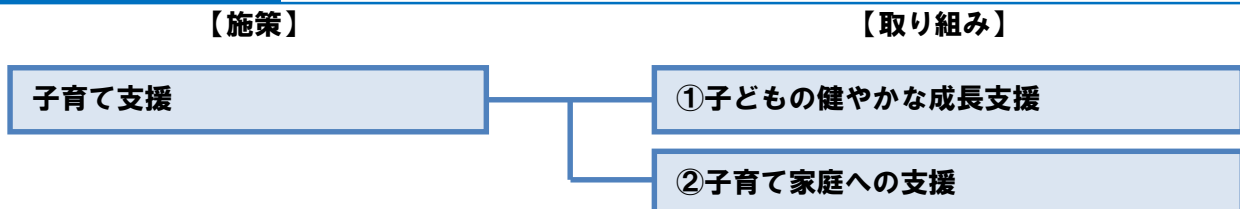
◆分野別計画等

まちづくりの柱	第2章 教育・文化
施策	3 子育て支援

◆将来のあるべき姿

仕事と子育てが両立できる子育て支援施策や環境が整い、子育てへの不安が軽減されて、安心して子どもを産み育てることができ、子どもが健やかに成長しています。

◆施策の構成



◆現状と課題

女性の社会進出の増加や景気低迷などにより、子育て世代における共働き世帯や母子・父子世帯が増加しています。また、少子化、核家族化、地域の人間関係の希薄化などにより子育て力が低下していると言われています。本町では、「福崎町次世代育成支援対策後期行動計画」を策定し、子育て世代が安心して暮らせるまちづくりの推進に取り組んでいます。今後は、子育てにかかる負担を軽減するための支援や施策を継続していくことが求められます。

① 子どもの健やかな成長支援

子育て世代における共働き世帯の増加や母子・父子世帯の増加により、乳幼児期から学童期までの連続した子育て支援体制づくりが求められており、これまで幼保一体化した幼稚園での保育の取り組みや学童保育事業の拡充を図ってきました。また、少子化や核家族化による子育て力の低下により子育て不安に悩む家庭に対して、子育て支援センターや子育て学習センターにおける子育て相談業務や保護者同士の連携などに取り組み、多くの保護者のニーズに応じてきました。今後は、これらの事業を継続、発展させるとともに、地域ぐるみで子育てをサポートする体制づくりが必要です。

② 子育て家庭への支援

景気低迷などにより、子育て世代において共働き世帯が増加するなど、子どもを産み育てるための不安や経済的負担が大きくなっています。本町では、中学生までのこども医療費の無償化、保育料の軽減や就学援助などの子育て世代に対する経済的な支援に取り組んできました。今後は、子育てにかかる負担を軽減するための支援や施策を継続、発展させるとともに、就労支援や仕事と家庭を両立する社会全体の環境づくりを支援する取り組みが必要です。

◆めざそう値

名称	実績 (H20)	現状 (H25)	目標 (H30)
子育て支援施設利用者数	7,407 人	16,227 人	16,500 人
子育てしやすいまちと答えた人の割合※	—	64.0%	70.0%

※…平成 25 年 11 月実施住民アンケート（全世帯対象）より

◆町の取り組み

① 子どもの健やかな成長支援

- 乳幼児期から学童期まで切れ目のない子育て支援を行うため、学童保育の利用学年の拡充や利用時間を延長するとともに、放課後子ども教室の充実や保護者ニーズに合った子育て支援施策を導入します。
- 子育て相談業務の充実を図り、子育てに対する不安の解消に努めます。
- 子育て世代と多世代間の交流事業を推進するとともに、地域ぐるみでの子育てサポートを進めます。
- 要保護児童対策地域協議会などと連携して児童虐待防止に向けた体制を整備するとともに、地域ぐるみの見守りによる児童虐待の予防と早期発見に努めます。

② 子育て家庭への支援

- 児童手当の支給やこども医療費などの助成を行います。
- ひとり親家庭や障がい児を持つ家庭への支援を行います。
- 子育てしやすい雇用環境について企業への啓発に努め、ワーク・ライフ・バランスの実現をめざします。
- 就学援助費や保育料の軽減など、経済的支援を継続していきます。
- 子育てボランティア活動などの育成支援を行い、地域における相互援助機能の向上を図り、地域全体で支える子育ての推進に努めます。

◆住民等の取り組み例

- 子育ての第一義的責任は保護者にあることを前提としつつ、それぞれの家庭にあった支援施策を選択し、育児に悩まず、積極的に支援制度の活用
 - 子育て世代との交流事業や子育てを応援する活動に参加し、地域ぐるみでの子育てのサポート
 - 日頃から声をかけあい、児童虐待などの疑いがある場合は、関係機関への連絡
 - 家族みんなで家事や育児への参加
 - 普段から隣近所とのコミュニケーションを大事にした交流の促進
- 《学生や住民》
- 子育て支援ボランティア活動に参加
- 《事業者》
- 子育て世代が働きやすい環境づくり、職場づくりの整備

◆連携する施策

1 - 1 参画と協働	1 - 2 地域づくり	2 - 1 保育・就学前教育
2 - 2 学校教育	2 - 4 青少年健全育成	4 - 1 健康・医療
4 - 2 地域福祉	4 - 5 自立支援	5 - 2 商工業
6 - 6 住宅		

◆分野別計画等

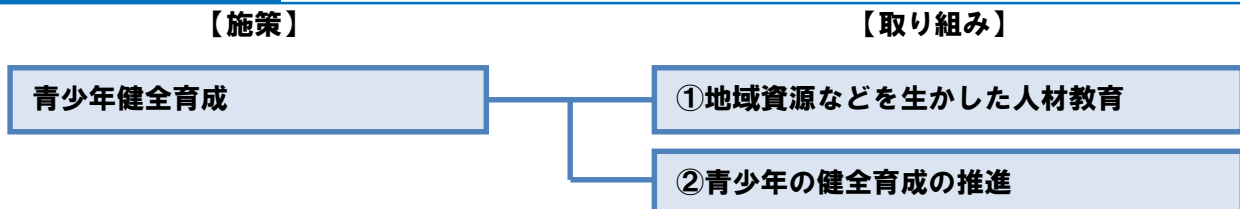
- 福崎町次世代育成支援対策後期行動計画
- 福崎町子ども・子育て支援事業計画

まちづくりの柱	第2章 教育・文化
施策	4 青少年健全育成

◆将来のあるべき姿

次代の担い手としての青少年が、心身ともに健康に成長し、地域や社会の中でともに支えあう意識や地域への愛着を持ち、地域社会・行事などへ積極的に参加しています。

◆施策の構成



◆現状と課題

青少年をとりまく環境は、都市化、少子高齢化、高度情報化、価値観や生活スタイルの多様化によって大きく変化しており、特に近年は家庭や地域の教育力の低下が指摘されるとともに、青少年の非行や犯罪は低年齢化傾向にあり、被害を招きやすい環境になりつつあります。また、ニートやひきこもりなど、社会的自立の遅れという新たな課題も生じています。本町では、これまで、家庭、学校、地域、各種団体と連携を図りながら、青少年の健全育成に努めてきました。今後は、青少年の置かれている現状を把握し、引き続き地域全体で青少年の健全育成に取り組む必要があります。

① 地域資源などを生かした人材教育

生活習慣の変化の中で、自然体験や、文化的・芸術的な生活や体験が少なくなっている青少年に、様々な体験や学習の機会を提供することが必要です。本町では、福崎の豊かな自然や豊富な人材を活かした自然体験活動の充実、福崎ゆかりの先人や歴史などの郷土文化の振興を通して、ふるさとの良さを発見する機会を広げ、愛着と誇りを持った人づくりを行ってきました。また、子どもたちが自ら判断する能力や、他人と協調し思いやる心を養えるよう、子どもが参加する事業を推進するとともに、子ども会などの青少年団体の活動に対する支援も行ってきました。今後においても、地域社会でのさまざまな体験機会を提供し、地域資源を有効に活用した人材育成に取り組む必要があります。

② 青少年の健全育成の推進

インターネットの普及などにとまなう有害な情報の氾濫により急激に悪化し、いじめ、不登校、虐待のほか、ニートやひきこもりなど、社会的自立の遅れという問題も見られ、青少年問題はますます多様化、深刻化しつつあります。また、しつけや教育について不安を持つ保護者が増えています。本町では、地域の青少年健全育成委員と青少年補導委員会などが連携を図り、有害環境の浄化や声かけ運動などを実施し、青少年の健やかな成長を支援してきました。今後は、学校・家庭・地域・関係機関の連携をよりいっそう深め、社会全体で青少年の成長を支援する体制を確立していくことが必要です。また、青少年が自立し、地域活動や社会に参加・参画していく力を獲得していくために、青少年の活動の場や地域のさまざまな人とふれあう機会を提供する必要があります。さらに、地域の中で子育てを支援し、相談ができる体制を充実させていくことが必要です。

◆めざそう値

名称	実績 (H20)	現状 (H25)	目標 (H30)
人材教育や青少年の健全育成の満足度※	—	11%	15±3%

※・・・平成 25 年 11 月実施住民アンケート（全世帯対象）より

◆町の取り組み

① 地域資源などを生かした人材教育

- 自然や農地などの地域資源を生かし、環境に関する知識や知恵を世代間で受け継ぐ取り組みを推進します。
- 郷土の文化や歴史、偉人などの文化資源の学校教育への利活用により、子どもたちにふるさと意識や豊かな人間性を身につけるよう働きかけます。
- 企業や高等教育機関が持つ知識や技術などを活用した人材育成を推進するとともに、地域へ貢献する教育・研究を促進します。
- 子ども会などの青少年団体への支援を行い、自然体験や社会体験を通じて青少年の自主的な活動を促します。
- 学校支援地域本部事業を推進して地域の人材を活用し、地域教育力を高めます。

② 青少年の健全育成の推進

- 青少年健全育成の原点である家庭の教育力を向上させるため、子育ての支援や家庭教育のあり方などについての啓発をします。
- 様々な困難を抱える青少年やその家族などへの相談、指導などの支援体制の充実を図ります。
- 青少年野外活動センターをはじめとする社会教育施設などの有効利用を図り、多彩な学習機会を提供します。
- 広い視野と豊かな情操を持つ青少年を育成するため、地域での交流や文化・ボランティア活動への参加など、さまざまな人とのふれあいの場づくりを促進します。
- 青少年補導委員などを中心に、積極的な非行防止・環境浄化活動を行い、青少年とのコミュニケーションを図ります。
- 携帯電話やスマートフォンなどの情報機器の使用にともなうインターネット上での危険を未然に防止するため、家庭・学校・地域などと連携しながら、フィルタリングなどの普及啓発を図るとともに、研修会を実施するなど正しい使い方を指導します。

◆住民等の取り組み例

- 自然環境・郷土文化に触れ、古くから伝わる伝統行事を青少年に体験させ、地域を大切にする心の育成
- 地域のさまざまな活動への参加を促し、青少年の主体的な活動の支援
- 社会のルールや公共のマナーを守る意識を育てるために、青少年に積極的に声をかけ、あいさつの実践
- 家庭で子どもの携帯電話などの使用のルール化の実践
《事業者等》
- 社会科見学や職場体験を積極的に受け入れ、さまざまな人とのふれあいを促進し、青少年の勤労観や職業観の育成
- 「子ども110番の家」に登録するなど、子どもの安全を見守り活動への協力

◆連携する施策

- | | | |
|---------------|-------------------|----------|
| 1-1 参画と協働 | 1-2 地域づくり | 2-2 学校教育 |
| 2-3 子育て支援 | 2-5 生涯学習 | 2-6 人権教育 |
| 2-7 芸術・文化、文化財 | 2-8 スポーツ・レクリエーション | 3-6 防犯 |
| 4-2 地域福祉 | | |

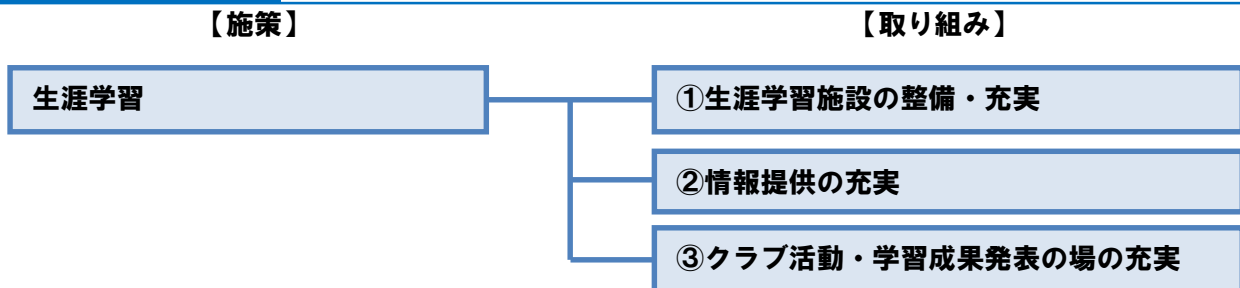
◆分野別計画等

まちづくりの柱	第2章 教育・文化
施策	5 生涯学習

◆将来のあるべき姿

時代背景や社会状況に応じた多様な事業が展開され、幅広い世代に地域密着型の学習活動の機会と成果発表の場が提供されています。

◆施策の構成



◆現状と課題

価値観の多様化にともない、だれもが充実した人生を送ることができるよう、それぞれが必要とすることを必要な時に必要な手段で学べる環境が求められています。生涯学習施設（図書館、文化センター、柳田國男記念館、歴史民俗資料館など）の活用や講演、講座の充実を促進することで住民の学習意欲を満たし、生きがいとなる知識や情報を提供する取り組みを行ってきました。今後も、よりたくさんの住民に生涯学習活動に参加してもらえるよう、創意工夫にあふれた文化的イベントの企画、イベントを企画する人材の育成、施設環境の整備を実施する必要があります。

① 生涯学習施設の整備・充実

施設の耐震補強や文化ゾーンの駐車場拡充を行うなど、住民がより快適に学習できる環境整備が必要です。また、利用者の高齢化への対応として、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した各施設のトイレの洋式化などを進めていく必要があります。

② 情報提供の充実

情報発信、提供の拠点となる図書館においては、貸出人数、貸出冊数から見ても順調に利用されていることがわかり、住民の生涯学習の場として定着してきました。今後は、世代を問わず、より多くの方に利用してもらえるよう、イベントの企画や広報を工夫する必要があります。

③ クラブ活動・学習成果発表の場の充実

生涯学習の場として、老人大学事業及びセミナー事業を行ってきましたが、受講者数からもそのニーズは高く、住民の主体的な学習を支援することができました。しかし、イベントや参加者の固定化、参加者の高齢化がみられ、若年層を中心に住民の関心は低くなっています。今後は創意工夫にあふれた新たな文化的イベントを計画するとともに、イベントを実施する人材を育成する必要があります。

◆めざそう値

名称	実績 (H20)	現状 (H25)	目標 (H30)
老人大学受講者数	358 人	312 人	360 人
セミナー事業受講者数	207 人	211 人	220 人
図書館貸出人数	42,091 人	46,717 人	50,000 人

◆町の取り組み

① 生涯学習施設の整備・充実

- 既存の施設をより多くの方にとって利用しやすい施設にするため、バリアフリー化を進めるなど多様なニーズの対応に努めます。
- 小・中学校の施設の利用も検討し、生涯学習の場を広く提供します。

② 情報提供の充実

- 生涯学習に関する情報を積極的に提供します。
- より幅広い世代に利用してもらえるよう、各世代に合ったイベントの実施や蔵書構成に努めます。

③ クラブ活動・学習成果発表の場の充実

- 生涯を通じて誰もが学習できる場と機会を設けるとともに、その成果を地域社会に生かせる仕組みづくりなどに取り組みます。
- 町の活性化を推進していく人材育成に重点を置き、「文化プロデューサー養成講座」などの機会を提供し、地域活動の担い手となるグループや人材の育成に努めます。

◆住民等の取り組み例

- 生涯学習の講師として、「まちづくり出前講座」の活用
- 公民館クラブ活動や各種セミナーやイベントに参加し、生涯学習施設の利活用
- 「まちの先生」への登録などにより、学習で身につけた知識や経験の社会への還元

◆連携する施策

- | | | |
|---------------|-------------|-----------------|
| 1 - 1 参画と協働 | 1 - 2 地域づくり | 1 - 3 国際化 |
| 2 - 4 青少年健全育成 | 2 - 6 人権教育 | 2 - 7 芸術・文化、文化財 |

◆分野別計画等

- 福崎町子どもの読書活動推進計画

まちづくりの柱	第2章 教育・文化
施策	6 人権教育

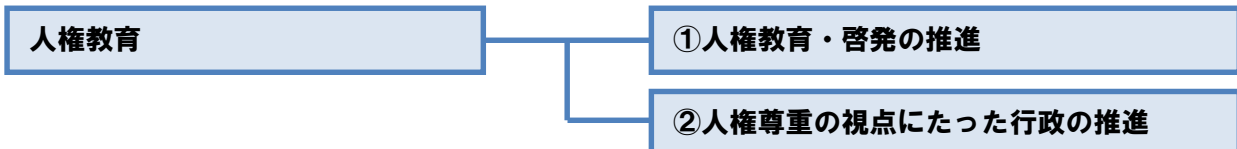
◆将来のあるべき姿

人権尊重が社会の文化として定着し、住民一人ひとりが互いを認め合う「共生社会」が実現しています。住民と行政が一体となって、家庭、地域社会、学校、職場などあらゆる場における人権教育・啓発を推進するとともに、人権課題の解決に向け積極的に取り組んでいます。

◆施策の構成

【施策】

【取り組み】



◆現状と課題

基本的人権を尊重し、地域社会に残る差別を解消しなければなりません。本町では、「差別を許さない明るい町宣言」を決議し、差別のないまちづくりに努めています。今後も、すべての人の基本的人権が尊重される地域社会づくりをめざし、同和問題の解決や女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人などあらゆる人権課題の解決に向け、家庭・地域社会・学校・職場において、人権教育を推進し、人権意識の高揚を図る必要があります。

① 人権教育・啓発の推進

本町では、人権教育推進委員会を中心に自治会学習会などを計画的に実施し、人権教育・啓発による差別のないまちづくりに努めています。しかしながら、人権というと、難しいこと、堅苦しいこと、普段の生活から離れた「非日常的なこと」と捉えられがちで、自治会学習会への参加者は減少し、固定化しています。自治会学習会を人権を考えるきっかけづくりの場とすることが大切です。住民の人権意識を高め、人権感覚を身に付けるとともに、人権尊重の視点に基づく行政施策や、企業・団体と連携した取り組みが必要です。また、近年では、児童虐待、DV、いじめ、ヘイトスピーチ、インターネットなどによる人権侵害など子どもの人権を脅かす事象は後を絶ちません。さまざまな人権問題がある中で、人権を尊重し、誰もが自分らしく暮らせる社会をめざし、青少年の成長を支援する環境づくりが求められています。

② 人権尊重の視点にたった行政の推進

人権尊重のまちづくりを進めるための教育及び啓発は、さまざまな人権課題にかかわる施策だけでなく、町のすべての施策を通じて行われることが大切です。今後も、すべての職員が高い人権意識をもって職務を遂行していく必要があります。

◆めざそう値

名称	実績 (H20)	現状 (H25)	目標 (H30)
自治会研修会への参加者数	1,316 人	1,100 人	1,300 人

◆町の取り組み

① 人権教育・啓発の推進

- あらゆる人権にかかわる課題の解決に向け、家庭や地域社会、職場などにおいて人権教育を推進し、人権意識の高揚を図ります。
- 地域の実態にあった人権課題をテーマに取り上げ、人権教育推進委員会を中心に自治会学習会を計画し、団体研修などにも取り組みます。自治会学習会などへの参加者が、「人権を日々の暮らしの中の何気ない人と人との関わりの中にある身近なもの」と感じられるようになるための工夫や雰囲気づくりを行います。
- 学校教育において副教材などを活用し、弱者をいたわり、いじめをなくす人権意識の高揚を図ります。
- 学校においては、校内の学習だけではなく、地域交流や郷土愛育成などの広域的な事業を展開することにより、児童生徒に、自らを律しつつ、他人と強調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性が育まれるよう努めます。
- 地域の教育力を生かし、子どもたちの人権感覚を養います。
- 12月の人権週間において、人権フェスティバルを開催し、住民の人権意識の高揚を図ります。
- 人権相談などの町民相談を引き続き実施するとともに、相談窓口について周知します。

② 人権尊重の視点にたった行政の推進

- 全庁的な体制で人権を尊重した行政の推進に取り組み、町の実施するすべての施策に人権尊重の視点を取り入れます。
- 人権行政の担い手としての自覚と責任を持った職員を養成します。
- 施策の透明性・公平性・公正性を確保し、住民の意見に耳を傾け、広聴・広報活動と情報公開を積極的に行います。

◆住民等の取り組み例

- 地域での人権学習会や研修会・人権フェスティバルへの参加
- 人権問題に関心を持ち、人権尊重の理念を踏まえた行動の実践
- 家族間で人権意識を高める会話を心がけ、自分や他人を大切にする心の育成
- さまざまな問題やなやみごとをひとりで抱え込まず、町民相談などへの相談《事業者等》
- 人権問題を正しく認識する学習機会とするための研修会の実施

◆連携する施策

1-1 参画と協働	1-2 地域づくり	1-3 国際化
2-2 学校教育	2-3 子育て支援	2-4 青少年健全育成
2-5 生涯学習	4-3 高齢者福祉	4-4 障がい福祉

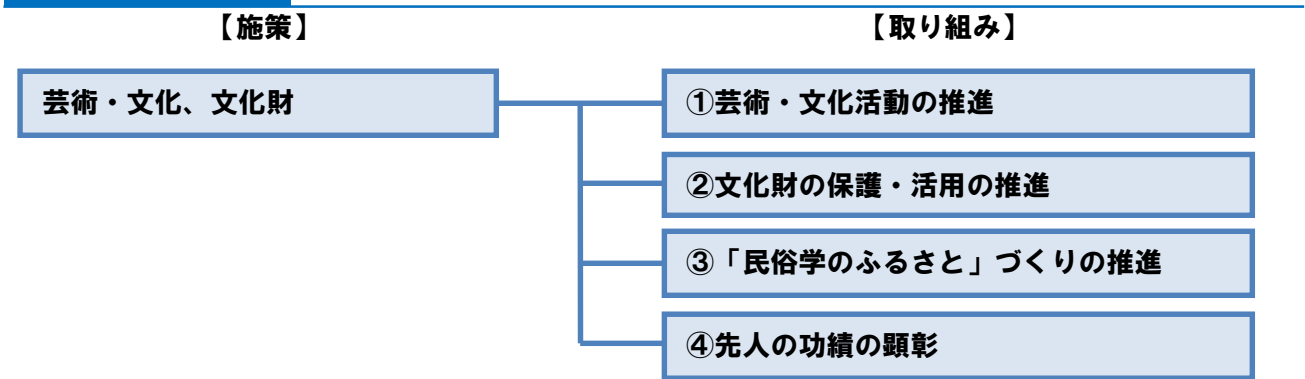
◆分野別計画等

まちづくりの柱	第2章 教育・文化
施策	7 芸術・文化、文化財

◆将来のあるべき姿

多くの住民が芸術・文化活動へ積極的に参加し、成果の発表や交流による文化組織の活性化が図られているとともに、文化財の価値が広く共有され、住民が誇りと愛着をもって主体的に保存継承活動に参加しています。「柳田國男生誕の地・福崎町」が全国的に認知され、辻川界隈の集客力が高まり活性化しています。

◆施策の構成



◆現状と課題

本町の芸術・文化活動は、文化センターやエルデホールを拠点として文化団体の活動支援を行うとともに、より良い環境で芸術・文化に触れる機会を提供してきました。芸術や文化活動は私たちの暮らしに感動や潤いを与えてくれる大切な要素ですので、今後も各施設の機能を十分生かしながら、美術展やコンサートなどの様々な事業を展開していく必要があります。一方、本町には町のあゆみを伝える貴重な文化財や郷土資料が多数あります。今後も、それらを適切に保存・継承していくため、調査研究の推進、保存環境の整備が必要です。また、文化財を積極的に公開・活用して、その価値が多くの人に理解されるとともに、住民が主体となった保存・活用の取組、組織づくりが求められています。さらに、歴史文化資源の保全活用核である辻川界隈の地域資源の有効活用、名誉町民の顕彰活動の活性化が必要です。

① 芸術・文化活動の推進

文化センターやエルデホールでは、公民館クラブ発表会や福崎町美術展、オータムコンサートなどの各種イベントを実施するとともに、文化活動においては文化協会や公民館クラブ連絡協議会と連携しながら文化団体の活動を支援しています。今後は、自主公演事業に来館される聴衆を増やすとともに、文化センターやエルデホールの機能を十分生かしたより良い環境で芸術・文化に触れる機会を提供していく必要があります。

② 文化財の保護・活用の推進

特に重要な文化財を指定し保護しているほか、地域歴史遺産の掘り起こし、三木家住宅の保存修理工事を進めています。講演会、展示会などで積極的に文化財を公開・活用し、情報発信しています。今後は、柳田國男記念館リニューアル、収蔵施設の整備により、適切な保存環境の確保が急務となっています。三木家住宅の管理、旧辻川郵便局の活用などを担う、住民団体の育成が必要です。

③ 「民俗学のふるさと」づくりの推進

歴史文化資源の活用保全核である辻川界隈の整備により「民俗学のふるさと」にふさわしい景観が形成されています。今後は、辻川界隈の地域資源の魅力に磨きをかけるとともに、住民主体で活性化を図る必要があります。

④ 先人の功績の顕彰

「山桃忌」、「柳田國男ふるさと賞」、「柳田國男検定」、「吉識雅夫科学賞」などを実施し、二人の名誉町民の顕彰を進めています。町営化した柳田國男・松岡家記念館では、展示会、講演会などを開催し、松岡五兄弟の功績を広く情報発信しています。今後は、名誉町民の功績をまちづくりに生かすとともに、友好都市を締結した遠野市との交流を促進する必要があります。

◆めざそう値

名称	実績 (H20)	現状 (H25)	目標 (H30)
柳田國男・松岡家記念館入館者数	5,260 人	7,078 人	8,000 人
文化財の指定件数	43 件	43 件	45 件
エルデホール自主公演事業平均入場者数	182 人	191 人	230 人

◆町の取り組み

① 芸術・文化活動の推進

- 住民の要望を取り入れ、住民自らが企画する住民企画事業を実施します。
- 幅広い年代層が気軽に参加できる芸術・文化活動を展開し、住民の文化・芸術に触れる機会を創出、意識の高揚を図り、地域の文化振興を促進します。

② 文化財の保護・活用の推進

- 継続的に文化財調査を実施し、講座、展示会などで広く成果を公開します。
- 文化財保存・活用を担う組織や人材を育成します。
- 適切な環境で文化財や郷土資料を保存できるよう、収蔵施設を整備します。

③ 「民俗学のふるさと」づくりの推進

- 旧辻川郵便局を観光交流拠点として保存整備するとともに、修理を終えた三木家住宅を文化交流活動の拠点として活用します。
- 辻川界隈の観光振興・地域活性化を担う住民組織を育成します。
- 観光協会などと連携し「学問成就の道」のさらなる整備と啓発グッズ開発を進めます。

④ 先人の功績の顕彰

- 「山桃忌」、「柳田國男ふるさと賞」、「柳田國男検定」、「吉識雅夫科学賞」などの実施により、名誉町民の顕彰を進めます。
- 柳田國男顕彰の拠点施設である柳田國男・松岡家記念館をリニューアル改修し、展示手法を検討します。
- 友好都市である遠野市との交流を促進します。

◆住民等の取り組み例

- 地域の文化・芸術に関心を持ち、文化・芸術活動への参加
- 郷土の歴史、文化財に関する講座、展示会、講習会、文化財保護活動への参加
- 辻川界隈の観光振興・地域活性化にかかる住民活動への参加
- 柳田國男・吉識雅夫に関する講座、展示会、催しなどへ参加して理解を深め、情報の発信《大学》
- 大学の専門性を生かした辻川界隈の観光振興・地域活性化を担う住民組織への参加
- 大学の専門性を生かした先人の顕彰活動への参加
- 大学などとの連携による専門性を生かした地域歴史遺産の掘り起こし

◆連携する施策

- | | | |
|-------------|-----------|---------|
| 1-1 参画と協働 | 1-2 地域づくり | 1-3 国際化 |
| 2-4 青少年健全育成 | 2-5 生涯学習 | 5-3 観光 |

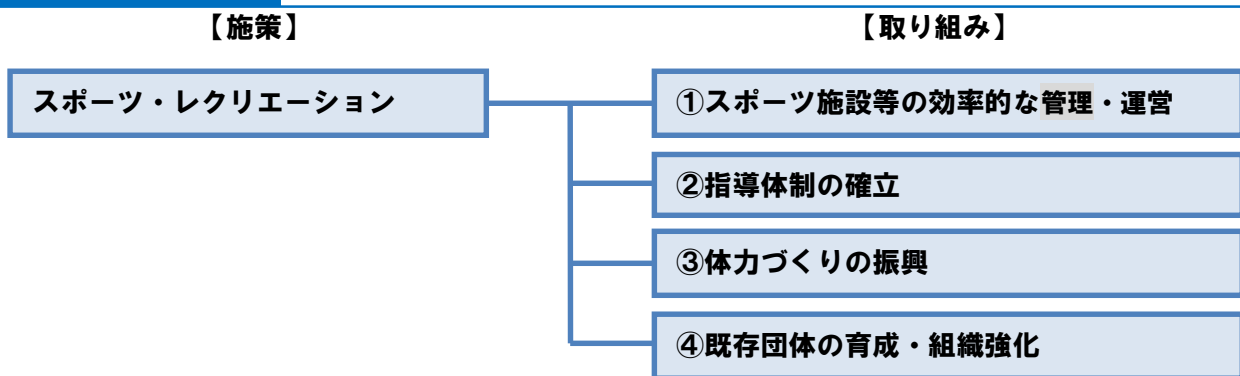
◆分野別計画等

まちづくりの柱	第2章 教育・文化
施策	8 スポーツ・レクリエーション

◆将来のあるべき姿

住民のニーズに応じたスポーツ・レクリエーション活動の場が提供され、住民が気軽にスポーツ・レクリエーションへ参加できる環境が整っています。各種スポーツ団体と連携を図り、住民の健康増進・体力向上を目的とした活動が推進されています。

◆施策の構成



◆現状と課題

高齢化など社会情勢の変化にともない、生涯スポーツの必要性がますます高まるなか、本町では各種スポーツ施設の整備や備品の充実に努め、各種スポーツ団体指導者の拡充や資格取得の支援、住民ニーズに応じた各種教室などを行っています。今後は、多様化する住民ニーズを把握するとともに日常生活の中にスポーツ・レクリエーション活動を取り入れてもらうことが必要です。また、住民が気軽にスポーツ・レクリエーション活動に参加でき、コミュニケーションとともに健康の増進と体力の向上が図れる施策が求められています。さらに、各種スポーツ団体の育成・強化とともに、地域生活に密着したスポーツ活動の拡大・促進が必要です。

① スポーツ施設等の効率的な管理・運営

生涯スポーツの必要性・多様化にともない、施設の整備や備品の充実に努めているところです。今後は新たなスポーツ施設の設置、既存施設の改修及び耐震強化を行い、安全で快適にスポーツ・レクリエーション活動を行える場を提供していく必要があります。

② 指導体制の確立

各種スポーツ団体指導者の拡充や資格の取得における支援を行っているところです。各種団体での後継者の育成が今後の課題となっており、指導者講習会などを開催し、資質の向上や新たな人材の発掘に努めます。また、各種団体などへの体育指導の面で、体育指導専門員及びスポーツ推進委員の継続的な協力が必要になります。

③ 体力づくりの振興

住民のニーズに応じた各種教室やスポーツ大会の充実に図っています。今後も、誰もが気軽に参加できる体育事業の充実に努めます。また、子どもの体力低下が問題となっている現在、他施設や近隣大学と連携した教室を開催し、子どもの体力向上に努める必要があります。

④ 既存団体の育成・組織強化

体育協会や総合型地域スポーツクラブなどに施設開放などで支援を行い、地域に密着した魅力ある団体へと発展するためのサポートを行っています。各団体の共通の課題は、指導者不足や後継者問題です。近隣大学などと協力し、指導者の確保を図る必要があります。

◆めざそう値

名称	実績 (H20)	現状 (H25)	目標 (H30)
社会体育施設利用者数	64,000 人	81,000 人	90,000 人

◆町の取り組み

① スポーツ施設等の効率的な管理・運営

- 既存施設のメンテナンスに加え、町民体育館の耐震補強を図ります。
- 多目的グラウンドを設置するなどスポーツ施設の充実及び整備を進め、時代のニーズに合った運営方法を検討し、実践していきます。

② 指導体制の確立

- 指導者対象の講習会を開催し、指導者の育成に努めます。
- 各種スポーツ団体の指導者や審判等の資質向上について強化・支援を図ります。
- 各種スポーツ団体指導者の人数増を目指し、各団体における指導体制の確立を支援します。

③ 体力づくりの振興

- 多様な住民のニーズに対応し、各種教室及びスポーツ大会の充実を図ります。
- 広報活動を充実し、住民が気軽に参加できるよう努めます。
- 他施設や近隣大学との連携を図り、子どもの体力向上を目的とした事業の検討・実践を行います。
- スポーツ推進委員の協力を得て、各種大会などの健全な運営・進行に努めます。

④ 既存団体の育成・組織強化

- 各スポーツ団体への参加を呼びかけ、より活発に活動できる体制を整えます。
- 各団体に施設開放などによる支援を行います。
- 近隣大学と連携して指導者の確保を図り、後継者の育成にも努めます。
- 指導者の資質向上、新たな人材を発掘するための講習会などを開催します。

◆住民等の取り組み例

- スポーツ施設管理におけるボランティア団体などを結成し、施設管理への協力
 - 指導者講習会などへの参加、後継者の育成
 - 地域における各種教室及びスポーツ大会の広報の活動、参加
 - 健康への関心を高め、日頃からスポーツなどをおしての体力づくりの実践
 - スポーツ活動への参加、スポーツを通じた世代間交流の促進
 - 各団体の運営に参画し、組織の発展のための協力
- 《大学や事業団体等》
- 専門性を生かした指導の協力や町へのアドバイスなどの実施

◆連携する施策

1 - 1 参画と協働	1 - 2 地域づくり	2 - 4 青少年健全育成
4 - 1 健康・医療	4 - 3 高齢者福祉	4 - 4 障がい福祉

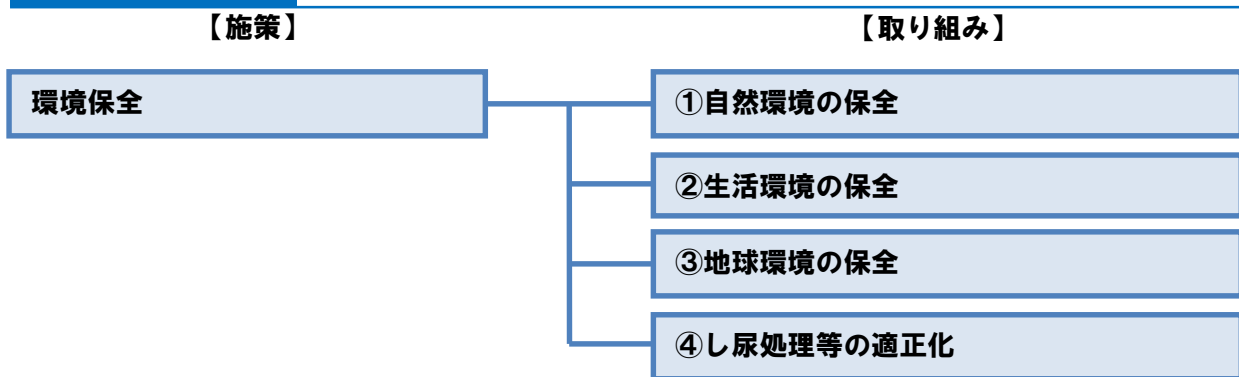
◆分野別計画等

まちづくりの柱	第3章 生活・環境
施策	1 環境保全

◆将来のあるべき姿

快適な生活環境の実現をめざして、住民や事業所がそれぞれの生活や活動の場においてルールやマナーを守り、住民や町内事業所の参画が進み、環境保全、公害防止に対する意識の高揚、醸成が進んでいます。また、自然保護活動の充実や環境に配慮したライフスタイルが確立し、自然と共存する理想的な生活環境が構築されています。

◆施策の構成



◆現状と課題

地球温暖化やPM2.5など生態系に深刻な影響を及ぼす環境問題が進展するなかで、個人の身近な活動や社会全体における様々な環境への負荷の低減を図る取り組みが求められています。本町では、二酸化炭素削減に向けた取り組みとして、壁面緑化や太陽光発電システムの導入などに取り組んでいます。また、美しい自然を守り、公害のない快適で豊かな生活環境を将来の世代に継承していくために様々な取り組みを行っています。今後も、住民と行政、関係機関が一体となって環境の保全、公害の発生防止に取り組むとともに、省資源・省エネルギー対策を推進していく必要があります。また、し尿の適正処理については、公共下水道事業などへの接続を推進する必要があります。

① 自然環境の保全

健康ブームの追い風にもより、自然保護審議会主催による「自然歩道を歩こう大会」の参加者数が増えていることなど自然に親しむ意識は高まりつつあり、自然環境を保全する活動の取り組みがますます重要視されています。さらに、県などと連携しながら自然保護活動を担うリーダー育成が求められています。

② 生活環境の保全

町内各企業と公害防止協定を締結することにより、公害発生未然防止に努めてきました。下水道整備により身近な水路での水質の改善が見られます。近年では、野焼きに対する苦情や、不法投棄などの様々な問題が顕在化しており、自然や生活環境を保全する対策が求められています。

③ 地球環境の保全

「第3期福崎町地球温暖化対策実行計画」に基づく温室効果ガスの排出削減などの対策とともに、自らのライフスタイルを見直し、省資源・省エネルギーなど身近な日常生活の場における取り組みなどを実行しています。今後も、環境負荷の少ない低炭素社会に取り組む必要があります。

④ し尿処理等の適正化

し尿処理は、姫路市（旧香寺町・旧夢前町）及び神崎郡3町で広域により「中播衛生センター」で処理していますが、下水道接続にともない収集量が減少しています。今後は、公共下水道事業などの区域内については下水道への接続を推進する必要があります。

◆めざそう値

名称	実績 (H20)	現状 (H25)	目標 (H30)
水洗化率	61.9%	72.7%	75%
環境保全に関する取り組みの満足度	—	10.3%	15%

◆町の取り組み

① 自然環境の保全

- 自然保護思想を浸透させ、自発的な自然保護意識の高揚を図るため、広報やホームページなどにより啓発を行うとともに、「自然歩道を歩こう大会」など自然に親しむ機会の提供に取り組みます。
- 自主的な保護活動への支援や地域リーダーの育成を行い、自然保護活動を充実させ、自然保護や自然歩道の保全・整備に取り組みます。

② 生活環境の保全

- 環境問題及び公害防止対策についての一層の啓発活動の充実を図り、住民意識の高揚に努めるとともに、美化運動などの促進や支援に取り組みます。
- 各種法律や町内各企業と締結している公害防止協定書に基づき、公害から自然や生活環境を守るため、大気、水質、騒音、振動などの監視・指導に努めます。
- 不法投棄に対して、監視カメラを積極的に導入し、継続した監視活動を行ないます。

③ 地球環境の保全

- 広報誌やホームページなどで積極的に省資源・省エネルギーに対する情報を提供し、出前講座などにより啓発活動を行ないます。
- 公共施設に対し積極的に再生可能エネルギーを導入するとともに、個人住宅向けにも補助金制度などの活用を促し、省資源・省エネルギー対策を推進します。

④ し尿処理等の適正化

- 中播衛生センター処理施設の円滑な施設運営及び処理効率の向上に努めるとともに、より効率的な収集体制の整備を図ります。
- 公共下水道事業などの区域内については、広報やホームページなどで啓発を行い、公共下水道などへの接続を推進します。

◆住民等の取り組み例

- 自然に親しむ行事に積極的に参加し、自然保護意識を醸成
- 地域の身近な自然環境を地域で守り育てる活動の展開
- 地域ぐるみで環境保全意識の共有
- 環境美化・保全活動への参加
- 早寝早起きやグリーンカーテンなどの取り組みを実践し、温室効果ガス排出抑制への協力
- 再生可能エネルギーの導入の検討
- 下水道事業について理解を深めることによる下水道への接続

◆連携する施策

1 - 1 参画と協働	1 - 2 地域づくり	2 - 2 学校教育
3 - 2 循環型社会	5 - 1 農林業	5 - 2 商工業
5 - 3 観光	6 - 3 下水道	6 - 4 公園・緑地

◆分野別計画等

- 第3期福崎町地球温暖化対策実行計画

まちづくりの柱	第3章 生活・環境
施策	2 循環型社会

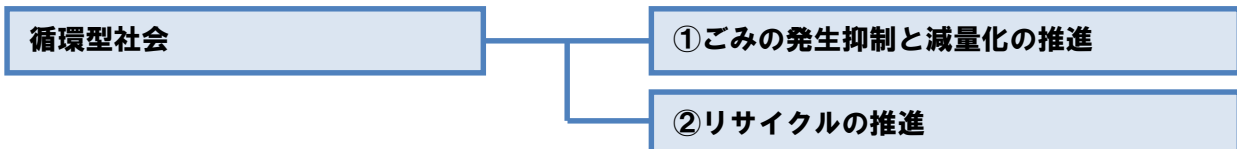
◆将来のあるべき姿

行政と住民・事業者が協力し循環型社会の構築をめざして、3Rを柱にごみの減量化と再資源化を推進するとともに「ごみを出さない（出にくい）生活様式」の取り組みが行われています。

◆施策の構成

【施策】

【取り組み】



◆現状と課題

本町では、「福崎町一般廃棄物処理基本計画」を策定し、循環型社会の構築をめざしてごみの適正処理に取り組んでおり、ごみの排出量は減少傾向にあります。今後は、清潔な生活環境を確保するとともに、限りある資源を有効利用し、持続可能な循環型社会を形成するため、3Rを柱としてごみの減量化、再使用、再資源化を促進する必要があります。また、住民サービスのより一層の向上をめざすため、効率的な収集の実施を検討する必要があります。一方、可燃ごみ処理施設については、維持補修の検討をしており、不燃・粗大ごみ処理施設については延命化の方向で姫路市と協議を進める必要があります。最終処分場については、可能な限り埋め立てを行います。さらに、広域的なごみ処理施設のあり方について検討していく必要があります。

① ごみの発生抑制と減量化の推進

本町でのごみの総排出量は、減少傾向にあります。ごみの発生を抑制する住民の意識も高まり、コンポストなどを活用した生ごみの堆肥化も普及しつつあります。今後も、ごみの減量化を図るために、ごみの発生抑制への取り組みについて啓発・支援を行うとともに、分別排出の徹底や適正処理体制の確立を推進していく必要があります。

② リサイクルの推進

本町では、資源ごみ（空カン、空ビン、ペットボトル、古紙（新聞紙・雑誌類・ダンボール））の分別収集について、リサイクルを推進するため、平成20年1月からプラスチック製容器包装とミックスペーパーの2分別を新たに導入し、家庭系可燃ごみの減量化に取り組んでいます。ごみの排出量は減少傾向となりましたが、リサイクル率が伸び悩んでいます。今後は、リサイクル率を高めていくために、集団回収活動の活性化やリサイクル運動の展開が必要です。また、3Rの意識を継続的に啓発すること、資源ごみの分別収集を徹底することが必要です。

◆めざそう値

名称	実績 (H20)	現状 (H25)	目標 (H30)
リサイクル率	17.0%	12.4%	19.0%
ごみ処理量	7,683 t	7,598 t	6,600 t

◆町の取り組み

① ごみの発生抑制と減量化の推進

- ごみ減量化機器の活用やマイバッグ持参など、減量化につながる運動の情報提供や啓発活動に努めます。
- 処理施設については、延命化に向けた協議を姫路市と進めていきます。
- わかりやすく見やすいごみ収集カレンダーや分別表の作成に努めます。
- 事業者に対して減量化を呼びかけ、適正な処理方法を指導します。
- ごみの減量化に取り組む団体などの支援に努めます。

② リサイクルの推進

- 公共施設、公共関与事業における再生品の使用促進に取り組みます。
- 住民団体による集団回収や資源化を促進するために資源ごみの分別方法等について、広報やホームページなどにより情報発信・意識の啓発に努め、使い捨て防止、再生利用などごみの資源化に努めます。
- 事業者に対しても、ごみの減量化及びリサイクルへの取り組みについて協力を求めます。

◆住民等の取り組み例

- ごみ減量化における環境への影響を認識し、ごみ減量化機器の使用やマイバッグ持参などによる減量化の推進
 - 家庭系可燃ごみの減量化を図るため、資源ごみの分別収集の推進
 - コンポストなどを活用した生ごみの減量化の推進
 - 使い捨て防止、再生利用などのごみの資源化、再利用の3Rの推進
 - 子ども会などの集団回収への積極的な参加
- 《事業者》
- 排出されたごみの減量化を周知徹底し、排出の抑制
 - 資源化しやすい商品の製造を検討

◆連携する施策

- | | | |
|-----------|-----------|--------------|
| 1－1 参画と協働 | 1－2 地域づくり | 1－5 情報化と広域行政 |
| 2－2 学校教育 | 3－1 環境保全 | |

◆分野別計画等

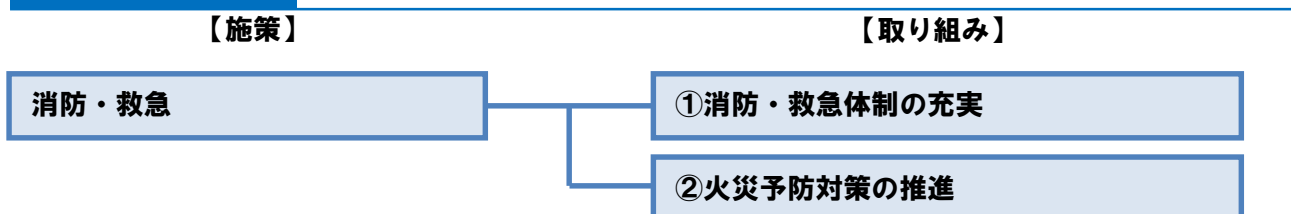
- 福崎町一般廃棄物処理基本計画

まちづくりの柱	第3章 生活・環境
施策	3 消防・救急

◆将来のあるべき姿

消防・救急体制が充実することにより、複雑で多様化する様々な災害に迅速かつ的確に対応でき、住民の生命と財産が守られているとともに、住民が心肺蘇生やAEDなどの救命技術を身につけ、急病患者などの発生時に応急処置ができています。

◆施策の構成



◆現状と課題

常備消防である姫路市中播消防署と非常備消防が連携し、消防業務にあたり、住民の安全・安心のために活動を行っていますが、非常備消防においては団員確保が難しくなりつつあります。今後は、複雑で多様化する様々な災害に迅速かつ的確に対応し、住民の生命と財産を守るため、消防・救急体制のさらなる充実・強化を図る必要があります。特に、地域密着性や要員動員力を有する消防団の役割は重要であり、地域の安全を確保するため、消防団員の確保、育成強化が必要です。また、地域から火災を出さないために、住宅用火災警報器の設置啓発に努めるとともに自主防災組織等による防火訓練などの実施により、住民の防火意識の高揚を図る必要があります。

① 消防・救急体制の充実

消防団については、32分団、600人の消防団員が常備消防である姫路市中播消防署と連携し、消防業務にあたっていますが、各分団においては町外勤務者の増加などにより団員確保が難しくなっています。今後も、消防団員の確保や消防団の育成強化などの充実を図り、消防団の活性化と消防力の強化に努めるとともに、住民が安心して暮らせる消防・救急体制の充実を図り、常備消防などの関係機関との連携強化に取り組む必要があります。また、救急車の要請から現場に到着するまでの間における住民の救命処置と技術の普及が必要です。

② 火災予防対策の推進

本町では、火災予防のために、防火パレードをはじめ、防火訓練の実施や啓発活動を実施しています。今後も、防火訓練や啓発活動などを実施するとともに、住宅用火災警報器の設置を促すなど、さらなる火災予防に対する啓発及び意識の高揚に努める必要があります。

◆めざそう値

名称	実績 (H20)	現状 (H25)	目標 (H30)
火災発生件数	7件	13件	5件

◆町の取り組み

① 消防・救急体制の充実

- 消防団員の確保に努めるとともに、多様な訓練を通じて消防団員の資質の向上を図ります。
- 消防団員の安全を確保する装備品の充実を図り、消防ポンプなどの消防施設の計画的な更新や消防水利の確保に努めます。
- 姫路市中播消防署消防局と連携し、心肺蘇生法やAEDの使用などの応急処置の知識と技術を広く町民に普及し、救急・救助体制を強化します。

② 火災予防対策の推進

- 姫路市中播消防署などと連携した火災予防運動の推進、住宅用火災警報器の設置を促進します。
- 防火パレードや年末特別警戒などによる防火啓発に努めます。

◆住民等の取り組み例

- 消防団への入団
 - 自主防災組織による初期消火訓練の実施
 - 心肺蘇生法やAED講習を受け、応急手当の知識と技術の習得
 - 各種訓練や講習会などへの参加
 - 住宅用火災警報器の設置
- 《事業者》
- 従業員などの消防団活動への配慮
 - 事業者は、防火訓練や講習会などを実施し、自衛消防隊組織の強化

◆連携する施策

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1 - 1 参画と協働 | 1 - 2 地域づくり | 3 - 4 防災・減災 |
| 4 - 2 地域福祉 | 6 - 5 市街地整備 | |

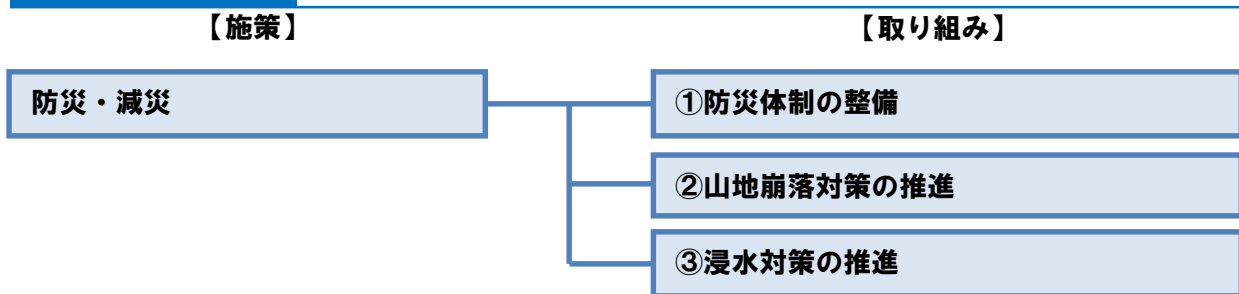
◆分野別計画等

まちづくりの柱	第3章 生活・環境
施策	4 防災・減災

◆将来のあるべき姿

日頃から住民自ら防災意識を持ち、災害時には住民自ら安全に避難を行っています。また、災害弱者や要援護者を地域住民が把握しており、災害時には自主防災組織が中心となって安全に避難・誘導が行われています。町は連携した防災体制が確立され、迅速な災害対応が行われており、災害時における防災情報も迅速かつ正確に住民に伝達されています。

◆施策の構成



◆現状と課題

本町は、山崎断層帯の活動による大規模な地震が予想され、近年、ゲリラ豪雨や宅地開発の進行による農地の減少、山林の荒廃による保水能力の低下などにより、浸水及び溢水被害が発生しています。また、地震などの災害に対して備えをしている世帯の割合は3割程度の状況です。このような複雑多様化している各種災害に対して被害を最小限に抑え、住民が安全・安心に暮らせるまちにするためには、住民、消防団、姫路市中播消防署、県及び防災関係機関が連携した防災体制の確立、防災備蓄倉庫などの防災施設の整備・充実、自主防災組織を中心とした地域防災力の向上と備えが必要です。

① 防災体制の整備

本町では、災害時の指針である「福崎町地域防災計画」やテロ事件などの予期しない緊急時に対応するための「福崎町国民保護計画」を整備し、防災体制を整えています。また、県などの防災関係機関との応援体制や自主防災組織の育成に努めています。自然災害は予期せず発生するため、日頃からの備えが必要であり、災害発生時には迅速かつ的確に対応することが不可欠であることから、住民、消防団、県などの防災関係機関が連携して防災対策を講ずる必要があります。

② 山地崩落対策の推進

林業の担い手の減少と共に山地へ人が立ち入らなくなり、山林の荒廃が進んでいます。がけ崩れや土砂災害の危険性がある地域においては、県との連携による砂防・治山・急傾斜地の対策事業が推進中であり、年次的に整備を進めているところです。今後も災害に強いまちづくりを進める必要があります。

③ 浸水対策の推進

農地の宅地化などによる自然の調整池機能の低下が進行し、集中豪雨などの際に河川、水路からの溢水などが発生しています。老朽化したため池については計画的に改修を進めています。今後については、県の「中播磨（市川流域圏）地域総合治水推進計画」に基づき浸水の発生を抑制し、被害を軽減する取り組みを充実させる必要があります。

◆めざそう値

名称	実績 (H20)	現状 (H25)	目標 (H30)
自治会防災訓練の実施件数	—	5件	10件

◆町の取り組み

① 防災体制の整備

- 避難所となっている公共施設の耐震化などを進めます。
- 防災備蓄品の整備拡充を行います。
- 町、関係機関、各種団体などと連携した防災訓練を実施します。
- 職員による災害時の初動体制を確立するため、図上訓練など、職員の情報伝達訓練を実施します。
- 町内量販店と災害時応援協定を締結し、食料品、日用品の優先供給に努めます。
- 「エリアメール」、「ひょうご防災ネット」など様々なツールを活用して、迅速な防災情報の発信に努めます。
- 地域防災の担い手である自主防災組織などのリーダーの育成を支援します。
- 広報やホームページなどを活用して防災・減災に関する情報提供を行います。

② 山地崩落対策の推進

- 土石流、急傾斜地にかかる危険地域の実態把握に努めるとともに、県と連携して砂防・治山・急傾斜地対策事業などを実施します。
- 危険区域については県などと連携し、防災マップなどを活用した住民への周知に努めます。

③ 浸水対策の推進

- 河川では、堆積土砂の浚渫を行い、流下能力の向上を図るとともに、河川内の雑木伐採などを行い、河川環境の美化に努めます。
- ため池では、未整備の防災ため池の整備、定期的な点検の実施、ため池管理者に対して適正な維持管理の啓発に努めます。
- 浸水対策として、雨水排水事業の推進を図るとともに、学校の校庭や公共施設を活用した雨水貯留対策について検討を進めます。

◆住民等の取り組み例

- 防災マップを作成するとともに、自主防災組織などによる災害発生に備えた避難訓練などの実施
 - 近隣住民と避難経路の確認とともに、防災・減災対策について普段からの情報収集
 - 災害による住宅被害に備えて「フェニックス共済」への加入
 - 災害時持出袋などの防災備蓄品の常備
- 《事業所》
- 地域の避難訓練や森林活動などへの参加
- 《土地・施設の所有者・管理者》
- 県が定める「総合治水条例」の基本理念に基づき、実施可能な対策を実施したり保全したりすることによる雨水の流出の抑制

◆連携する施策

1-1 参画と協働	1-2 地域づくり	3-3 消防・救急
4-2 地域福祉	6-3 下水道	6-4 公園・緑地
6-5 市街地整備	6-6 住宅	

◆分野別計画等

- 福崎町地域防災計画
- 福崎町国民保護計画
- 福崎町水防計画

まちづくりの柱	第3章 生活・環境
施策	5 交通安全

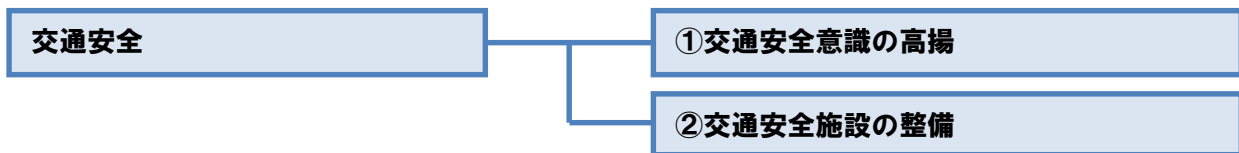
◆将来のあるべき姿

一人ひとりが悲惨な交通事故を身近な問題ととらえ、交通安全意識が高まっています。また、自動車、自転車、歩行者がそれぞれ安全に通行し、通学路の安全も確保されています。

◆施策の構成

【施策】

【取り組み】



◆現状と課題

本町は、中国自動車道と播但連絡道路が交差するインターチェンジを有し、主要幹線道路の国道312号、県道三木穴栗線が南北・東西に通る交通の要衝地となっています。また、町道中島井ノ口線開通により、南北間の交通の円滑化やインターチェンジへのアクセス性向上が図られ、各種店舗が進出し、交通量の増加が見込まれます。交通事故発生件数は交通安全教室などの啓発活動や道路及び安全施設の整備などにより横ばい状態です。交通事故を防止する為、啓発の推進や交通安全施設の整備を行い、快適でうるおいのある、安全・安心なまちづくりが求められています。

① 交通安全意識の高揚

交通事故の形態については、自己中心的な行動によるものが多く、交通マナーの低下が危惧されます。また、長寿化にともない、高齢者や自転車が関連した事故が増加しています。今後も、交通安全対策会議や関連団体組織と連携しながら、積極的に啓発活動や街頭指導などを実施し、一層の交通安全意識の高揚を図る必要があります。

② 交通安全施設の整備

本町では、必要に応じて警察署や県に対して信号機などの設置要望を行いながら、基幹道路や生活道路では道路照明やカーブミラーなどの交通安全施設の整備を進めて危険箇所の解消に努めています。今後も、通学中の児童や高齢者などの交通事故を防止するため、適切な交通安全施設の整備を進める必要があります。

◆めざそう値

名称	実績 (H20)	現状 (H25)	目標 (H30)
交通事故発生件数	887 件	883 件	800 件
人身事故発生件数	159 件	130 件	100 件
交通安全教室開催数	33 回	34 回	34 回

◆町の取り組み

① 交通安全意識の高揚

- 交通安全対策会議を中心に、自治会や学校で交通安全教室を実施、全国交通安全運動、交通事故防止運動などの啓発活動や街頭指導を行い、交通安全意識の高揚を図ります。
- 広報などにより、高齢者の免許自主返納の促進など交通安全に関する情報の提供に努めます。

② 交通安全施設の整備

- 関係機関と連携し危険箇所の合同点検を実施し、交通実態を的確に把握します。
- カラー舗装・バリアフリー化などの歩道整備を進めるとともに、公共交通機関の利用促進など交通弱者への安全対策を図ります。
- 歩行者の安全確保と自動車交通の円滑化のため、地域や兵庫県、公安委員会と協議し、交通安全施設を整備します。

◆住民等の取り組み例

- 交通安全意識を高め、交通ルールを遵守し、思いやりの気持ちの保持
- 地域で交通安全の啓蒙活動の実施
- 車や自転車の安全運転の実施
- 子どもの自転車用ヘルメットの着用を徹底するなど小さいころから交通ルールの指導
- 子どもの事故防止に注意を払い、子どもたちへの声かけ

◆連携する施策

1－1 参画と協働	1－2 地域づくり	2－1 保育・就学前教育
2－2 学校教育	4－2 地域福祉	6－1 道路・交通

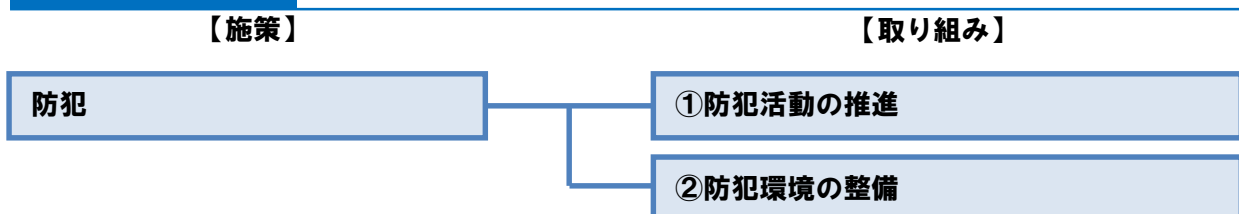
◆分野別計画等

まちづくりの柱	第3章 生活・環境
施策	6 防犯

◆将来のあるべき姿

町、住民、各種団体が連携して防犯活動を推進するとともに、防犯環境の整備の充実に努めて、犯罪のない安全・安心なまちづくりが推進されています。また、防犯意識の高揚が図られ、地域の治安は地域が守るという新しい防犯活動が推進されています。

◆施策の構成



◆現状と課題

近年、犯罪の多様化、凶悪化が進行しており、住民の安全・安心に対する期待は高まっています。本町では、福崎警察署をはじめ、防犯協会やボランティア団体などと連携してパトロールや啓発などの防犯活動を実施しています。今後は、犯罪に巻き込まれないために防犯教室の実施やさらなる啓発活動の実施が必要です。さらに、夜間の犯罪防止のため、防犯灯などの環境整備の充実が求められています。

① 防犯活動の推進

福崎警察署をはじめ関係団体と連携し、街頭キャンペーンによる啓発活動や防犯パトロールなどを実施しています。近年では、各地域に設置してある消火栓器具箱の備品窃盗事案などが多発しています。今後は、関係団体だけでなく、まちぐるみで防犯活動を積極的に推進し、犯罪のない明るい安全な地域づくりを推進する必要があります。また、不審者情報などに関する情報の共有による防犯意識の高揚を図る必要があります。

② 防犯環境の整備

地域からの要望と緊急性を考慮しながら、防犯灯や啓発看板を設置し、青色回転灯装着車を増車するなど、防犯環境整備を行っています。今後も、犯罪防止ため、防犯灯や啓発看板設置など、さらなる環境整備の充実が求められています。

◆めざそう値

名称	実績 (H20)	現状 (H25)	目標 (H30)
防犯パトロール回数	8回	7回	12回
犯罪認知件数	496件	425件	400件

◆町の取り組み

① 防犯活動の推進

- 関係団体と連携し、防犯パトロールや街頭キャンペーンなどによる防犯活動を積極的に行い、防犯意識の高揚と犯罪予防に取り組みます。
- 携帯電話などのメール機能を利用した「ひょうご防犯ネット」の登録を推進し、防犯情報の共有に努めます。
- 町内事業所などと連携した防犯パトロールなど、まちぐるみで防犯活動を推進します。

② 防犯環境の整備

- 犯罪の発生予防のために、防犯カメラ、防犯灯、啓発看板等を設置するなど、防犯環境の整備に努めます。
- 通学路など、必要な場所での「防犯連絡所」や「子ども110番」の家の設置を進めるとともに、研修会などを実施して地域での防犯体制の強化を推進します。

◆住民等の取り組み例

- 地域の大人による子どもの見守り
- 地域の防犯活動や防犯教室への参加
- 地域ぐるみであいさつなどの声かけ運動の展開
- 「ひょうご防犯ネット」への登録、防犯情報の取得
- 戸締りを徹底し、門灯・玄関灯の点灯への協力
- 地域内の危険箇所を点検し、子どもみまもり隊や夜回り隊などにより犯罪を起こしにくい環境・体制づくりの整備

《事業所等》

- 防犯灯・防犯カメラなどを設置し、自主防犯の実施とともに、犯罪の起きにくい環境づくりへの協力

◆連携する施策

1－1 参画と協働	1－2 地域づくり	2－4 青少年健全育成
3－7 消費者対策	4－2 地域福祉	6－6 住宅

◆分野別計画等

まちづくりの柱	第3章 生活・環境
施策	7 消費者行政

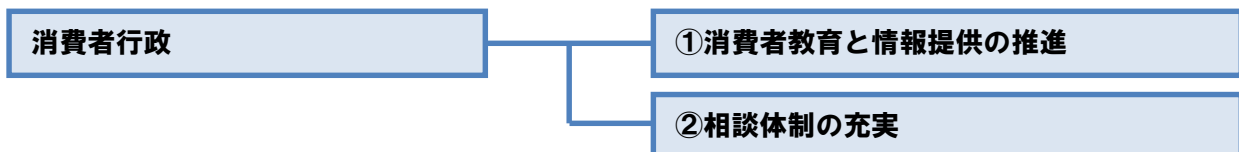
◆将来のあるべき姿

消費者意識が向上し、消費者が的確な判断力を身につけて、契約やサービス内容の適正化が図られ、自主的な消費者団体活動の活性化が図られています。また、高齢者や若年層に関わる機関や地域住民・家族などへの消費者教育の充実がなされ、消費生活トラブルが減少し、自立した消費者の安全・安心な暮らしが実現しています。

◆施策の構成

【施策】

【取り組み】



◆現状と課題

消費者行政では、地球環境問題への身近な取り組みや、安全で安心なゆとりある家庭生活の実現をめざして、生活科学センターを拠点に消費生活に関する情報を広報誌に掲載し情報提供するとともに、消費生活相談など消費者の利益確保や支援を行っています。地域への消費生活に関する講座や、高齢者を対象とした講座を行うなど啓発の充実を図っていますが、新たな手口による被害が後を絶たない状況です。このような中で、消費者の安全・安心な暮らしを推進していくためには、消費者が自主的に的確な判断力を身につけ、行動できるよう情報提供・消費者教育の充実及び消費者団体などの活動を通して、さらなる消費者意識の向上（消費者力アップ）を図る取り組みが求められています。

① 消費者教育と情報提供の推進

消費生活の複雑・多様化が進む中で、消費者を取り巻く環境は大きく変化しており、振り込め詐欺や架空請求などの犯罪が後を絶たず、高齢層・若年層が巻き込まれる消費者トラブルが増えています。今後も、消費者被害の未然防止・拡大防止を図り、消費者の権利を尊重し、自立を促すために、消費者教育と情報提供を推進する必要があります。

② 相談体制の充実

消費生活相談内容が年々複雑・多様化している状況です。相談窓口の機能強化を図るため、平成22年4月から生活科学センター内に神崎郡消費生活中核センターを開設し、神崎郡3町（神河町・市川町・福崎町）で運営しています。今後も、専門知識を有する相談員が行う啓発活動や相談業務の充実を図り、さらなる相談体制の強化に努める必要があります。

◆めざそう値

名称	実績 (H20)	現状 (H25)	目標 (H30)
出前講座の実施回数	14回	23回	30回
出前講座の参加者数	—	634人	800人

◆町の取り組み

① 消費者教育と情報提供の推進

- 法律に基づく商品の計量・表示・規格の適正化を図ります。
- 地域住民への消費者教育を実施し、知識向上に努めます。
- 消費者問題に関する情報を広報誌・パンフレット・関係機関のホームページ・消費者団体での活動などを通じて情報提供します。
- 安全・安心なくらしの実現をめざし、地域住民及び学校なども対象に幅広い年齢層への消費者教育・啓発活動を推進します。

② 相談体制の充実

- 専門の消費生活相談員による消費生活相談窓口を充実させ、消費者からの苦情や相談の対応や消費生活に関する情報提供並びに啓発などに努めます。
- 消費者団体への活動支援を行います。
- 県・関係機関が実施する研修へ参加し、消費生活専門相談員の育成やレベルアップに努めます。

◆住民等の取り組み例

- 消費者問題に関心に向け、消費者団体や地域の活動への参加
- 啓発事業への参加や広報誌などで情報収集の実行
- 問題が大きくなる前に関係機関への相談

◆連携する施策

1 - 1 参画と協働	1 - 2 地域づくり	2 - 2 学校教育
2 - 4 青少年健全育成	3 - 6 防犯	4 - 2 地域福祉
4 - 3 高齢者福祉		

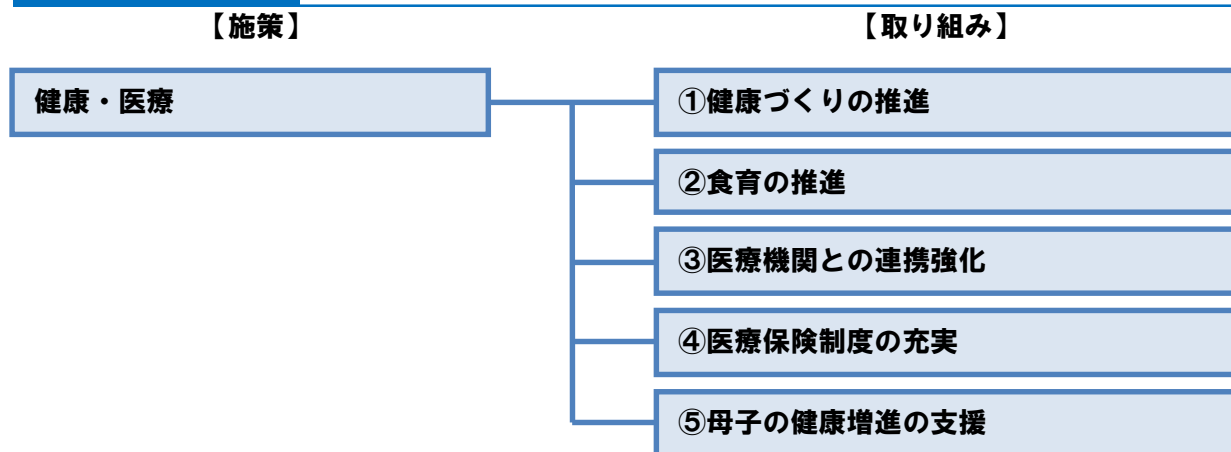
◆分野別計画等

まちづくりの柱	第4章 健康・医療・福祉（安心）
施策	1 健康・医療

◆将来のあるべき姿

医療体制が充実するとともに、住民が自主的に健康づくりに取り組み、健康づくりの輪は個人から家族へ、地域へと広がり、町全体がいきいきと健康で明るくなっています。

◆施策の構成



◆現状と課題

本町では、健康づくりを意識している人の割合は高いが、健(検)診の受診率は低い状況です。また、ほとんどの住民が保健・医療の充実に関心を持っている反面、満足度は約3割しか得られていません。医療機関の不足、医療制度の複雑化などの要因が考えられます。今後、母子を含め各世代における健(検)診体制及び診療体制の整備を図り、多くの住民から満足を得られるようにする必要があります。

① 健康づくりの推進

特定健診や各がん検診を行っていますが、受診率は目標を下回っており、さらに意識啓発を行っていく必要があります。住民自らが、積極的に健康づくりに取り組むことができるよう「気功教室」や「いずみ会」における食生活改善などの健康づくり活動を開催しています。今後も健康を維持するため、自分に合った方法を見つけ、継続していただくための支援やリーダー育成が必要です。

② 食育の推進

平成23年策定の「食育推進計画」に基づき、推進が行われ、「食育」の関心が高まりました。全世代の住民に食育意識を広げ、健康づくりを進めていくことが必要です。

③ 医療機関との連携強化

国の医療体制に基づき、適切な医療が受けられる体制の整備が進んでいます。休日・夜間診療は救急医療機関が町内にないため、郡医師会が輪番制で休日診療を行っています。救急医療は医療圏域ごとに救急センターが整備され、ドクターヘリの運航も開始されています。今後は医療制度の改革にともない、在宅医療を進めるための仕組み作りが必要です。

④ 医療保険制度の充実

都道府県が国保の保険者となる改正が進められています。がん治療をはじめ高額医療費が増える中、ここ数年は、生活習慣の改善や人間ドックなどの受診により医療費が抑制傾向にあります。今後も医療の適正化に努め、医療保険制度の安定的な運営を推進する必要があります。

⑤ 母子の健康増進の支援

核家族化や少子化、高齢出産妊婦の増加により、育児不安の強い親が増えています。また、発達に課題のある子どもなど、継続的な支援を必要とするケースが今後も増加することが予想されます。

◆めざそう値

名称	実績 (H20)	現状 (H25)	目標 (H30)
特定健診受診率	30.5%	38.4%	50%
健康・食育教室等参加者数	3,676人	5,107人	6,000人

◆町の取り組み

① 健康づくりの推進

- 誰もが受けやすい健診体制の整備と、健診に対する意識啓発を行い、受診率向上をめざします。
- 様々な健康づくりの機会や場所を提供するとともに、住民の自主的な健康づくり活動を支援して、自分に合った方法を見つけられるように支援します。
- 住民の多様な保健に関するニーズにこたえられるよう、研修の機会の確保するなど、職員のスキルアップに努めます。

② 食育の推進

- 「第2次食育推進計画」を策定し、さらに食育意識の向上に努めます。
- 家庭、地域、学校などの関係機関と連携を取りながら、食を通じた健康づくりを町全体で取り組みます。
- もち麦含有の健康機能のPRに努め、食事に取り入れてもらい、町民の健康と医療費削減をめざします。

③ 医療機関との連携強化

- 救急医療や先進医療などの新たな医療制度の推進と住民への情報提供に努めます。
- 地元の医療機関と連携して、かかりつけ医の普及を図ります。

④ 医療保険制度の充実

- 疾病予防などの啓蒙活動や早期発見早期治療のための健康診査の実施に取り組みます。
- 重複受診を避ける、ジェネリック医薬品の利用を推進するなどの医療適正化を推進します。
- 保険税の賦課、収納の適正化を図り制度の継続に努めます。
- 予防接種の受診記録などを管理する健康管理システムの整備を進めます。
- 福祉医療の継続により、病気の早期発見、早期治療を促し、子どもや重度障がい者、母子家庭等が安心して治療ができるように支援します。

⑤ 母子の健康増進の支援

- 安心して妊娠、出産、育児ができるよう、相談や教室、健診の体制を整えます。
- 予防接種や妊婦健診の助成などの経済的支援を継続します。

◆住民等の取り組み例

- 積極的に健(検)診を受け、必要ときには医療機関での受診
 - 地産地消を心がけ、健康づくりのために食育を意識した食生活の実践
 - 新しい医療制度や必要な医療が受けられる医療機関を把握するため、広報誌やインターネットでの情報収集
 - 身近なところがかかりつけ医の保持
 - 健康長寿をめざし、生活習慣の改善を行い、自分自身の健康管理の実践
- 《母子》
- 精神的にも身体的にも、健康に産後・育児ができるよう、食育・運動などの健康づくりの実践
 - 母と子の健全育成のために、定期的な健診や相談を受け、予防接種を受診
- 《大学》
- 健康づくりのリーダーとなって、健康づくり組織の支援
- 《民生児童委員や地域住民》
- 相談役や見守り役として、妊婦や乳幼児への温かいサポートの実施
- 《店舗や事業所》
- 「食の健康協力店」に登録するなど健康を意識した食の提供

◆連携する施策

- | | | |
|-----------|-----------|--------------|
| 1-1 参画と協働 | 1-2 地域づくり | 2-1 保育・就学前教育 |
| 2-2 学校教育 | 2-3 子育て支援 | 4-2 地域福祉 |
| 4-3 高齢者福祉 | 5-1 農林業 | |

◆分野別計画等

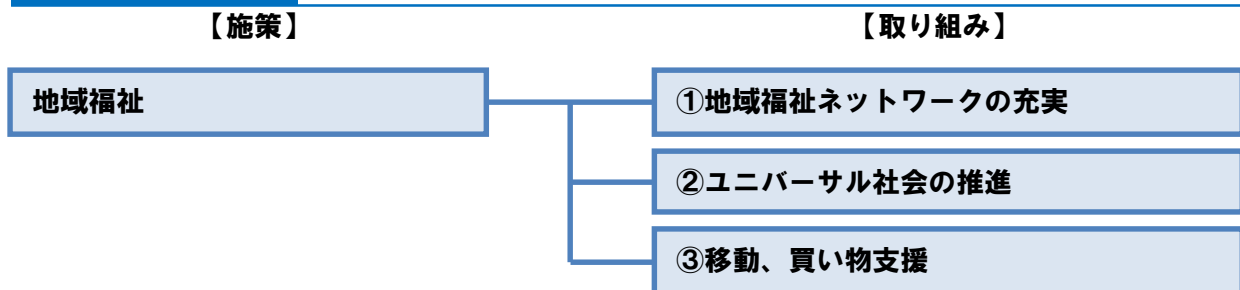
- 福崎町健康づくり計画
- 福崎町食育推進計画
- 福崎町第2期特定健康診査等実施計画

まちづくりの柱	第4章 健康・医療・福祉（安心）
施策	2 地域福祉

◆将来のあるべき姿

行政や住民、地域福祉活動団体、ボランティア、福祉事業者など地域に関わるすべての主体が、自発的・積極的にそれぞれの役割を担い、「共に生きる社会づくり」が具現化されています。

◆施策の構成



◆現状と課題

価値観の多様化や生活様式の変化、少子高齢化、共働き世帯の増加による地縁、知縁、社縁の希薄化などにより、地域福祉活動の担い手不足が進んでおり、地域をつなぐしくみづくりが求められています。また、みんなが住み慣れた地域で自立し、安心して生活を送るためには、公的なサービスの充実や住民同士の協働による地域福祉の向上とともに、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した施設整備などの必要があります。さらに、施設整備だけでなく交通弱者や買い物弱者への移動支援や買い物支援の対策などが求められています。

① 地域福祉ネットワークの充実

現在、自治会、ボランティア、行政などで地域福祉に関する様々な取り組みが行われていますが、十分とは言えない部分も多くあります。また、障がい者への理解なども含め他者の理解や配慮が十分とは言えない部分もあります。さらに、人との関わりを敬遠し、狭く浅い人間関係となる方が増え、社会的問題を誘発するケースも懸念され、これからは地域住民同士のつながりの強化が求められています。また、住み慣れた地域、自宅での生活を送ることが望まれており、社会福祉協議会などの関係団体と連携・協力し、地域での支えあう仕組みづくりを構築する必要があります。

② ユニバーサル社会の推進

公共の場の段差解消や誘導ブロックの設置など「バリアフリー新法」や「兵庫県福祉のまちづくり条例」に基づいた施設整備を引き続き進める必要があります。

③ 移動、買い物支援

交通弱者といわれる高齢者や車に乗れない方の通院や買い物といったニーズに合った移動手段の確保が求められています。また、地域の小売店の閉店と相まって、近年買い物に不安を感じる高齢者が増加しています。

◆めざそう値

名称	実績 (H20)	現状 (H25)	目標 (H30)
社協のボランティア登録団体数	51 件	47 件	55 件
巡回バスの利用者数（運行日 1 日当たり）	42 人	44 人	50 人
人生 80 年いきいき住宅改修助成件数	12 件	11 件	15 件

◆町の取り組み

① 地域福祉ネットワークの充実

- 「自律（立）のまちづくり交付金事業」などの交付金・補助金事業を創設し、実践活動の場作りを推進するとともに、効果的に運用されるよう改善を重ねます。
- 広聴の場を作り、住民や企業、団体などへの啓発と参画、連携の機会づくりを行います。
- 社会福祉協議会と連携し、「地域総合援護システム」の活性化やコミュニティ活動の促進、ボランティア活動の活性化など、住民活動を支援するとともに、医療、介護など他の関係機関とも連携、協力することで、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築に努めます。

② ユニバーサル社会の推進

- 施設などはユニバーサルデザインや「福祉のまちづくり条例」に基づいた整備を行います。
- ユニバーサルデザインに配慮した住宅の改修に対して相談や費用の助成を行います。

③ 移動、買い物支援

- 利用者のニーズに合った巡回バスの運行や外出支援事業など、移動手段の確保に努めます。
- 商店が出店しやすい環境づくりに努めます。

◆住民等の取り組み例

- 地域のまちづくり活動やボランティア活動への参加
- 地域住民による移動支援や買い物支援などの体制づくりの検討
- ユニバーサル社会の推進について理解し、福祉のまちづくりの推進

《大学》

- 企業、NPOなどは、共に助け合う地域社会の実現のため、特性を生かして地域課題に取り組める相互協力体制の構築

- 福祉のまちづくりへの参画

《事業者》

- ニーズに合った移動手段の提供や買い物弱者へのサービスの提供

◆連携する施策

1－1 参画と協働	1－2 地域づくり	2－3 子育て支援
2－4 青少年健全育成	3－3 消防・救急	3－4 防災・減災
4－1 健康・医療	4－3 高齢者福祉	4－4 障がい福祉
4－5 自立支援		

◆分野別計画等

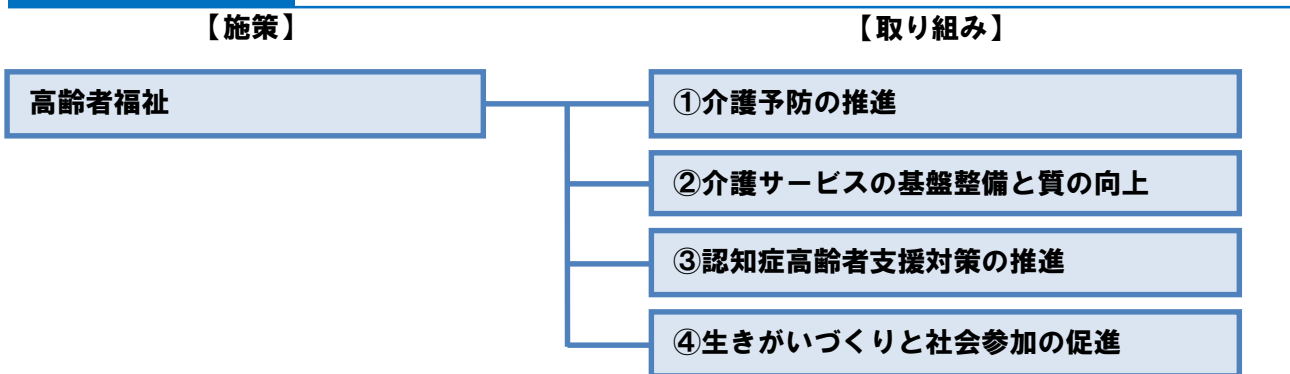
- 福崎町地域福祉計画

まちづくりの柱	第4章 健康・医療・福祉（安心）
施策	3 高齢者福祉

◆将来のあるべき姿

「高齢者福祉計画」などに基づいて、保健・医療・福祉が連携することで、地域全体での支えあいや在宅福祉を中心とした施策（地域包括ケアシステム）が充実し、高齢者が健康で生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心していきいきと生活ができています。

◆施策の構成



◆現状と課題

本町の高齢化率は年々上昇傾向にあり、核家族化による高齢者世帯や一人暮らしの高齢者が増えています。今後さらに高齢化が進む中、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく安心して生活できるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供していく必要があります。

① 介護予防の推進

ほぼ全ての集落で住民の主体的な介護予防活動が行われていますが、予防の必要な方や男性の参加が少ないという参加者側の課題や地域のリーダーの育成などが求められています。

② 介護サービスの基盤整備と質の向上

重度の要介護状態で、特別養護老人ホームへの入所を希望しながら在宅での生活を余儀なくされている高齢者が数多く存在しています。できる限り住み慣れた地域で過ごせるよう、「地域密着型サービス」の事業所などの増加が求められています。

③ 認知症高齢者支援対策の推進

認知症患者は増え続けています。本人に自覚症状がなかったり、受診の手立てがないなどの理由により発見が遅れがちです。また、周囲が病気を十分に理解していない場合や、本人が家族からの支援に遠慮がちであったりしています。

④ 生きがいづくりと社会参加の促進

平均寿命の延伸により後期高齢者が増加していますが単身や昼間独居の高齢者は外出する機会が減り活動力が低下しがちです。今後は、健康寿命の延伸に取り組む必要があります。

◆めざそう値

名称	実績 (H20)	現状 (H25)	目標 (H30)
地域ふくろうの会参加者数	—	1,555 人	2,000 人
要介護認定率	16.2%	17.4%	18.6%

◆町の取り組み

① 介護予防の推進

- 住民へ介護予防についての知識の普及と啓発を行います。
- 介護予防の「ふくろう体操」や閉じこもり予防でもある「ふれあい喫茶」など、地域が主体となり取り組む活動の継続支援と推進に向けての環境づくりを行います。
- 地域リーダーの育成について、研修会を実施するなど支援を行います。

② 介護サービスの基盤整備と質の向上

- できる限り住み慣れた地域で過ごしてもらえるよう、「地域密着型サービス」の事業所などの参入を促します。
- 必要なサービスを安心して利用できるよう、その質の向上を図りつつ、介護サービス事業所や介護支援専門員を支援します。

③ 認知症高齢者支援対策の推進

- 高齢者一人ひとりの実態や希望に応じた包括的・継続的な生活支援体制づくり（地域包括ケアシステム構築）や、社会福祉協議会などの関係機関と連携しながら、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用支援を推進します。

④ 生きがいづくりと社会参加の促進

- 社会福祉協議会やシルバー人材センターなどと連携を図りながら、ボランティアなどの社会貢献の機会・場づくりや就業機会の確保を図ります。
- 老人大学などで生涯学習の場を提供するとともに、健康づくりではスポーツ・レクリエーション活動への参加の機会をつくれます。
- 地域を基盤とする高齢者の自主的な組織としての老人会などの活動の場の確保を支援していきます。

◆住民等の取り組み例

- 介護予防活動への参加とともに、自ら進んで介護予防の実践
 - 支援の担い手としての社会参加の実施
 - 介護の重度化を防止するため、ケアマネジャーの支援を受け、サービスの適切な利用の実践
 - 認知症の方が不安なく安心して暮らせる環境づくりを推進するため、認知症の方に自然体で声掛け、見守り、行動の支援
 - 自分の能力を生かした活動、興味関心がある活動などの取り組みの実践
- 《介護保険事業者》
- 町と連携を取りながらサービスの質の向上

◆連携する施策

- | | | |
|-------------------|-----------|----------|
| 1－1 参画と協働 | 1－2 地域づくり | 2－5 生涯学習 |
| 2－8 スポーツ・レクリエーション | 4－1 健康・医療 | 4－2 地域福祉 |
| 5－2 商工業 | 6－1 道路・交通 | |

◆分野別計画等

- 第5期福崎町ゴールドサルビアプラン

まちづくりの柱	第4章 健康・医療・福祉（安心）
施策	4 障がい福祉

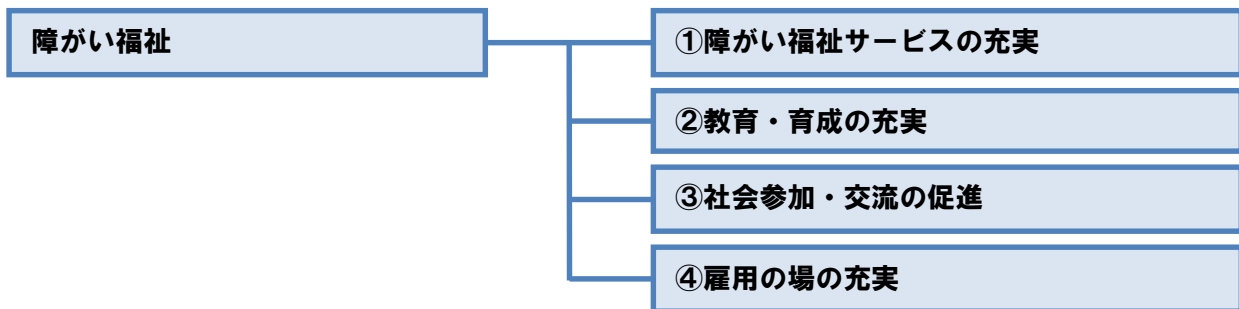
◆将来のあるべき姿

障がいの有無に関わらず、世代を超えて支えあいながら健康で文化的な生活が行われるまちづくりが実現されています。

◆施策の構成

【施策】

【取り組み】



◆現状と課題

障がい者が住みなれた地域社会で、その一員としていきいきと安心して生活できるまちづくりが重要となっています。そのためには、障がいのある人が障がいの種別にかかわらず地域の人々とともに支えあいながら地域の中で自立した生活を送るために、障がい福祉サービスや医療など利用者が必要とするサービスの質・量を確保しなければなりません。また、障がいの特性や希望するライフスタイルに応じた情報提供やサービス提供を行うことで、一人ひとりの個性と能力を最大限発揮できるように支援していく必要があります。

① 障がい福祉サービスの充実

個々のサービス利用計画の作成が義務付けられるようになり障がい福祉サービスの利用が年々増えています。しかしながら障がい福祉サービスを提供する事業者に限りがあること、近隣に事業所が少ないことなどで、サービスを受けたくても受けにくい事があります。今後は障がい福祉サービス提供事業者の参入を促進する必要があります。

② 教育・育成の充実

発達障がいを持つ子どもや特別な支援を必要とする子どもには教員の加配や施設の整備を行い、地元での教育を受ける機会の確保を行っています。教職員へ障がいに対する専門知識の習得に向けての研修機会を充実する必要があります。

③ 社会参加・交流の促進

障がいに対する理解が広まりつつありますが、社会参加できていないのが現状です。障がいには内部障がいや発達障がいなど目に見えにくいものもあり、周りの人の理解が得にくいこともあります。また余暇活動の充実は障がいの有無に関わらず大切なことです。障がい者スポーツの普及など地域との交流が図れるきっかけづくりに取り組む必要があります。

④ 雇用の場の充実

障がいのある人の企業での法定雇用率は十分でない状況です。障がいのある人を雇用する場合、障がい特性に応じた業務や環境整備が必要となり企業だけでは対応に苦慮する事が考えられます。また一般就労が難しい障がいのある人への福祉的就労の場の十分な確保を行う必要があります。

◆めざそう値

名称	実績 (H20)	現状 (H25)	目標 (H30)

◆町の取り組み

① 障がい福祉サービスの充実

- 障がいのある人が希望するサービスを利用できるように事業所の進出を促します。

② 教育・育成の充実

- 乳幼児健診などにより障がいのある子どもを早期発見し、専門相談や療育支援につなげます。
- サポートファイルを作成し、学校などに引き継ぎ適切な支援を継続します。
- 支援する関係機関の情報共有や連携の機会を設け、子どもが自立し、安心して地域で生活できる包括的な体制を構築します。
- 障がいに対する研修会の充実を図り、専門知識を持つ教職員を配置します。

③ 社会参加・交流の促進

- セミナーや講演会などの機会を通じて、障がいのある人に対する正しい理解や啓発を行います。
- 講演会での手話通訳者・要約筆記者の派遣や磁気ループの設置など、障がいのある人が参加しやすい環境整備を行います。
- 障がい者スポーツ大会などへの参加や、地域住民との積極的な交流を推進します。

④ 雇用の場の充実

- 職員採用において法定雇用率を遵守します。
- ハローワークなどの関係機関と連携し、町内の企業へ障がいのある人の雇用について、就業体験や雇用の受け入れの依頼などを行います。
- 就労系障がい福祉サービス提供事業所の製品の優先発注に努めます。

◆住民等の取り組み例

- 障がいのある人が身近な地域で生活が行えるように、障がいの理解に向けて研修会などへの参加
- 悩みを一人で抱え込まず、相談支援事業所への相談
- 就労系障がい福祉サービス提供事業所の製品の購入
《大学》
- ボランティア活動支援センターの活動の支援・周知
《事業者》
- 障がいのある人の雇用に向けて採用活動の実施
- 従業員に対して障がい特性を理解するための研修会の実施。

◆連携する施策

1 - 1 参画と協働	1 - 2 地域づくり	2 - 1 保育・就学前教育
2 - 2 学校教育	4 - 2 地域福祉	4 - 3 高齢者福祉
5 - 2 商工業	6 - 1 道路・交通	

◆分野別計画等

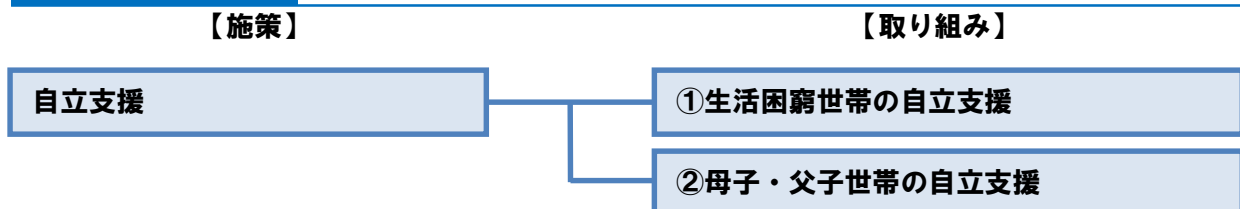
- 第2次福崎町障がい者プラン
- 福崎町第3期障がい福祉計画

まちづくりの柱	第4章 健康・医療・福祉（安心）
施策	5 自立支援

◆将来のあるべき姿

生活などの援助を必要とする世帯が減少し、誰もが自立した生活を送れる地域社会が実現しています。

◆施策の構成



◆現状と課題

全国的に生活保護世帯が増加しており、本町においても相談件数が増加しています。雇用情勢はまだ厳しい状況にあると考えられ、生活困窮世帯への適切な相談・援助体制を充実するなど、自立への支援が求められています。また、離婚の増加などにもとない母子・父子世帯が増加しており、関係機関と連携して相談・支援や自立の促進を図るとともに、子どもの健やかな成長に努める必要があります。さらに、地域の連携により、自助・共助の福祉社会を進め、家庭などの生活安定を図り、次代の社会を担う子どもの健やかな成長を進めます。

① 生活困窮世帯の自立支援

景気の低迷や高齢化の影響もあり、生活困窮者からの相談は増加しており、引き続き、生活困窮の原因を分析し、関係機関と協力して問題の解決や支援にあたる必要があります。

② 母子・父子世帯の自立支援

未婚の一人親世帯や離婚による母子・父子世帯が増加しており、母子家庭については、パートなどの不安定雇用が多く、経済的な支援が必要であるとともに、父子家庭についても、仕事と育児との両立をはじめ様々な支援が求められています。

◆めざそう値

名称	実績 (H20)	現状 (H25)	目標 (H30)

◆町の取り組み

① 生活困窮世帯の自立支援

- 地域の民生委員・児童委員などと連携し、生活困窮者の把握に努め、相談や経済的支援など、関係機関と連携し、自立への相談・支援に努めます。

② 母子・父子世帯の自立支援

- 母子・父子などの援助を要する世帯に対し、県などの関係機関と連携して自立のための相談・支援に努めます。
- 民生委員・児童委員や社会福祉協議会などと連携し、地域福祉活動を推進します。
- 医療費助成の充実などに努めます。

◆住民等の取り組み例

- 悩みを一人で抱え込まず、民生委員・児童委員などへの相談
- 支援を必要としている人があれば、普段から地域での声掛けを行ったり、民生委員・児童委員や町に情報を提供したり、相談に向かうよう助言の実行
- 子育ての孤立感をなくし、子どもと保護者とがふれあい親睦を深める支援
- 一人親世帯に対して、様々な地域活動をとおして支えあい、地域のつながりの強化
《事業者》
- 就業機会の提供や職業訓練などの安定した雇用機会の創出
- 一人親世帯に対して、育児や子育てなどがしやすい就業環境の整備

◆連携する施策

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1 - 1 参画と協働 | 1 - 2 地域づくり | 2 - 3 子育て支援 |
| 4 - 1 健康・医療 | 4 - 2 地域福祉 | 5 - 2 商工業 |

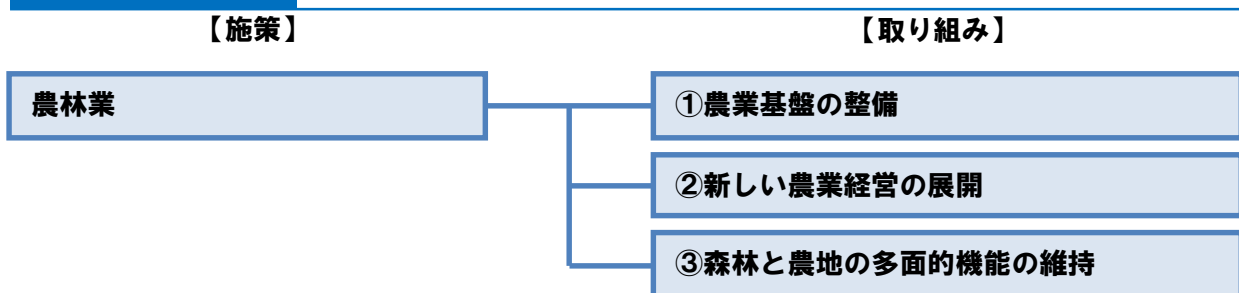
◆分野別計画等

まちづくりの柱	第5章 産業振興（活力）
施策	1 農林業

◆将来のあるべき姿

農林業に携わる人々が意欲と誇りを持って、消費者が求める安全で高品質な農産物を提供できる体制が整い、身近な生活の場面において積極的に「農」に係る生活を実践しています。また、住民参加による森林活動が推進され、地域の特性を生かした森林の回復・再生が図られています。

◆施策の構成



◆現状と課題

わが国では、米の生産調整（減反）を平成30年度をめどに廃止することや農地の流動化を進め大規模化を促すなどの農政改革が進められています。本町の農林業は、地域住民の持続的な協働活動などにより成り立っています。しかしながら、農林業を取り巻く状況は、農林業者の高齢化、後継者不足、農林業の低迷などにより大変厳しい状況におかれています。このような状況下、安全・安心な農産物の生産及び供給、地産地消・食育の推進、農地の保全や農業用施設の維持管理、森林の整備など、国、県、その他関係団体と連携を図り、農林業の有効な活性化施策の実施が求められています。

① 農業基盤の整備

本町を取り巻く状況は、農業者の高齢化などで担い手不足による農業経営基盤が弱体化しています。また、農業施策の大転換期のため、その施策に柔軟に対応し、農業経営が展開していく必要があります。さらに、ほ場整備未整備田の荒廃と担い手の確保の問題があります。今後、更新時期を迎える農業用施設が増加することから、計画的な早期更新が求められます。

② 新しい農業経営の展開

現在、食の安全・安心、安定供給など、農産物へのニーズが高まっています。農業体験や食文化を継承するための食育活動の実践が求められています。本町の特産品のもち麦やツノナスの生産者・生産量が十分確保できない状況であり、農業者の安定した農業経営の確立が望まれています。また、生産者と消費者などの交流の機会が限られており、継続発展的な交流が求められています。

③ 森林と農地の多面的機能の維持

林業の担い手の減少や国産木材の需要の減少などにより、山林に立ち入らなくなったため、森林の荒廃化が進んでいます。森林の持つ保水機能の低下だけでなく、景観や生態系にも悪影響を与えています。一方、農家においても高齢化や後継者不足、不在地主の増加による耕作放棄地問題が発生しているなかで、農業に携わることを楽しみにしている方もいます。また、農地の開発などにより農地の調整池機能の低下が進行し、集中豪雨などの際に浸水及び溢水被害が発生しており、その対策が求められています。

◆めざそう値

名称	実績 (H20)	現状 (H25)	目標 (H30)
ほ場整備率	57%	61%	62%
耕作放棄地面積	—	6.5ha	5.0ha
里山等整備面積	—	7.0ha	17.0ha

◆町の取り組み

① 農業基盤の整備

- 新規就農者や意欲ある担い手の掘り起こしを行い、地域が抱える農業の担い手と農地の問題の解決に取り組むため、「人・農地プラン」の作成を推進し、担い手の育成・確保を図ります。
- 農家の経営レベルに合わせた情報提供を行います。
- 事業を計画・実施している団体などに対し、必要な援助・助言を行います。
- ため池や水路などの農業用施設について、機能診断などにより劣化の進行状況や原因を把握し、計画的な更新・管理について援助・助言を行います。
- 高岡・福田地区でのほ場整備を推進するとともに、事業実施団体などに必要な援助・助言を行います。

② 新しい農業経営の展開

- 家庭、地域や学校給食などで地産地消を推進します。
- あらゆる場面で食について学び、体験する「食育」を推進します。
- 特産品のブランド化、6次産業化などによる販路拡大や販売を推進します。
- 農地中間管理機構など、新しい農業施策の周知を図ります。
- 消費者と生産者を結び付ける各種イベントの開催を支援します。

③ 森林と農地の多面的機能の維持

- 森林をはじめ、地域の自然環境の大切さを周知し、県の補助事業を活用しながら、新ひょうごの森づくりを推進するとともに住民参画の森林活動を支援します。
- 多面的機能支払交付金制度の地域活動や営農活動を支援するとともに、雨水貯留機能の向上を図ります。
- 楽しみとして農業を選択される定年者などについて、地域の状況に応じた適切な情報提供や研修会などを行い支援します。

◆住民等の取り組み例

- 地域の関係者で話し合い、人・農地プランを作成し担い手と農地問題の解決方法や地域農業の将来のあり方の明確化
 - 農地の持つ機能が十分発揮できるよう、地域力で耕作放棄を防ぎ、地域での有効活用の実践
 - 地産地消・食育を念頭におき、町内産農作物の購入や、特産品を使った料理教室などへの参加
 - 地域で農地や農業用施設を守る活動や農用地の多面的機能を再認識するための活動の実践
 - 森林をはじめ、地域の自然環境の大切さを意識し、住民参画の森林活動への参加
- 《農業生産者》
- 地域ぐるみで農地や農業用施設を守る活動や農用地の多面的機能の確保を図るための農業生産活動の実践
 - 安全・安心な農産物の生産体制の整備や組織づくりの実践
 - 農産物に関する各種イベントを開催し、生産者と消費者の交流を促進

◆連携する施策

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1-1 参画と協働 | 1-2 地域づくり | 2-2 学校教育 |
| 3-1 環境保全 | 3-4 防災・減災 | 4-1 健康・医療 |
| 5-3 観光 | 6-6 住宅 | |

◆分野別計画等

- 福崎町農業振興地域整備計画
- 福崎町農村環境計画

まちづくりの柱	第5章 産業振興（活力）
施策	2 商工業

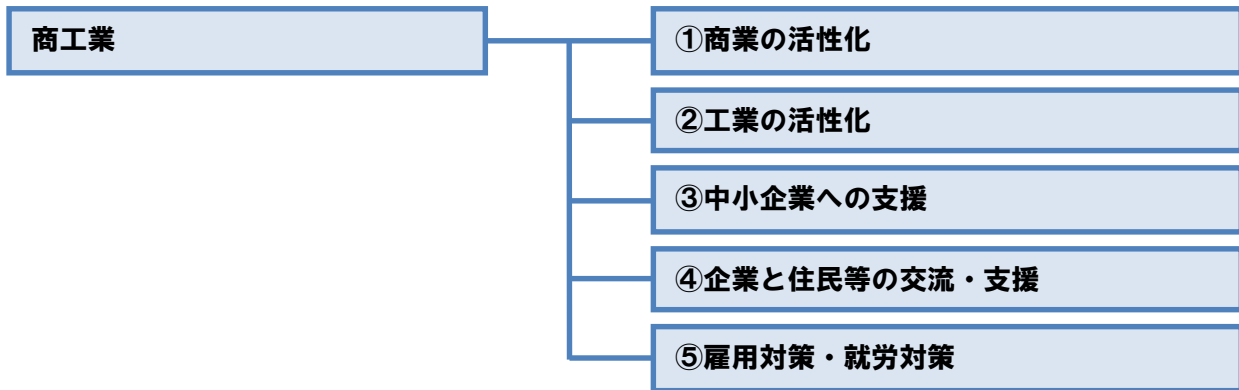
◆将来のあるべき姿

新たな起業・創業や第二創業による事業者などによって商工業の活性化が図られています。また、公共交通機関が再整備され、買い物弱者にもやさしい職住近接型のまちづくりが進んでいます。さらに、もち麦をはじめとする地域資源や関連施設を活用し、まちの活力とにぎわいができています。

◆施策の構成

【施策】

【取り組み】



◆現状と課題

小規模商店をはじめとする中小零細商工業者では、廃業や倒産などによる衰退がみられ、空き店舗などの増加やいわゆる買い物難民の増加がみられます。工業団地は分譲が完了しましたが、立地企業の撤退などによる空き区画が発生しています。また、もち麦をはじめとする特産品や観光の情報発信が十分ではないため、観光案内所など情報発信施設を整備する必要があります。

① 商業の活性化

郊外型の駐車場を備えた大型店やチェーン店が進出し、町外からも多くの買い物客が集まっています。その一方で、JR福崎駅周辺をはじめとした小規模商店からなる商店街は衰退し、まちの活力が低下するとともに、高齢者や障がい者など日用品の購買に支障を来している買い物難民の増加がみられます。また、特産もち麦については、町民にもまだ十分に浸透していない状況にあり、町の特産品や観光情報を町内外に発信する施設を整備する必要があります。

② 工業の活性化

工業団地の分譲は完了しましたが、立地企業の撤退などによる空き区画の発生がみられ、地元の中小商工業者においても衰退がみられます。一方では、規模拡大のための新たな工場用地が求められています。今後は、空き区画の企業誘致などに努めるとともに、新たな技術開発や商品開発を図るため、産学連携や町内異業種間の連携（地産地消）を推進する必要があります。

③ 中小企業への支援

中小企業への補助、助成、融資制度は少なく、利用も少ない状況です。町と商工会が連携し、研修会や個別相談会などいくつかの取り組みを行っていますが、他の地域と同様に、後継者不足や業績不振による廃業が増加しており、それを食い止める対策を検討する必要があります。

④ 企業と住民等の交流・支援

企業の地域貢献が認知される社会環境となりましたが、企業と地域住民の交流や支援の機会は少ない状況です。地域に開かれた企業づくりの推進とこの価値を評価する住民意識の醸成が必要です。

⑤ 雇用対策・就労対策

景気回復にともなう雇用情勢の回復により、有効求人倍率は上がりつつあるものの、新卒卒者などにとっては依然として厳しい状況下にあります。インターネットなどの普及によるグローバル化や技術革新が著しいなか、企業の事業展開に就労者の人材育成が欠かせない時代となっています。

◆めざそう値

名称	実績 (H20)	現状 (H25)	目標 (H30)
商工業者数	988 人	953 人	953 人
商工会組織率	60.7%	61.9%	62.0%
経営研修回数	25 回	27 回	28 回

◆町の取り組み

① 商業の活性化

- 中小零細の事業者の活性化と空き店舗などの活用を図るため、融資制度の充実や助成制度の創設を図ります。
- 「商工業振興基本条例」を制定し、地域と一体となった商工業の振興を図ります。
- 買い物難民の解消を図るため、小規模商業店舗の活性化施策を検討します。
- 特産や名産の掘り起こしに努めるとともに、新たな特産品開発を図ります。
- もち麦含有の健康機能のPRに努め、飲食店や販売店での消費拡大を図ります。
- 道の駅と併せて整備する地域振興施設や観光案内所のハード整備を推進します。

② 工業の活性化

- 工業団地の空き区画情報の整理とともに、企業誘致に努めます。
- 工業団地の規模拡大について、民間開発の支援・誘導を図ります。
- 国・県などの補助金を活用した産官学連携を推進します。

③ 中小企業への支援

- 商工会等と連携して、時代の変化に対応した起業・創業や第二創業などへの補助、助成、融資施策の再構築と充実を制度化し、PRします。
- 商工会等と連携して、中小企業経営者を対象とした研修会、講演会の開催や中小企業診断士等コンサルタント派遣などの個別相談・個別指導を推進し、異業種間連携や地域連携、また多様化に対応する店舗形態づくりに向けた情報・ノウハウを経営者が取得できるよう、取り組みを発展させます。

④ 企業と住民等の交流・支援

- 商工会等と連携して、企業情報を収集し、パンフレットやインターネットなどで情報を提供するとともに、各種イベントや産業観光、企業施策等によって、学生、住民などの交流機会の創出を図ります。

⑤ 雇用対策・就労対策

- ハローワークや若者サポートステーションと連携し、求職者が希望する職に就けるよう取り次ぎを行うとともに、求職者への情報提供や事業者の雇用につながる就職面接会、相談会などの開催など就労支援を図ります。
- 商工会等と連携し、国際化や技術革新の進展に対応した人材養成・経営者研修などの充実を図ります。

◆住民等の取り組み例

- もち麦含有の健康機能の理解と家庭での食材活用、教育やビジネスへの展開
- 整備される地域振興施設や観光案内所の利活用の推進
- 中小企業への補助、助成、融資など支援情報の積極的な取得と活用
- 商工会による企業研修会や異業種間・地域間交流会住民と企業・大学の交流会など産学金官民の連携によるまちづくりへの参画
- 地産地消や地域密着型店舗等への地域経済の循環に資する購買方法等の工夫

◆連携する施策

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1-1 参画と協働 | 1-2 地域づくり | 2-2 子育て支援 |
| 4-2 地域福祉 | 4-3 高齢者福祉 | 4-4 障がい福祉 |
| 4-5 自立支援 | 6-1 道路・交通 | 6-5 市街地整備 |
| 6-6 住宅 | | |

◆分野別計画等

まちづくりの柱	第5章 産業振興（活力）
施策	3 観光

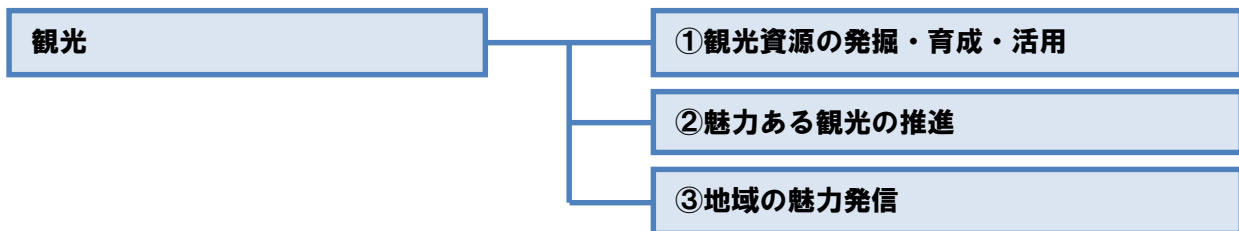
◆将来のあるべき姿

観光地としての魅力が広く知られ、観光客が増加しています。観光客の受け入れ体制の充実が図られ、地域住民が地域の活力向上に寄与しています。

◆施策の構成

【施策】

【取り組み】



◆現状と課題

町内には、豊かな自然を堪能できるスポットや歴史的建造物、特産品や農産物の直売店などの短期滞在型の観光資源が点在するものの、それらをつなぐ広域の観光ルートが未整備のため、観光客の回遊性に乏しく短期の滞在に留まっています。魅力ある観光資源がまだまだ埋もれている状況にあり、既存資源の魅力の再発見と新しい視点での観光ルートの整備を行い、併せて情報発信拠点を整備していく必要があります。

① 観光資源の発掘・育成・活用

七種山や日光寺山では登山道案内標識が整備され、七種山では町外からの登山客も増加傾向にあり、他の主要な山についても登山道の整備を検討する必要があります。また、辻川界限や辻川山周辺では、カラー舗装などまちなみ美化や学問成就の道の整備などに取り組み、本町を代表する観光地となっています。しかし、来訪者の多くは日帰りで、滞在時間が短いのが現状です。今後は、新たな観光資源の掘り起こしと新しい観光ルートの設定を行い、より長く滞在してもらう取り組みが必要となっています。

② 魅力ある観光の推進

観光ルートを設定するにあたっては、テーマやセールスポイントを明確にするとともに、ルート上の観光スポットのさらなる魅力づくりを図る必要があります。辻川界限では、観光ボランティアガイドが活躍していますが、他の観光地も含めた新たなガイドを育成する必要があります。また、観光情報の発信基地として観光案内所を整備する必要があります。

③ 地域の魅力発信

もち麦や観光の情報を広報やホームページで発信しています。これからは、インターネットや新聞、テレビなどの媒体を活用して、より多くの方々に的確に情報発信をしていく必要があります。また、柳田國男や辻川山公園の河童などの観光資源を活用した商品の開発やイベントの企画など、観光客をターゲットにした施策を展開し、地域住民とともに本町の魅力を高める取り組みを推進する必要があります。

◆めざそう値

名称	実績 (H20)	現状 (H25)	目標 (H30)
観光客入込数	—	238,000 人	250,000 人
辻川界限主要施設来館者数	47,000 人	48,000 人	52,000 人
登山道整備済みの山	8 箇所	10 箇所	12 箇所

◆町の取り組み

① 観光資源の発掘・育成・活用

- 地域の観光資源を掘り起こし、お宝マップの作成など観光資源の再発見・再構築を行います。
- 産業観光を検討するとともに妖怪をテーマにした町おこしイベントなど集客施策を計画します。
- 観光施設の案内標識や公衆便所、観光マップなどを整備します。
- 七種三山（七種山、七種槍、薬師峰）のさらなるPRを行い、リピーターを確保します。
- ボランティア団体などと連携しながら新たな登山道の整備を進めます。
- 播州福崎秋まつり（氏神祭）を観光資源としてホームページなどを活用して積極的にPRに努めます。

② 魅力ある観光の推進

- JR福崎駅前観光案内所の整備に併せて旧辻川郵便局の観光案内拠点としての活用など辻川界隈の整備を検討するとともに、道の駅の整備を推進し、もてなしの体制を充実させます。
- 複数の観光スポットをつなぐ観光ルートを整備し、観光客の定着を図るとともに、JRや旅行社などとの連携により誘客を図ります。
- 交通の利便性を生かし、銀の馬車道の取り組みなど市町を越えた広域観光連携を強化します。
- ガイド養成講座などを開講し、新たなボランティアガイドグループの立ち上げに対する支援を行います。

③ 地域の魅力発信

- もち麦やツノナスなど特産品の情報発信を積極的に行い、普及促進を図ります。
- 新聞社や民間の情報発信事業者への情報発信やSNSなど、若者のニーズに対応した情報発信を行うとともに、地元企業と連携した情報発信や地域の魅力を活用したイベントの開催を図ります。

◆住民等の取り組み例

- 観光案内所の運営やボランティアガイド、観光施設の美化活動など地域活動への積極的な参画
- 地域の魅力の発掘・収集と情報の発信
- 地域の特産品づくりの取り組み
- もてなしの心の醸成と観光客との交流の推進
- 地域の魅力を発信する交流イベントの企画、参画

◆連携する施策

- | | | |
|-----------|-----------|---------------|
| 1－1 参画と協働 | 1－2 地域づくり | 2－7 芸術・文化、文化財 |
| 3－1 環境保全 | 5－1 農林業 | 5－2 商工業 |
| 6－5 市街地整備 | | |

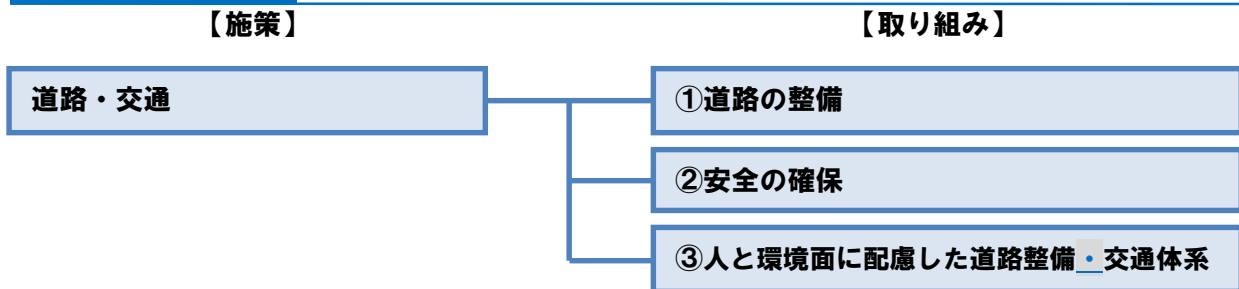
◆分野別計画等

まちづくりの柱	第6章 まちの基盤（利便・快適）
施策	1 道路・交通

◆将来のあるべき姿

計画的・効率的で持続可能な道路整備により、歩行者、自転車、自動車など各種交通が安全かつ快適に利用しています。

◆施策の構成



◆現状と課題

本町では、高度成長期に進められたインフラ整備により、これまで道路交通網の構築を計画的に行ってきました。現在は、少子高齢化などの社会状況の変化に即した道路及び交通網整備が課題となりつつあり、また環境配慮などの新たな問題への対応も求められています。一方、これまでに整備されたインフラの老朽化への対応も迫られる中、このような多様化した課題に対して住民ニーズに即したバランスのとれた施策の実施が必要です。

① 道路の整備

都市計画道路中島井ノ口線や西治長野線が整備されるなど、道路ネットワークの構築が図られています。今後は朝夕の交通混雑や狭あい部の解消など安全で快適な道路整備を進める必要があります。また、町道については優先度の高い区間から整備を行いながら、今後は、橋梁や道路照明灯などの道路インフラの老朽化に対応する必要があります。

② 安全の確保

狭あい部の整備について、整備可能な箇所から順次整備を行っていますが、幅員狭小道路は主に集落内に多く、整備の推進が求められています。通学児童及び歩行者等の安全を確保するため歩道などの整備を順次実施していますが、引き続き特に通学路での安全対策の実施が必要です。また、近年道路構造物の老朽化及び不具合による事故などが発生しており、その未然防止などの対策が必要です。

③ 人と環境面に配慮した道路整備・交通体系

中島井ノ口線において、歩道を設置し、点字ブロックを設置するなどバリアフリー化を図りました。今後も、引き続き道路改良、改修においてバリアフリー化に取り組む必要があります。一方、毎月最終金曜日を「マイバス・マイ電車の日」として公共交通機関への利用転換を広報などで啓発を行っていますが、公共交通機関への転換は図れていない状況です。

◆めざそう値

名称	実績 (H20)	現状 (H25)	目標 (H30)
町道舗装率	62%	63%	65%
歩道整備率	11.9%	12.9%	13.1%

◆町の取り組み

① 道路の整備

- 優先度の高い道路について計画的な整備を行います。
- 住民ニーズを把握し、道路整備の必要性などを検討しながら、安全で快適な道路ネットワークの構築を行います。
- 「道路橋長寿命化修繕計画」及び「道路ストック総点検」により、計画的かつ効率的な道路などの整備及び維持修繕を実施します。
- 道路利用者や地域の人々のための休憩機能や情報発信機能などを併せ持つ交流拠点として道の駅の整備を推進します。

② 安全の確保

- 幅員狭小な道路に対して水路蓋掛けなどの路肩整備を実施し、事業費の削減を図りながら、安全対策を実施します。
- 事故発生の危険性などを考慮した上での道路整備を実施します。
- 歩行者、特に通学児童の安全安心な通行を確保するため歩道などの交通安全施設の整備を行います。
- 交通安全施設の不具合などによる事故発生を防止するために施設点検を実施し未然防止を図ります。

③ 人と環境面に配慮した道路整備・交通体系

- だれもが安全で円滑に通行できるよう、段差の解消、点字ブロックの敷設などバリアフリー化を進めます。
- 平成 26 年度から着手する「JR 福崎駅周辺整備事業」により、JR 福崎駅前広場及びアクセス道路の整備を行い、利便性を向上させ、公共交通機関の利用を促進します。

◆住民等の取り組み例

- 地域の道路の美化清掃活動への参加
- 道路整備において、用地買収、工事中の交通規制などへの理解、協力
- 水路での蓋掛けなどにおける地元区などでの維持管理に関する理解、協力
- 通学路での通学児童への見守りなど、地域での安全対策及び啓蒙活動への協力
- 道路のバリアフリー化について、歩行者などの安全の確保への協力
- 公共交通機関（巡回バス、JR 及び高速バスなど）の利用促進に対して理解、協力

◆連携する施策

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1 - 1 参画と協働 | 1 - 2 地域づくり | 3 - 5 交通安全 |
| 4 - 2 高齢者福祉 | 4 - 4 障がい福祉 | 6 - 5 市街地整備 |
| 6 - 6 住宅 | | |

◆分野別計画等

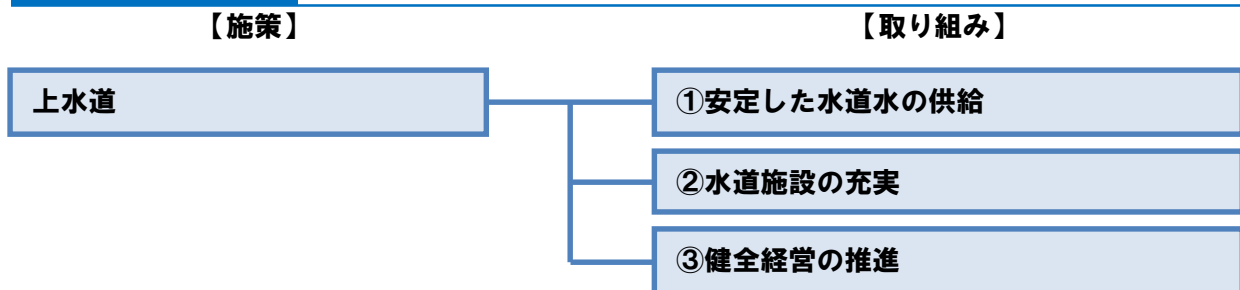
- 福崎町道路橋長寿命化修繕計画
- 福崎町都市計画マスタープラン

まちづくりの柱	第6章 まちの基盤（利便・快適）
施策	2 上水道

◆将来のあるべき姿

安全で安心な水道水を安定して供給し、健全な企業経営を行っています。

◆施策の構成



◆現状と課題

水道を取り巻く環境は、「普及・拡大の時代」は終焉を迎え、既に「維持・更新の時代」を迎えています。本町では、老朽管の更新工事を行い、石綿管は全てなくなりました。また、節水意識の浸透、節水機器の普及、人口減少時代への突入などにより生活の中で使われる水道水の量は着実に減少しています。今後は、長期的需要に見合う水源を確保するとともに、水道施設の計画的な維持・更新を進め、引き続き安全で安心な良質の水を安定的に供給する必要があります。

① 安定した水道水の供給

計画給水人口などを見直し水需要予測を行うことにより、「施設整備等実施計画」を策定するとともに兵庫県水道用水の計画的な受水を行っています。

② 水道施設の充実

優先度の高い最重要施設の耐震補強工事を進めるとともに、老朽管の更新や福田水源地の高度浄水施設整備に取り組んでいます。今後は、健全性・耐震性を踏まえた計画的な水道施設更新や安全で安心な水道水を供給するために高度浄水施設の整備を進める必要があります。

③ 健全経営の推進

上下水道課としての組織統合による事務の効率化や漏水防止対策による有収率の向上、公営企業会計制度の改正にともなう固定資産台帳の調整に取り組みました。今後は、経費削減と業務効率化に向けた業務委託の検討や事務事業の効率化を図る必要があります。

◆めざそう値

名称	実績 (H20)	現状 (H25)	目標 (H30)
管路の耐震化率	—	4.1%	8%
施設整備等実施計画に基づく施設の更新率	—	—	17%
有収率	86.1%	91.9%	93.5%

◆町の取り組み

① 安定した水道水の供給

- 水源の確保、計画的な兵庫県水道用水の購入、災害連携に努めます。
- 水質検査、配水池の整備、監視強化を図ります。

② 水道施設の充実

- 施設整備等実施計画に基づき施設の更新、管路の耐震化を進めます。
- 高度浄水施設の整備を推進します。

③ 健全経営の推進

- 経営コストの低減や経営の効率化を図ります。
- 財政計画を策定するとともに、料金水準の適正化などによる経営基盤の強化を図りながら健全経営を推進します。

◆住民等の取り組み例

- 水質保全・環境保全に対する理解と協力
- 渇水期などにおける節水対策への協力
- 水道事業の経営は、水道料金により支えられていることの理解を深め、納付意識の向上

◆連携する施策

3 - 1 環境保全 3 - 4 防災・減災 5 - 1 農林業

◆分野別計画等

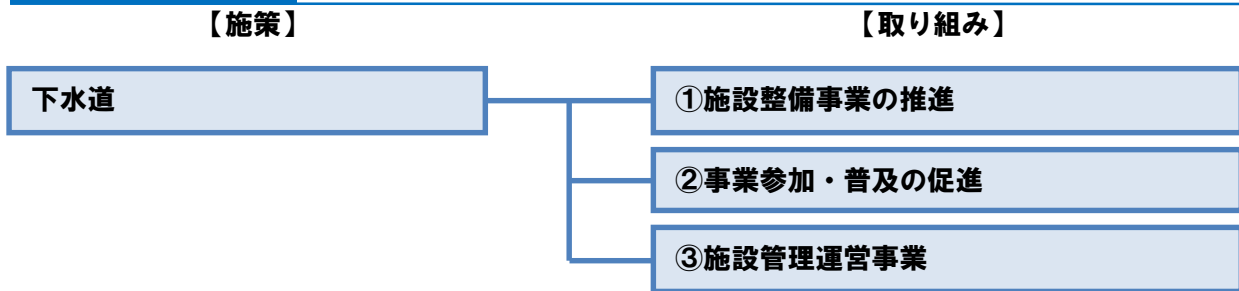
- 福崎町地域水道ビジョン

まちづくりの柱	第6章 まちの基盤（利便・快適）
施策	3 下水道

◆将来のあるべき姿

各施設の適正な維持管理を行い、放流水質の向上、公共水域の保全が図られているとともに、下水道接続への理解が高まり、接続率が向上し、更に水質改善がなされています。

◆施策の構成



◆現状と課題

下水道事業は、生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び浸水の防除を目的とし、事業が推進され住居区域周辺の水質が改善されました。今後は、工業団地での面整備を進めるとともに、下水（汚水・雨水）排除に必要な施設の整備を住民の理解を得ながら推進し、望ましい水循環、水環境づくりに努める必要があります。

① 施設整備事業の推進

「福崎町公共下水道事業長期財政計画」に基づき進めてきた施設整備も福崎工業団地、福崎企業団地を残してほぼ完了しました。また、農業集落排水6施設については、平成25年度に施設の機能強化を行いました。しかし、コミュニティプラント施設については未改修となっているため、公共下水道へ早期統合させることが現在の課題となっています。汚水整備については計画している面整備工事が完了するので、今後は、施設を健全な状態で長く保っていくために、適時適正な管理に取り組んでいく必要があります。また、近年はゲリラ豪雨等により町内でも冠水被害が頻繁に発生しています。これら地域の浸水対策として、重点的に雨水幹線整備を推進していく必要があります。

② 事業参加・普及の促進

下水道未接続の家屋を対象に戸別訪問による啓発活動を行うなど、下水道接続の促進を図ることにより一定の効果を上げていますが、今後においても、下水道への事業参加についての発活動に引き続き取り組む必要があります。

③ 施設管理運営事業

福崎浄化センターなどの各施設については、放流水質基準を満たし、非常に安定した施設管理を行っています。引き続き、安定した放流水質を維持するため施設の適切な管理運営を行う必要があります。さらに、下水道事業についても公営企業会計へ移行し、事務の効率化を図る必要があります。

◆めざそう値

名 称	実績 (H20)	現状 (H25)	目標 (H30)
普及率	84.5%	99.0%	100%
水洗化率	61.9%	72.7%	75%
事業認可面積の整備率	81.3%	74.4%	100%

◆町の取り組み

① 施設整備事業の推進

- 「福崎町公共下水道事業長期財政計画」の見直しを行い、コミュニティプラント施設及び農業集落排水の公共下水道への接続時期などの検討を図ります。
- 工業団地内での整備を推進します。
- 区域外での合併処理浄化槽の設置を推進します。
- 川すそ雨水幹線事業の早期完成に取り組むとともに、現在の雨水排水計画を道路整備計画等と整合を図るなど、実現性の高い計画に見直すことで、浸水被害の予想される地域の早期事業化に努めます。
- 雨水排除施設整備を計画的に推進します。

② 事業参加・普及の促進

- 未接続者に対する要因の把握・分析を行うとともに、町広報、パンフレットの配布、出前講座などを通じて、下水道接続などの事業参加の必要性について認識を高めるためのPRを行います。
- 環境保全に対する意識の啓発活動を行います。

③ 施設管理運営事業

- 浄化センターや下水道管の清掃など適正な維持管理を行います。
- 接続率の向上を図り、使用料などの収入を確保し安定した財政運営と事業の効率化に努め、下水道会計の健全化を推進します。
- 下水道処理施設に流入する不明水の原因究明に努め、不明水対策を講じます。
- 施設台帳及び固定資産台帳を整備するとともに、公営企業会計への移行を推進します。

◆住民等の取り組み例

- 下水道事業について理解を深め、供用開始後の速やかな接続
- 下水道へ油やごみなどを流さず、正しい使用方法の実践
《事業者》
- 必要な措置を講じ、基準に適合した水質の下水の排除

◆連携する施策

1 - 1 参画と協働 3 - 1 環境保全 3 - 4 防災・減災

◆分野別計画等

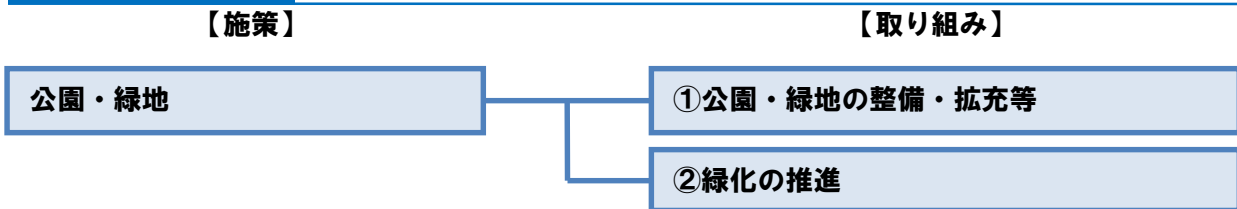
- 福崎町公共下水道事業長期財政計画
- 福崎町公共下水道事業計画

まちづくりの柱	第6章 まちの基盤（利便・快適）
施策	4 公園・緑地

◆将来のあるべき姿

地域住民による公園・ふれあい広場の適切な維持管理が浸透しているとともに、地域の緑化が活発に行われています。

◆施策の構成



◆現状と課題

公園・緑地は、住民のふれあいやぬくもり、やすらぎのある生活を確保・創造するためにきわめて重要な役割を担っています。本町には、スポーツ振興の役割を果たす福崎町市川河川公園やスポーツ公園などがあり、住民のふれあいや憩いの場としては百歳の森公園などがあり、辻川山周辺整備も進めています。これらは、災害時における避難路、避難地、復旧・復興の拠点など、多様な面において重要なインフラとしての役割も担っています。今後も、住民の憩いの場として、水辺や森林など、自然的資源を保全・保護しつつ公園・緑地の整備を検討する必要があります。

① 公園・緑地の整備・拡充等

現在、住民の身近な広場は各集落に点在しますが、本町で大規模な緑地を確保することは困難であり、一人当たりの公園面積が小さく、住民要望に十分応えているとは言えない現状です。今後は、住民の日常的なレクリエーションや憩いの場としての公園などの整備が望まれます。また、里山や神社仏閣境内地などを生かした自然環境や歴史文化資源の保全と調和した環境整備を進めていくことが求められています。

② 緑化の推進

「県民まちなみ緑化事業」を活用した校庭の芝生化などを図りました。また、地元やボランティア団体による道路・植樹帯や公園、町有地での花苗の植樹が行われています。引き続き、住民参加による緑化活動の推進が求められています。

◆めざそう値

名称	実績 (H20)	現状 (H25)	目標 (H30)
公園・緑地の整備や緑化の推進の満足度※	—	12.6%	15%

※…平成 25 年 11 月実施住民アンケート（全世帯対象）より

◆町の取り組み

① 公園・緑地の整備・拡充等

- 「福崎町緑の基本計画」をもとに、公園などの整備・拡充や緑地の保全を推進します。
- 公園の安全性や長寿命化を図るため、遊具、フェンスなど公園施設の計画的な改修・修繕を行います。
- 都市公園のバリアフリー化、駐車場の整備、一部のふれあい広場のトイレ水洗化など、利便性の向上に努めます。
- 災害に備えるため、災害時の避難場所に指定する公園について、災害時利用マニュアルの作成とその普及を図ります。
- 住民や企業との連携による公園の管理・運営方策について検討するとともに、公園ボランティアの育成を図ります。
- アドプト事業などによる公園管理の支援を行います。
- 辻川山周辺全体を観光拠点として整備し、交流の地域づくりを進めます。
- 多目的グラウンドの整備に合わせ、浄化センターの修景施設を含めて公園化を図ります。

② 緑化の推進

- 国・県などの緑化に関する補助事業について、広報誌に掲載するなど積極的にPRを行い、活用を促します。
- 公共施設の敷地内や道路、河川などの公共空間の緑化を推進します。
- 企業敷地や個人敷地の緑化を促進します。
- 住民の参加、協力による緑化を推進します。
- 町内に点在する神社仏閣については、境内地の樹木とあわせ緑地としての景観の保全が図られるよう働きかけます。

◆住民等の取り組み例

- 公園などの清掃活動への参加
 - 公園の使用など適切な維持管理の実践
 - 個人住宅での緑化の推進
 - 緑化に関するボランティア活動への参加
- 《事業者》
- 工場や事業所の敷地周辺の緑化の推進

◆連携する施策

- | | | |
|-------------|-------------|------------|
| 1 - 1 参画と協働 | 1 - 2 地域づくり | 3 - 1 環境保全 |
| 3 - 4 防災・減災 | 5 - 3 観光 | |

◆分野別計画等

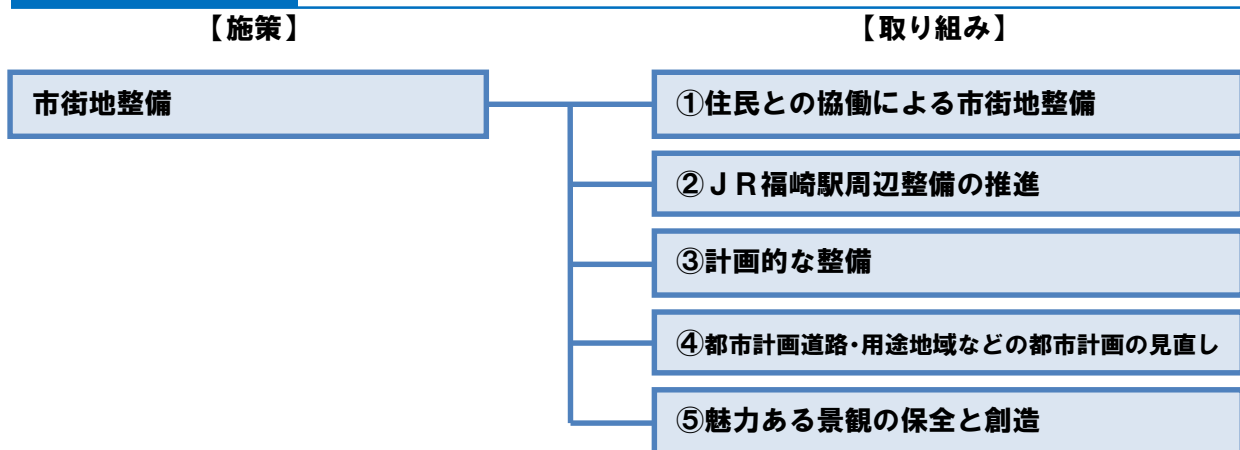
- 福崎町緑の基本計画
- 福崎町地域防災計画

まちづくりの柱	第6章 まちの基盤（利便・快適）
施策	5 市街地整備

◆将来のあるべき姿

福崎駅周辺整備が推進され、訪れやすく住みやすいまちが整いつつあります。また、計画的な民間開発の誘導・支援が進められ低未利用地が減少するとともに、有効な土地利用の見直しが行われています。さらに、住民、企業及び行政が一体となって、計画的にまちなみの保全・創出を行っています。

◆施策の構成



◆現状と課題

市街地の整備は、街区とそれを結ぶ道路、河川、公園緑地などの都市施設との関係に配慮し、本町のもつ豊かな自然を生かした整備を基本とし、JR福崎駅周辺については、“まちの顔”としての風格ある整備に向け取り組んでいます。新市街地の形成にあたっては、周辺の自然と調和した計画的な開発を誘導するとともに、地区計画などにより魅力あるまちづくりの創出をめざします。また、美しいまちなみを創出し、保全することは、住むものや訪れるものにおいしいおいと与えます。今後も、伝統的景観の保存とともに、新しいものと古いものが融合した親しみやすさと個性を感じさせる調和のとれたまちなみづくりの推進に努めます。

① 住民との協働による市街地整備

町の将来像や目標が示された各種計画をホームページに掲載し、情報の共有化・公開に向けて取り組んでいます。モータリゼーションの進展、消費者のライフスタイルの変化などを背景に、既成市街地における商業機能の低下、居住環境整備の遅れ、防災上の不安など既成市街地の衰退・空洞化という問題があります。

② JR福崎駅周辺整備の推進

JR福崎駅周辺では、駅前広場や駐車場、並びに道路網の未整備で、バスが駅前に乗り入れられない状況です。JR福崎駅周辺整備に事業着手し、町の玄関口としての機能強化を行い、「訪れやすく住みやすいまち」として、駅利用の利便性の向上を図る必要があります。

③ 計画的な整備

地価が下落傾向にあり、区画整理や土地利用転換などの面整備が困難な状況ですが、中島井ノ口線の開通により、東側沿線の商業施設立地が進んでいます。民間開発の支援・誘導については十分に行えていない状況です。市街地の中には未だ狭小な道路が多く、低未利用地の活用が課題です。

④ 都市計画道路・用途地域などの都市計画の見直し

都市計画道路の未整備区間の中には、計画決定後の社会経済状況の変化により、必要性に変化が生じているものも存在します。今後は、社会状況の変化や現時点における必要性を再検証し、見直しに向けた検討を進め、優先する路線から計画的に整備を進めていく必要があります。さらに、土地利用については、現状に見合う用途地域の見直しや地区計画の活用などの検討が必要です。

⑤ 魅力ある景観の保全と創造

辻川界限では、周辺の文化拠点施設に調和した美観整備に取り組みました。今後は、JR福崎駅周辺整備事業に着手し、歩道や駅前広場、ポケットパークなどを整備するとともに、辻川界限についても地域の環境、歴史、文化などの特性に考慮しつつ、福崎駅周辺整備に併せて整備を行ない、来訪者と居住者の憩いと団らんの空間を創出し、魅力あるまちなみづくりを進める必要があります。

◆めざそう値

名称	実績 (H20)	現状 (H25)	目標 (H30)
J R 福崎駅周辺整備など市街地整備の満足度※	—	8.4%	30%
魅力あるまちなみ創出の満足度※	—	11.2%	30%

◆町の取り組み

※…平成 25 年 11 月実施住民アンケート（全世帯対象）より

① 住民との協働による市街地整備

- 適正な土地利用を進めるため、情報提供を行い、住民の理解が得られるように努めます。
- 住民の理解のもと、住民主体のまちづくりを推進します。
- 生活に必要な商機能が近接した効率的で持続可能なまちづくりを推進します。
- 住民と協働しながら土地区画整理を推進し、快適で豊かな生活環境と災害に強い市街地の形成に努めます。

② J R 福崎駅周辺整備の推進

- 駅前広場や駐車場の整備、県道甘地福崎線の拡幅整備を行います。
- 路線バスの駅前乗り入れや駅周辺駐車場料金の一部を補助する社会実験を行います。
- 駅前広場にモニュメントや雨にぬれずにバス・タクシーから電車に乗り換えがができるシェルターの整備、さらに観光交流センターを整備します。
- 県道甘地福崎線の歩道やポケットパークを整備し、近隣住民の利便性施設用地の確保を行います。

③ 計画的な整備

- 良好な住宅環境を構築するため、住民と協働し地区計画の指定に努め、民間開発の支援・誘導を図ります。

④ 都市計画道路・用途地域などの都市計画の見直し

- 良好な市街地を形成するため、用途地域の見直しを図ります。
- 中島井ノ口線西側沿線について、県の指導を受けながら地域住民と協力し、有効な土地利用の検討を図ります。
- 工業団地の規模拡大などについて、民間開発の支援・誘導を図ります。

⑤ 魅力ある景観の保全と創造

- 地域や地区においての建築協定の締結や地区計画制度の導入を図り、広告看板などを含め魅力ある景観の創造と保全に努めます。
- 住民の参加と協力を得ながら、イベント開催を支援するなどまちの個性を創りだし、魅力ある「訪れたくなるまちなみづくり」など景観形成に努めます。
- J R 福崎駅周辺整備において、歩道や駅前広場、ポケットパークなどの整備を推進します。
- 屋外広告物条例に基づき、看板などの規制やまちなみ景観づくりに努めます。

◆住民等の取り組み例

- J R 福崎駅周辺整備に関心を持ち、J R 福崎駅の利用促進への協力
 - 地区計画等の地域の説明会などへの参加
 - 建築などをする場合の関係法令の遵守
- 《事業者》
- 屋外広告物などを設置する場合は、条例を順守し、周辺の景観への配慮

◆連携する施策

- | | | |
|-------------|-------------|-----------------|
| 1 - 1 参画と協働 | 1 - 2 地域づくり | 2 - 7 芸術・文化・文化財 |
| 3 - 3 消防・救急 | 3 - 4 防災・減災 | 5 - 2 商工業 |
| 5 - 3 観光 | 6 - 1 道路・交通 | 6 - 6 住宅 |

◆分野別計画等

- 福崎町都市計画マスタープラン
- 福崎町土地利用基本計画

まちづくりの柱	第6章 まちの基盤（利便・快適）
施策	6 住宅

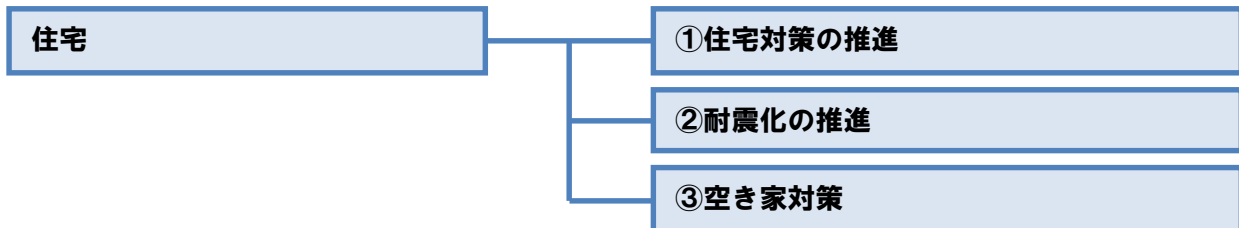
◆将来のあるべき姿

安全・安心な住まいづくりが促進されるとともに、道路・公園・緑地などの環境整備も進み、住みたくなるまちとしての住宅環境が形成され、安定した住環境が実現しており、さらに、町内で住宅を取得し、定住する人が増えています。

◆施策の構成

【施策】

【取り組み】



◆現状と課題

町内の住宅は持ち家の比率が約7割と高い状況にあります。近年、少子高齢化や核家族化の進展などの社会情勢の変化により家族形態及び生活スタイルも大きく変化し、これまでの画一的な住まいづくりでは住民ニーズに対応しきれなくなっています。今後は、多様化する需要に対応した災害に強い住宅整備を推進し、「住みたくなるまち福崎」をめざし、家族形態・生活様式に留意した「安全・安心な住まいづくり」を促進する取り組みが求められています。また、人口減少時代への対応として、空き家対策についての取り組みも検討が必要です。

① 住宅対策の推進

平成9年に策定した「公営住宅マスタープラン」により田尻団地及び塚本団地の建て替えを実施し、住宅供給が行われましたが、その後の老朽化が著しい住宅についても建て替えが進んでいない状況です。今後は、計画的な公営住宅の建て替えを推進していく必要があります。

② 耐震化の推進

平成7年に発生した阪神・淡路大震災や平成22年に発生した東日本大震災など近年大規模な地震が頻発しており、今後、東南海・南海地震や山崎断層地震の発生が予想されており、大地震がいつ起こってもおかしくない状況です。住まいの備えとしての住宅の耐震化は命・暮らしを守る上で大変重要ですが、簡易耐震診断及び耐震改修には多額の費用負担が必要であり、補助制度はありませんが、件数は10件以下と十分活用されているとは言えない状況です。

③ 空き家対策

現在、少子高齢化の進行による人口減少にともない空き家数は増加する傾向にあり、維持管理されていない空き家による事故（建物倒壊、屋根・外壁材などの落下）、住環境の悪化（ゴミなどの投棄・放置、樹木・雑草などの繁茂）及び防犯面の不安（放火等による火災、不審者の進入・不法滞在など）が懸念されています。今後は、空き家を有効に利活用したり、周囲に悪影響を及ぼさないよう適正管理、除却する対応などを検討していく必要があります。

◆めざそう値

名称	実績 (H20)	現状 (H25)	目標 (H30)
特別指定区域制度利用による建築延べ件数	37 件	103 件	180 件
簡易耐震診断※実施延べ件数	18 件	37 件	65 件
転入者の新規住宅着工数	25 件	27 件	30 件

※・・・平成18年度以降の延べ件数

◆町の取り組み

① 住宅対策の推進

- 良質な住宅や宅地を供給するため、民間開発の促進・指導などの取り組みに努めます。
- 市街化調整区域については、特別指定区域の活用を図り、有効な土地利用を促進します。
- 「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、町営住宅の集約建て替え計画を推進します。
- 高齢者や障がい者の安全・安心な住環境づくりの促進を図ります。
- 周辺住宅と調和がとれ、環境に配慮した住まいづくりの推進に努めます。

② 耐震化の推進

- 町営住宅を含む公共施設の耐震改修を計画的に実施し、安全・安心なまちづくりに努めます。
- 一般住宅等については、広報やホームページなど様々な媒体を活用して簡易耐震診断及び耐震改修の必要性を広く住民等に啓発及び周知し、補助制度の積極的な活用を促します。

③ 空き家対策

- 空き家の戸数、管理状況等の把握、周囲への影響など、空き家の実態を調査し、空き家を適正管理するための条例、要綱などの制定を含めた対策を検討します。
- 空き家の有効活用を推進するため、空き家バンク制度の策定を図ります。

◆住民等の取り組み例

- バリアフリー化や環境共生住宅への転換の推進
- 良好な住環境の維持
- 耐震診断の必要性を理解して、簡易耐震診断推進事業などの補助制度を積極的に活用し、地震に強い住宅づくりの推進
- 町が行う空き家の実態把握に協力し、地域内の空き家に関する情報の提供

◆連携する施策

1 - 1 参画と協働	1 - 2 地域づくり	2 - 3 子育て支援
3 - 6 防犯	4 - 3 高齢者福祉	4 - 4 障がい福祉
5 - 1 農林業	6 - 5 市街地整備	

◆分野別計画等

- 福崎町公営住宅等長寿命化計画